

360
611

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18 80 1 2 3 4 5

始



特217

591



農林省水産局編纂

漁業協同組合簿記講義

東京株式會社水産社發行



凡 例

曩に局員を各地に派遣し改正漁業組合制度に關し講述せしむる處ありたるが本編は其の際に於ける漁業組合會計經理の講義の要旨に付、主として農林屬庄司嘉の記述したるものにして多少私見に亘る點なきに非ざるも當業者に於て此の種刊行物の頒布を熱望するの聲切なるものあるに鑑み爰に上梓する次第なり

昭和十一年四月

農 林 省 水 産 局

漁業協同組合簿記講義 目次

第一章 漁業組合の會計制度改正の趣旨	一
第二章 貸借對照表の方式に依る會計經理	七
第三章 漁業協同組合簿記の型式	二〇
第四章 總 說	三三
第一節 簿記の意義	三三
第二節 簿記の効用	三四
第三節 簿記の種類	三五
第五章 財 産	三七
第一節 財産の意義	三七
第二節 財産の區分	三九
(一) 財産の形態上の區分	三九

目

次

(一) 財産の性質等による区分 四〇

(三) その他の区分 四一

第三節 純 財 産 四二

第四節 財産の増減變化 四四

(一) 財産の増減 四四

(二) 財産の變化 四五

第六章 取 引 四六

第一節 取引の意義 四六

第二節 取引の種類 四六

第三節 取引の二重關係 四五

第七章 貸借及受拂 五五

第一節 貸借平均の理 五五

第二節 複式簿記の起源 五六

第三節 貸借及貸借の表示 六〇

(一) 貸 借 六〇

(二) 貸借の表示 六三

第四節 受拂及受拂の適用 七一

(一) 受 拂 七一

(二) 受拂の適用 七三

第八章 仕 譯 七九

第一節 仕譯の意義 七九

第二節 普通仕譯法 八〇

第三節 現金仕譯法 八三

第九章 勘定及勘定科目 八九

第一節 勘定科目の意義及勘定 八九

第二節 勘定科目の區分 一〇三

(一) 資産勘定	104
(二) 負債勘定	104
(三) 資産負債勘定	105
(四) 利益勘定	106
(五) 損失勘定	106
(六) 損失利益勘定	106
第十章 帳簿	108
第一節 總説	108
第二節 帳簿の區分	111
第三節 傳票	113
第四節 記帳の順序	113
第五節 帳簿に關する法規	114
第六節 記帳上の注意	116

第七節 試算表	119
---------	-----

第十一章 決算	127
---------	-----

第一節 總説	127
--------	-----

第二節 決算の豫備手續	127
-------------	-----

- (一) 試算表の作製 127
- (二) 棚卸表の調製 128
- (三) 元帳諸勘定の更正記入 129
- (四) 試算表の作製 129

第三節 決算の本手續	129
------------	-----

- (一) 元帳の締切 129
- (二) 決算表の作製 130

第十二章 繰越記帳	131
-----------	-----

第十三章 剩餘金の處分	131
-------------	-----

第十四章 組織設定の場合に於ける會計經理の手續……………一八二

第十五章 經費を組合員に分賦する場合の會計經理の手續……………一九九

第十六章 漁業協同組合の會計經理上特に注意すべき事項及參考となるべき事項……………二〇〇

漁業協同組合簿記取引例五十題……………二二五

附 錄 取引例五十題の記帳例(別冊)

漁業協同組合簿記講義

農林省水産局編纂

第二章

漁業組合の會計制度改正の趣旨

漁業組合は舊幕時代に於ける漁村の浦、濱制度から發達し明治十九年漁業組合準則に依り之が團體形態を認められ、越へて明治三十四年舊漁業法に依つて法制化されて以來漁業權及入漁權の享有主體となり、更に明治四十九年漁業法改正に依り組合員の漁業に關する共同施設をも爲し得るに至つたのであるが、何分施設事業の範圍が漁業に關する共同施設といふことに局限せられて居つた爲に漁業組合が漁村に於ける中樞的經濟團體として活動する上に遺憾の點が尠くなかつたのみならず、最近一般經濟界の推移と漁業事情の變遷は漁村を著しく疲弊せしめたので之が對策として漁業組合の機能を擴充すると共に組合に出資制度を認め併せて責任組織を採らしむる等、組合制度に劃期的の改正を加へ之に依て漁村の振興を期せしむる爲今回漁業法が改正せられたのである。

之が爲組合(聯合會)は從來の事業の外各種の經濟行爲を營み得ることになり、其の機能は著しく

充實せられて、名實共に漁村の中樞的經濟機關として活動出来ることになつたのである。今後此の改正整備せられた制度が窮乏漁村の經濟更生上、更に進んでは漁村の繁榮上重要な役割を占めるであらうことは疑をいれない處である。然し乍ら從來の漁業組合の様な豫算制度を以てしては新制度に依る漁業組合の會計經理を圓滑に運用することが出来ないもので、漁業法第四十三條ノ二第一項第三號又は第四號の事業（經濟行爲）を営む組合（聯合會）に對しては、原則として豫算制度を廢止し、新制度の運用に便利であつて、而かも會計經理上最も理想的な貸借對照表制度を採用せらるゝことになつたのである。今之が改正せらるゝに至つた趣意を述べると大體次の通りである。

一、豫算制度は經濟行爲を営む漁業組合（漁業組合聯合會）の會計經理に不適當なること。

漁業組合（漁業組合聯合會）が經濟事業を営み得る様になつたことは、今回の漁業組合制度改正の重點と云つても過言でない。處が此の新制度に依て經濟行爲を爲す組合（聯合會）に從來通り豫算制度を採らしむるに於ては事業の運営を妨ぐる處れが頗る多い。さりとて事業の運営のみを考へると豫算制度の建前に副はない場合が起るといふ矛盾が生じて來る、そこで從來の豫算制度を貸借對照表制度に改めたのである。

元來豫算編成の基礎を爲す經濟狀態は常に動いて居るのであるから豫算を實行するに當り、豫算と謂ふ收支の見積りの上に豫測しなかつた事情が起り、既決の豫算では到底之を賄ひ得ない様な場

合が屢々起るのである。況して組合（聯合會）が經濟事業を營んで行く場合、一層斯様な場合が多く、寧ろそれが常態であると謂つてよい位である。之では豫算制度の實益も少なく意義がない譯である、今豫算制度が經濟事業を営む組合の會計經理に不適當であることを更に具體的に説明する。

例へば共同購買事業を爲す組合が、一ヶ年の經費收支豫算を各一千圓と定めて事業を開始したとする、處が年度半にして既に一千圓の支出を爲し、尙年度末迄に尠くとも五百圓を追加せざるを得ない様な状態となつた場合には、如何程組合員の利益を増進し得る見透が着いても、當初の豫算額一千圓を超過して支出を爲すことは絶対に許されない。此の場合には豫算の原則に従ひ是非豫算の追加を爲さなければならぬ。勿論此の際には組合の規約の定むる處に依て、總會又は總代會を開いて一定の決議を必要とし、又之に伴ふて經費を組合員に分賦する場合には、尙地方長官の認可を必要とする場合もあるであらうから、其の手續は頗る繁雜となつて事業執行の敏捷と自由は之が爲に阻害されるのである。而かも其の間に商機を逸して目的を達しない場合がないとも限らない、假に豫算の手續も終へて充分其の目的を達したとしても、其の後に尙も豫算の追加を必要とする様な事態に立至ると、其の都度更に前同様の手續を幾回ともなく繰返さなければならぬので、結局豫算制度は經濟事業を営む組合に不適當でこそあれ、決して利便ではないのである。故に豫算といふ拘束を廢して組合員の利益の爲には、何等の束縛もない自由な境地に立

つて組合の經營を爲さしむることを建前として貸借對照表制度が採用せられたのである。

二、單記式簿記は經濟行爲を營む漁業組合の會計經理上不完全なること。

元來制度は死物であつて運用の妙は人にあると謂はれてをる、然しながら今新制度の漁業組合に配するに適當な經營者を得たとしても、直ちに改正漁業法の成果を遺憾なく收め得らるゝとは考へられない、先づ以て其の組合の財政が如何なる状態に在り、又今後事業が如何に進行せんとしてをるか、或は組合の事業上の長所や缺陷が何處に在るか等と謂ふ様なことが、細大洩らさず經營者の頭に反映する様な資料を經營者に提供せなければ、どれ程鍊達堪能な者であつても其の組合の實狀に即した計畫を樹て得ないであらう、又經營も出來ないのである、況んや實狀を無視した計畫と經營に依て組合の目的を達し、組合員の福利を圖らうと考へる人がありとするならば、それは既に事業の計畫と經營の當初に無理があるのであつて、油のない自動車を走らせ様と考へると同じであると謂はなければならぬ、組合の規模が小さいとか、或は事業が單純である場合には達觀して、所謂感^{カン}とか呼^{コウ}吸^{キウ}と謂ふもので經營出來ないこともないが、規模が廣大となり其の上漁業法の改正に順應して積極的に經濟事業を營む様になれば、事業の範圍は廣汎多岐に亘るので、組合の現在や現狀の因て來つた所以を明かにする資料に據らなければ、到底堅實な經營は爲し得ないのである。況して空漠とした感や將來の方針決定上唯一の參考資料たる經過を無視して經營を進めるとするなら

ば、其處には當然多分の危険を包藏するものと考へなければならぬ。若し一度其の經營を誤る様なことがあれば其の弊害は測るべからざるものがあつて、恐らく漁業法改正前の組合制度の不備に幾倍するものあるか計り知れないのである。

不幸此の如き場合漁業者の唯一の生活資源たる漁業權を失ふこととなり延いて漁村の崩壊を招く場合がないと誰れが保證し得られやうか、斯様な點から考へるとき組合の會計制度の如何は、經濟事業を營む組合に於て一層切實な關係をもつて來るのである、然るに従來の漁業組合の會計組織は豫算制度であり、且大部分の組合の記帳の方式は單記式であるが爲、今後各般の經濟事業を營む上に於て幾多の不都合を免れない、例へば事業上の純損益の内容を知り得ないとか、隨時に財政の全體が判らないとか、或は又容易に會計の誤謬や不正を發見し得ないと謂ふ様に幾多の缺陷があるので、組合經營上無言の顧問役として且經理上最も理想的な貸借對照表制度の經理方法に改められたのである。

漁業組合令第五條ノ二に依て、漁業法第四十三條ノ二第一項第三號、又は第四號の事業を行ふ組合と漁業組合聯合會に對しては、商法及商法施行法中商人に關する規定が準用せられることになつて居る。従つて漁業組合又は其の聯合會は帳簿を備へ、之に日々取引其の他財産に影響を及ぼす一切の事項を整然且明瞭に記載する等、會計經理の點に付いて謂へば何等の例外もなく、商法及商法施行法

中商人に關する規定の準用を受けるのである。従つて此の要件を充すためには從來の様な會計制度では不完全であつて、最近の簿記法中最も完全な貸借對照表制度を採用せられることになつたのである。それでは何故商法及商法施行法中商人に關する規定が準用せられたかと謂ふと、前に説明した通り、從來漁業組合と漁業組合聯合會の事業は主として漁業に關する共同の施設を爲して、之を組合員又は會員に利用せしむる範圍を出なかつたのであるが、改正漁業法に於ては其の機能が大いに擴充せられ組合又は聯合會は自ら經營者となつて、共同販賣、共同購買施設は勿論加工、生産、運搬又は資金供給等廣く經濟事業を營み得ることになつたからである、處が其の事業は何等營利を目的とするものではないから、實質上商行爲ではないのであるが、形式上商人の行爲と同一に看做すべきものであると謂ふ建前と經濟事業經營の關係から之を準用せられたのである。

然し漁業法第四十三條ノ四により組合員に經費を分賦する場合に於ては其の關係に付てのみ例外として従前通り豫算制度に依ることになつて居る、之は組合員に負擔せしむる經費が如何なる方面へ如何なる計畫の下に使用せらるゝかを組合員に知らしむると同時に、其の事業計畫に付慎重に内容を検討せしむる趣旨に外ならないのである。

經濟事業を營む漁業組合及漁業組合聯合會は右の通り貸借對照表制度に據るのであるが、昭和九年八月一日現在に於て既に經濟事業を營みつゝある從來の漁業組合及其の以前に設立せられた漁業組合

聯合會は、改正制度に依る組織設定を爲す迄の間尙従前通り豫算制度に依ることになつてをる（漁業組合令附則第二條及第四條）

會計制度改正の趣旨は概ね以上の通りであるが、豫算制度より解放せられた爲經理が放漫に流れる様なことがあつては會計制度改正の趣意に副はないのであるから此點を含んで貸借對照表制度の陥り易い缺點を防ぎ又豫算制度の長所を取入れる意味に於て、一事業年度内に於ける經費の收支關係を考慮して組合員の福利を増進する様、豫め適切な事業計畫を樹て、尙其の方針に付て組合員と充分協議を遂げることの必要であることは申す迄もないことである。

第二章 貸借對照表の方式に依る會計經理

貸借對照表の方式に依る會計經理に付て説明する前に、順序として貸借對照表と謂ふものゝ概念を述べやう。

貸借對照表とは如何なものか、中には其の性質を知らなくとも新聞や雑誌の廣告面で、會社や銀行の貸借對照表といふものが發表せられてをること位は知つて居るであらう、今參考迄に例を漁業協同組合にとつて簡単な貸借對照表を掲げて之に説明を加へて見やう。

第二章 貸借対照表の方式に依る會計經理
有限責任何々漁業協同組合
貸借対照表

昭和十年十二月三十一日現在

漁獲高最近
一ヶ年平均
二萬三千圓

貸方		借方	
科目	金額	科目	金額
未拂込出資金	九、〇〇〇 ^四	出資金	一三、〇〇〇 ^四
漁業權 (免許取得)	一二〇	準備金	一、七五〇
建物	二、六〇〇	特別積立金	二、六五〇
貸付金	二、九五〇	借入金	一、〇〇〇
預金	四、三五〇	剰餘金	一、八〇〇
現金	一八〇		
合計	一九、二〇〇	合計	一九、二〇〇

損益計算書

自昭和十年一月一日起至昭和十年十二月三十一日

利益	損失

科目	金額	科目	金額
販賣手数料	三、〇九五 ^四	給料	一、六八〇 ^四
預金利息	七五	旅費	九五
貸付金利息	四三〇	借入金利息	一五〇
雑収入	一九〇	雑費	六五
合計	三、七九〇	合計	一、九九〇

差引金千八百圓也 剰餘金

(註) 借方トハ借リテナル方トイフ意味テ借手ノコトデアリ、又貸方トハ貸シテナル方トイフ意味テ貸手ノコトデアル、即チ貸方ト借方トハ全然反對ノ性質ヲモツテナル。

前表で見られる通り貸借対照表は、科目と金額が貸方と借方とに各羅列されて其の双方の合計金額が一致してゐる、複式簿記に關する知識のない者が之を観ると一つの謎のやうに見えて、之が組合の會計に如何な關係をもつてゐるのか一寸了解出来ないであらう、就ては此の貸借対照表なるものは何時、何の爲に、如何して作製せられ又組合の會計と如何な關係があるかを述べることにする。

通常の場合貸借対照表は會計主體の事業年度末に作製せられるものであつて其の事業年度末現在の

全財力を示すと同時に、過去一事業年度内の純損益の高を表はし之を組合關係者に報告せんとするものである、即ち此の貸借対照表は、昭和十年十二月三十一日現在（此の組合の事業年度末現在）に依て作製せられたもので、其のときに於ける組合の財力を表示し併せて昭和十年度中の剩餘金を表はしてをる、今各科目毎に概略の説明を試みるならば、貸方即ち上欄の未拂出資金は組合員が組合の規約に依て引受けた出資金總額の内未だ拂込まない金額の合計である、謂ひ換へると組合が組合員に對してもつてをる請求權即ち一種の債權と觀るべきである。漁業權は其の所在、種類等明かでないが少くとも之だけの漁業權（第十六章參照）を組合が所有してをる譯である、建物は如何な構造で、幾棟を、何處にもつてをるか明かでないが、兎に角二、六〇〇圓の價額の建物を所有してをることを現はしてをる、貸付金は組合が組合員に對して證書又は約束手形の何れかで現實に貸付けてをる金額を示してをる、次に預金は其の預入先を知る由もないが、それだけの預金が當座か定期等の何れかで銀行か何處かへ預入れてあると解すべきである、最後に現金は組合の金庫の有金を示してをる、此の合計金額に見積つて一九、二〇〇圓は當組合が所有してをる有形無形の資産の總てであつて、組合の資産として金錢に見積り得られる様なものは他に何物もなく、之で全部であることを表示してをるのである、畢竟組合が資産として所有してをるもの、會計整理上の名稱と其の價額を謂ひ現はしてをる、住宅で謂ふならば其の科目と數字は夫等の財産の門標とも謂ふべきものである。

組合は元來無一物である、即ち組合の設立許可せられた場合を考へると、組合が設立當初からだけの資産をもつて居らなかつたことが了解出来るであらう、それでは之等の資産は何處から入つて組合の所有に屬したかを検討して見やう。

貸借対照表の借方、即ち下欄を觀ると先づ第一に出資金がある、其の金額は一二、〇〇〇圓である、此の一二、〇〇〇圓の金額は組合員からの出資の額を示すのであつて、組合から之を觀れば支拂期限のない一種の負債と看做すべきものである、前に説明した未拂出資金が貸方であれば必ず其の反對側即ち借方に出資金がある、此の様な場合には之を單獨に考へることなく、併せて考察すべきものである、即ち此の場合組合が組合員から借りてをる金額は一二、〇〇〇圓で貸してをる金額は九、〇〇〇圓であると謂ふ意味である、之を相殺すると借方に三、〇〇〇圓残るが、此の三、〇〇〇圓こそは組合が總組合員から現實に出資せしめてをる金額、即ち組合の負債と觀るべきものである、元來負債と出資金とは其の性質を異にし、殊に組合の財産は組合員の共有物でなくして組合といふ法人の財産であるが、事業經營の立場から此の負債と出資金を觀るならば、資金受入の點に於ては同一であるといふ觀念から複式簿記では之を借方に記載するのである。又組合が解散する場合を考へるならば、組合の財産は組合員に歸屬する様なことになるから、之を準負債として取扱ふのであると考へても差支ないであらう。右の出資拂込金の關係は之を次のやうに掲げて組合が現金を受入れた結果に

於ては同じである。

貸方	借方
— 圓	出資金 三、〇〇〇圓

即ち同一の金額を貸方と借方から減じても、又双方に之を加へても、其の財政力の點に付ては同じことになるのであるが其の様にすると組合の債権である出資に對する未拂込の關係（前の例に於ては九、〇〇〇圓）が判らないので、之では貸借対照表が財政の真相を表はすべき性質上適當でないのである、次に準備金と謂ふのは、漁業組合令第四十四條ノ二にある法定の積立金のことであつて、之は毎年剩餘金から其の四分の一以上の金額が積立てられたものと、昭和九年農林省令第十七號第十條に依て加入金、増口金、過怠金及拂戻を爲さなかつた持分が積立てられて一、七五〇圓に達したと解すべきである。又特別積立金は任意の積立金であるが、組合の規約に依つて漁業權の賃貸料と剩餘金等から積立てられたものである、此處で注意を要するのは元來準備金や特別積立金は現實にそれだけの積立てがあることは理想であるが、組合の事業の關係上總會又は總代會の承認を経て事業の固定資金や運轉資金に運用されてをる場合もあるから、一概に別途に管理せられてをるものと考へては當嵌らない場合がある、此の貸借対照表は當に其の場合であるとする、それであるから此の二つの積立金は組合の利益金が配當等にせられず、準備金と特別積立金の形で保留せられ、然も其の保留せられた資

金が事業上に運用せられて居るものと考へるのである。夫れでは如何なる方面に運用せられて居るかといふと貸方の全部に對してといふの外ないのである。借入金一、〇〇〇圓の借入先は銀行か個人か明かでない又低利資金か約手借入か其の區別もつかないが、組合が十二月三十一日以前に借入れた金額の未償還額を示してをる。剩餘金一、八〇〇圓は十二月三十一日を年度末とする其の事業年度内に得た純粹の利益金であつて、貸借対照表の次に掲げてある損益計算書の收支の差額である、即ち剩餘金を生じた詳細な説明書が損益計算書である、此の剩餘金の考へ方も前の二つの積立金と同じであるが、其の性質の異なる點は之を如何に處分するか、組合規約の定むる處により例へば積立金にするか或は配當に廻すか其の處分未定の金額である、以上の内準備金と特別積立金と剩餘金は、出資金と同じく組合の負債（組合の内部負債）と看做すべきものである、右借方の合計一九、二〇〇圓は組合が第三者と組合員から借りてをる總額であることを意味してをる。

之に依つて此の貸借対照表を観察すると、一方から借りた金額の合計一九、二〇〇圓を全部他の一方へ運用し管理して居るのである、即ち借方は組合の資金調達の源泉を示し、貸方は組合の資金運用管理の状態を明かにしてをる、爰に於て貸方と借方の科目と金額を對照するならば此の組合の財政は詳細な説明を省略するが概ね良好であることが判るのである、要するに貸借対照表は一物の兩面觀であり、兩面觀による一定時の財政構造の表示であると謂ふことになるのである、之とは別であるが漁

場の一點を知るのに山見法(山立)と謂ふのがある、之は二つの目標を見通して其の線の交はる所に依つて其の位置を求むるのである、貸借対照表は資産、負債の二方面の各項目相互の關係から財政の構造を觀察する點に於て略々之と同じ様な要領である、一方なり一科目のみを觀てをては其の會計主體の貸方なり又、借方がそれで良いのかどうか更に財政の良否に付ての判斷がつかないのである、どうしても貸方と借方の双方を見透し、見比べて始めて其の財政状態を知ることが出来る仕組のものであると考へれば大した間違はない、此の様に貸借対照表は簡潔に其の會計主體の財政の有りの儘を表はすから、將來各種の方針を樹てる爲に、又利害關係者が事業の内情を知る爲に是非必要なものとなるのである。

貸借対照表乃至貸借の關係は簿記入門者にとつて頗る難解とする處であるから、更に漁業組合に數の多い取引の事例を擧げて右の説明を補ふことにする。

今組合が銀行から五百圓の借入金を得たとするならば、組合は五百圓の負債の發生と同時に手許に五百圓の現金を取得するであらう、即ち組合は借入金五百圓と現金五百圓を得る譯であるから、此の場合の貸借対照表は次の如く表はれる。

貸 方	借 方
--------	--------

現 金	金 額	借 入 金	金 額
五〇〇 <small>円</small>		五〇〇 <small>円</small>	

右の場合借入金といふのは組合が借入に依て入金した現金其のものを指すのでなく、借金をした爲將來其の借入先へ返済すべき義務の關係(債務)をいふのである、複式簿記では常に一つの取引毎に右の様な二つの關係が生じてくることを區別して記憶する必要がある。

次に共同販賣事業を営む組合が或る一事業年度内に一千圓の販賣手数料を現金で得たとする、處が販賣事業の經營の爲に給料六百圓、借家料百二十圓と事務所費五十圓、合計七百七十圓を要したとする、然も七百七十圓の經費は収入の一千圓の中から現金をもつて支拂ふたとするならば、差引二百三十圓の純剩餘金(現金)が出来る譯である、此の剩餘金は勿論組合の財産であるが、剩餘金が生ずると同時に組合が解散するものとするならば、此の二百三十圓は組合員に分配せられることになるであらう、すると此の二百三十圓は解散前の組合にとつて組合員から預つて居るとか、又は借りて居ると考へ得るであらう、前例貸借対照表の借入金の場合と同様、此の場合には剩餘金と謂ふ負債——内部的負債と其の反對の現金と謂ふ資産が同時に生じて來ることになる、即ち此の二百三十圓は現金(資産)であると同時に、剩餘金(組合員に對する負債)といふ二面の性質を持つて居ることが解るであ

らう、従つて此の場合の貸借対照表は次の通りになる。

貸		借	
科目	金額	科目	金額
現金	二二〇 _円	剰餘金	二二〇 _円

貸借の表示の關係は別章で説明するが、貸借対照表は大體右の説明に依つて其の概念を掴み得たであらうから、以下本制度の會計經理の説明に入らう。

貸借対照表は右のやうに一事業年度終了後の財政状態を簡明に表示するのである、尙之を作製する迄の経路には從來の決算に對する豫算の様な窮屈な制限がないので、理事者の方針と手腕に依つて如何様にも巧妙な經營が出来る譯である、又經營者は此の表と此の表を作るに當つて生れて來る損益計算書を參考として、將來の經營方針を定め得る譯で、組合關係者は各々の立場から例へば組合員は事業の内容を知つて自己の權利を適正に主張するであらうし、監事は此の表を基礎として財産の状況に付て不整の廉あるか否かを調べるであらう、又取引者や債権者は各自の立場から支拂能力を判別するであらうことになるのである。

夫れでは此の貸借対照表は如何して作製せられるかと謂へば、之には一定の法則と過程が必要とな

るのである、一定の法則といふのを約言すると、取引があつた場合に一つの取引毎に、相對立する貸、借（受、拂）の幾つかの勘定に付て其の金額が必ず平均するやうに記入するのである、今例に付て之を説明しやう。

1 組合が組合員に金百圓を貸付く

此の場合組合の財産に及ぼす影響は現金百圓を減少した代りに債權百圓を取得したのである、従て次の様な貸借となる。

貸（支拂）貸付金 一〇〇圓 = 借（受入）現金 一〇〇圓

2 組合が商店から重油三百圓を現金にて買入る。

此の場合組合は現金三百圓を減少した代りに重油三百圓を得たことになり次の様な貸借となる。

貸（支拂）購買品 三〇〇圓 = 借（受入）現金 三〇〇圓

3 組合が商店から重油五百圓を掛にて買入る。

此の場合組合は重油五百圓を取得した代りに、債務五百圓を負ふたことになるから貸借は次の通りになる。

貸（支拂）購買品 五〇〇圓 = 借（受入）購買品掛買金 五〇〇圓

右の様に複式簿記の基礎は如何に多數の取引を重ねても、又如何なる種別の取引であつても、其の

記録は常に一取引毎に二重對立に記入するのである。謂ひ換へると其の金額は双方必ず同額に等式に記入するのであるから、此の等式の記入を爲す限り貸借の金額は常に符合するのである、右の記帳の方式を複記式といひ又略して之を複式と呼ばれる。

次に貸借對照表を作製するに付ての過程を述べやう、貸借對照表は、右の様に一定の法則に依て記入せられた元帳と稱する帳簿上の科目と計數を貸借別に拾ひ集めて作られるのであるが、其の元帳には一切の資産、負債、損失、利益の各幾つかの口取りがあつて各勘定の計算が出来てをるから、何時でも其の各個の勘定なり、或は全財政の状態が判るのである、處が此の元帳へ貸借を記入するに先立ちて取引の歴史的記録をなし、併せて其の誤謬を防ぐ爲に日記帳と稱する帳簿を用ひられる、即ち元帳に記載せられてをる事項は、此の日記帳へ一先づ記入せられる譯である、勿論傳票なり、補助簿を使ふ場合には日記帳の記入に先立て之の記載が行はれるのである、従て單式簿記から貸借對照表は作り得るが、此の場合に於ける貸借對照表と其作成の過程に於て相違する點が大體判るであらう、貸借對照表の方式による會計經理は此の様な方法に依るので、從來の豫算制度の經理方法に比べると記帳の方式の相違は勿論其の取扱等の點で種々な相違が生じて來るのであるが、今之を比較して參考に供さう。

從來の漁業組合(漁業組合聯合會) (改正前)

- 一、毎年度經費の收支豫算を必要とせしこと。
- 二、經費の收支豫算に對し收支の決算を必要とせしこと。(損益法を採用せず)
- 三、記帳の方式は殆んど單記式なること。
- 四、共同施設を爲す組合(聯合會)は殆んど一般會計に對し各事業別の特別會計を有せしこと。
- 五、事業年度終了後金錢の出納閉鎖期の定めありたること。

漁業協同組合及漁業協同組合に非ざる責任組合 (漁業組合聯合會)

- 一、毎年度經費の收支豫算を必要とせざること、但し組合員に經費を分賦するときは其の關係に付てのみ經費の收支豫算を必要とすること。
- 二、經費の收支豫算を設けざるを以て其の收支決算を必要とせざるも、之に代るに貸借對照表を必要とすること(損益法を採用す)
- 三、記帳の方式は複記式なること。
- 四、共同施設を爲すと否とに拘はらず組合(聯合會)の會計は單一なること、但し經費を組合員に分賦する場合に限り其の經理を別に行ひ、從來の如く經費の收支豫算に對し收支決算を行ひ、尙決算

- の残額は之を一般会計の損益計算へ振替へること。
 五、事業年度終了後金銭の出納閉鎖期の定めなきこと。

第三章 漁業協同組合簿記の型式

漁業協同組合と漁業協同組合に非ざる責任組合（漁業組合聯合會）は、漁業組合令第二十五條第二項第三項と第四十條第一項第二項に依つて、財産目録と貸借対照表を通常總會に提出することと之を組合（聯合會）の主たる事務所に備付けることを命ぜられてをる、従て理事者は先以て之を作製せなければならぬ、就ては此の貸借対照表を作製するに當つては一定の法則と過程を必要とすることは前にも述べた處である、即ち其の一定の法則と過程は要するに漁業協同組合簿記の型式である、謂ひ換へれば漁業協同組合と漁業協同組合に非ざる責任組合（漁業組合聯合會）では、取引の都度其の順序に従て取引の貸借即ち受拂を日記帳（二四頁参照）と稱する帳簿に仕譯記入を爲し、それから元帳（二五頁参照）と呼ぶる、帳簿の個々の勘定（即ち資産、負債、損失、利益の數多の勘定）へ夫々轉錄するのである、漁業協同組合簿記は右の型式に據ると共に次の事項を條件としてをる。

- 一、貸方、借方の表示は主觀的なること。
- 二、貸方、借方に代るに支拂、受入の文字を以てすること。

- 三、仕譯は現金仕譯法を以てすること。
 - 四、日記帳は現金出納簿と仕譯を兼ねをること（日記帳の外に別に現金出納簿を使用するも差支なし）
 - 五、元帳には現金口座を設けず日記帳の帳尻（現金残高）を以て元帳の現金勘定に代用すること。
 - 六、決算に當り元帳の各勘定口座の締切前に行ふ決算關係の記入は、元帳の各勘定に直接記入を爲し、日常の記入と區別する爲に赤インク（一部分）を使用すること（日記帳に決算仕譯を行はず）。
 - 七、貸借対照表の型式は縦書の勘定式にて上欄を貸方、下欄を借方とすること。
 - 八、損益計算書の型式は貸借対照表と同様なるも上欄を利益、下欄を損失とし差引剩餘金（損失金）を最後に掲記すること。
 - 九、財産目録の型式は縦書の報告書式にて資産を前書し、負債を後書すること、尙負債は外部負債のみを記載し、内部負債は其の最後の欄外に總額を表はし、純財産なることを表示すること。
- 漁業協同組合簿記の型式乃至條件は大體右の通りであるが、抽象的な説明では満足出来ない向もあるであらうから道案内の意味で今簡単な取引例に依つて漁業協同組合簿記の型式を示さう。

何々責任 何々漁業組合

昭和十年四月一日（事業年度 自昭和十年一月一日至同年十二月三十一日）

- 1、東洋銀行ヨリ金五百圓ヲ借入ル（無利息ト假定ス）

- 2、磯田商店ヨリ重油百罐ヲ罐八十錢替ニテ買入レ代金八十圓ヲ支拂フ。
 - 3、海野三平へ漁業資金百二十圓ヲ貸付ク。
 - 4、川崎六郎ヨリ漁業權貸貸料三十圓ヲ受入ル。
- 四月十日

- 5、海野三平へ重油十二罐ヲ罐九十錢替ニテ賣却シ代金十圓八十錢ヲ受入ル。
 - 6、磯田商店ヨリ綿糸網百尋ヲ尋五十錢替ニテ買入レ代金五十圓ハ掛トス。
- 十月三十一日

- 7、海野三平ヨリ貸付金ノ内入トシテ金三十圓ヲ受入ル。
 - 8、海野三平へ綿糸網三十尋ヲ尋五十五錢替ニテ賣却シ代金十六圓五十錢ハ掛トス。
 - 9、大川商店ヨリ半紙五帖ヲ一帖十五錢替ニテ買入レ代金七十五錢ヲ支拂フ。
- 十二月三十一日

10、棚卸ノ結果左ノ棚卸表ヲ作製シタリ（元帳勘定中購買品ノ残高ノミ異動アリタルモノトス）

昭和10年12月31日現在

棚 卸 表

摘 要	棚卸金額	元帳残高		差引増減
		受拂金額	金額	
購 買 品				
重 油 88 罐 @ Y.80 Y70.40				
綿糸網 70 尋 @ Y.50 Y35.00				
計 105.40	105.40	拂	102.70	2.70
貸付金 海野三平 一件	90.00	拂	90.00	
購買品掛賣金 海野三平一件	16.50	拂	16.50	
現 金	370.05	拂	370.05	
借入金 東洋銀行ヨリ借入	500.00	受	500.00	
購買品掛買金 磯田商店綿糸網100尋代	50.00	受	50.00	
消 耗 品 費	75	拂	75	
購 買 品 利 益	2.70			2.70
特 別 積 立 金	30.00	受	30.00	

(註) 摘要欄ヲ科目欄及摘要欄トスルモ可ナリ

元 帳

借 入 金 1 (頁数ヲ示ス)

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
4 1	東洋銀行ヨリ借入	1	500.00		受	500.00
12 31	全 資 産 負 債			500.00		
			500.00	500.00		

購 買 品 2

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
2 4 1	磯田商店ヨリ重油 100罐 買入	1		80.00	拂	80.00
5 4 10	海野三平へ重油12罐賣却	1	10.80		"	69.20
6 4 10	磯田商店ヨリ綿糸綱 100疋 買入	1		50.00	"	119.20
8 10 31	海野三平へ綿糸綱30疋賣却	1	16.50		"	102.70
10 12 31	購買品利益繰入	1		2.70	"	105.40
	全 資 産 負 債		05.40			
			132.70	132.70		

貸 付 金 3

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
4 1	海野三平へ貸付	1		120.00	拂	120.00
7 10 31	同人ヨリ償還	1	30.00		"	90.00
12 31	全 資 産 負 債		90.00			
			120.00	120.00		

日 記 帳 1 (頁数ヲ示ス)

10年 月日	元帳科目	元丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
例題1 4 1	借入金	1	東洋銀行ヨリ借入	500.00		500.00
#2	購買品	2	磯田商店ヨリ重油100罐、 80銭替ニテ買入レ代金支拂		80.00	420.00
#3	貸付金	3	海野三平へ貸付		120.00	300.00
#4	特別 積立金	4	川崎六郎ヨリ漁業雑貨料 受入	30.00		330.00
				530.00	200.00	
			本日残高		330.00	
				530.00	530.00	
#5 4 10	購買品	2	海野三平へ重油12罐ヲ90銭 替ニテ賣却代金受入	10.80		340.80
#6	購買品	2	磯田商店ヨリ綿糸綱 100疋 ヲ50銭替ニテ買入		50.00	
#6	購買品 掛買金	5	同上代金未拂	50.00		340.80
				60.80	50.00	
			前日残高	330.00		
			本日残高		340.80	
				390.80	390.80	
#7 10 31	貸付金	3	海野三平ヨリ受入	30.00		370.80
#8	購買品	2	海野三平へ綿糸綱30疋ヲ 55銭替ニテ賣却	16.50		
#8	購買品 掛買金	6	同上代金未收		16.50	
#9	消耗品費	7	大川商店ヨリ半紙5帖買入 代金支拂		7.50	370.05
				46.50	17.25	
			前日残高	340.80		
			本日残高		370.05	
				387.30	87.30	
#10 12 31	購買品 利益	8	購買品利益	2.70		
#10	購買品	2	購買品利益繰入		2.70	370.05
				2.70	2.70	
			前日残高	370.05		
			本日残高		370.05	
				372.75	372.75	

全 損 益 9

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
1231	消 耗 品 費			75		
"	購 買 品 利 益		270		受	195
"	剩 餘 金			195		
			270	270		

全 資 産 負 債 10

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
1 31	借 入 金		50000			
"	購 買 品			10540		
"	貸 付 金			9000		
"	特 別 積 立 金		3000			
"	購 買 品 掛 買 金		5000			
"	購 買 品 掛 賣 金			1650		
"	剩 餘 金		195			
"	現 金			37005		
			58195	58195		

(備考) 摘要欄ハ受入又ハ支拂ニ記入セラレタル金額ノ説明ヲ記入スル場所ナリ。受入欄ハ負債ノ増加、利益ノ増加及資産ノ減少損失ノ減少ノ金額ヲ、支拂欄ハ之ト反対ニ資産ノ増加、損失ノ増加及負債ノ減少、利益ノ減少ノ金額ヲ記入スル場所ナリ。受又ハ拂欄ハ受入又ハ支拂額ノ差額トシテ残高二表ハレル數ノ多キ方ヲ表示スル爲受又ハ拂ノ文字ヲ記入スル場所ナリ、残高欄ハ勘定ノ受入又ハ支拂ノ差引残高又ハ合計額ヲ記入スル場所ナリ。現金残高欄ハ手許ノ現金有高ヲ示ス場所ナリ。

特 別 積 立 金 4

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
4 1	川崎六郎ヨリ漁業機賃賃料受入	1	3000		受	3000
1231	全 資 産 負 債			3000		
			3000	3000		

購 買 品 掛 買 金 5

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
4 10	磯田商店ヨリ綿糸網買入代金未拂	1	5000		受	5000
1231	全 資 産 負 債			5000		
			5000	5000		

購 買 品 掛 賣 金 6

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
10 31	海野三平へ綿糸網賣却代金未收	1		1650	拂	1650
12 21	全 資 産 負 債		1650			
			1650	1650		

消 耗 品 費 7

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
10 31	大川商店ヨリ半紙 5帖買入	1		75	拂	75
12 21	全 損 益		75			
			75	75		

購 買 品 利 益 8

10年 月日	摘 要	日丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
12 31	購買品利益	1	270		受	270
"	全 損 益			270		
			270	270		

(備考) 元帳科目トハ元帳勘定科目ノ略稱デアツテ取引ノ勘定科目ヲ記入スル場所ナリ、又元丁、日丁トハ、元帳丁數・日記帳丁數ノコトニシテ相互ニ日記帳又ハ元帳ニ記録サレタル丁數(頁數)ヲ記入スル場所ナリ、之ヲ記入スルハ、將來日記帳ト元帳ノ記入ノ照合ニ便スル爲ナリ

右の元帳から試算表は次の通り作製することが出来る。

昭和十年四月一日現在

支拂		受入	
科目	金額	科目	金額
購買品	八〇〇	借入金	五〇〇
貸付金	一二〇〇	特別積立金	三〇〇
現金	三三〇〇	合計	五三〇〇
合計	五三〇〇		

昭和十年四月十日現在

支拂		受入	
科目	金額	科目	金額
購買品	一一九二	借入金	五〇〇
貸付金	一二〇〇	特別積立金	三〇〇
合計	二三九二		

支拂		受入	
科目	金額	科目	金額
購買品	三四〇八	借入金	五〇〇
現金	五八〇〇	特別積立金	三〇〇
合計	九二〇八	合計	五八〇〇

昭和十年十月三十一日現在

支拂		受入	
科目	金額	科目	金額
購買品	一〇二七	借入金	五〇〇
貸付金	九〇〇	特別積立金	三〇〇
購買品掛賣金	一六五〇	購買品掛買金	五〇〇
消耗品費	七五	合計	五八〇〇
現金	三七〇〇		
合計	五八〇〇		

右の三表とも、各其の當日現在の元帳の各科目の残高と日記帳の現金残高から作製せられたもので、残高試算表と稱せられるものである。依つて取引の例題毎に日記帳への記入と日記帳から元帳への轉記を探索するならば、漁業協同組合簿記の記帳の概要位は會得出来るであらう。

損益計算書

自昭和十年一月一日
至昭和十年十二月三十一日

科目	金額	損	失
利益			
購買品利益	二七〇		
計	二七〇		
損失			
消耗品費		七五	
計		七五	
差引	金壹圓九拾五錢也		
剩餘金			

何々責任 何々漁業組合

貸借對照表

昭和十年十二月三十一日現在

貸方		借方	
科目	金額	科目	金額
貸付金	九〇〇	特別積立金	三〇〇
購買品	一〇五四	借入金	五〇〇
購買品掛賣金	一六五〇	購買品掛買金	五〇〇
合計	三〇〇四	合計	三〇〇四

科目	金額	剩餘金
現金	三七〇〇五	一九五
合計	五八一九五	五八一九五

何々責任 何々漁業組合

財産目錄

資産

昭和十年十二月三十一日現在

科目	摘要	金額
購買品	重油八八罐七〇圓四〇錢 綿糸網七〇尊 三五圓	一〇五四
貸付金	一件	九〇〇
購買品掛賣金	一件	一六五〇
現金		三七〇〇五
合計		五八一九五

負債

科目	摘要	金額
購買品		
貸付金		
購買品掛賣金		
現金		
合計		

借 入 金	東洋銀行ヨリ借入	五〇〇〇〇
購買品掛買金	磯田商店 綿糸網百尋代	五〇〇〇
合 計		五五〇〇〇

差 引 金參拾壹圓九拾五錢也

純 財 産

(註) 借入金利息ノ計算ハ特ニ除外セリ

又年度末に於ける棚卸表の調製、元帳に「全損益」と「全資産負債」の二勘定の設定並に記入及「全損益」と「全資産負債」の二勘定と損益計算書及貸借対照表を對照し、又棚卸表と財産目録を對照するならば損益計算書、貸借対照表及財産目録の作製の概念は了解出来るであらうから以下章を更めて、なるべく簿記の通説に従ひ主として實務的な漁業協同組合簿記に付て説明を加へやう。

(註) 重複シテ他ノ帳簿ニ記載スルコトヲ簿記上轉記トイフ。

第四章 總 說

第一節 簿記の意義

簿記とは財産に影響を及ぼす一切の事項を整然且明瞭に記録し之を計算處理する方法をいふのである。又財産に影響を及ぼす一切の事項を整然且明瞭に記録し、之を計算處理する方法と其の運用を研究することも簿記と稱せられるのである。此の點よりして漁業協同組合簿記とは如何なるものであるか説明を要せないであらうが、簡単に之を述べてをかう。

漁業協同組合簿記とは組合の財産に影響を及ぼす一切の事項を法令又は監督官廳の指示に従ひ整然且明瞭に記録し、之を計算處理する方法をいふのである。

凡そ社會の事業は漁農工商其の種類の如何を問はず、又其の規模の大小に拘はらず、或は又經營主體が何者であるに關係なく、總て財産に關係をもたないで事業の經營は出來ないのである。然るに財産は此の事業の經營に伴ふ人爲的、又は自然的の各種の原因に依つて種々に増減し又變化する。

事業經營者と事業關係者の知らんとする事業の成績と財産状態の良否は、一つに此の財産の増減變化の結果に依つてのみ判断し得られるのであるから、事業の盛衰消長を知る爲には財産の増減變化の状態を正確に計算記録して、何時でも其の内容を知り得られるやうに適當に整理することの必要であることは申す迄もないことで、簿記の重要な所以も又此處にある譯である。

第二節 簿記の効用

漁業組合は漁業權若は入漁權を取得し、又は漁業權の貸付を受くる一面、組合員の漁業又は其の經濟の發達を圖る爲に法律の定められてをる範圍内で各種の事業を行ふのであるが、其の事業の財政状態と成績は何に依つて之を判断するかと謂へば、恰も方位を求めらる爲に羅針盤を用ひ、溫度を知る爲に寒暖計を使用し、或は氣象を計る爲に晴雨計に頼るが如く、財政計であり同時に事業の成績計である簿記の記録に依る外はないのである。従て簿記が必要であると同時に其の効用も著しいものと謂はなければならぬ。今效用の主なる點を擧げると次の通りである。

- 一、簿記の各種の資料に依て財政状態の良否と損益の内容を知り、此の過去と現在の事實を規範として將來の經營方針を樹てることが出来る。
- 二、組合の財政が整然と整理されてをると何時何人が之を觀ても組合の状態を知ることが出来るから社會の信用を博して事業の遂行を圓滑ならしめることが出来る。
- 三、組合の事業は組合員の經濟と重要な關係があり、一面組合は第三者と各種の取引を行ふので、之等の關係者を保護する爲に法律は其の財政の状態を整然且明瞭たらしむることを命じてをるのである。従て整然且明瞭にして置くことによつて法律上の義務を果すことになる。

- 四、簿記に依つて監督官廳は組合に對して充分なる監督を加へることが出来る。
- 五、亂雜なる簿記は裁判所等で往々信用せられないことがあるが完全なる簿記は法廷に於て有力なる證據物件として取扱はれるのである。

第二節 簿記の種類

簿記は記帳の方式上から之を單式簿記と複式簿記の二種に區別することが出来る。單式簿記は財政の全體を總括處理する帳簿なく、又一定の記帳原理に依ることなく、主として他人との貸借關係及現金の出納等に付て一面的の記録を爲すに過ぎない。従て記帳の方法も簡單平易であるが、それだけ簿記として不完全なるを免れないのである。之に反して複式簿記は一定の記帳原理に依て、取引の一切が記帳せられ全財政の状態が明かにせらるゝのみならず、一事業年度の成績と純損益の内容を明かにすることが出来るから、單式簿記に比べて遙に進歩した記帳の方式である。

今單複兩式簿記の特徴を比較して參考に供することにする。

單式簿記

- 一、元帳は多く人名勘定のみを有するに過ぎず。
- 二、財政一覽表（財産一覽表又は資産負債表とも稱せられる）は元帳、其の他の帳簿及掛員の記憶等

- に依り作成せらる。
- 三、事業の損益は通例資産負債計算法によるの外なく従て容易に純損益の内容を知り得ざるを以て眞實詳細なる事業の成績を知るを得ず。
 - 四、記帳の正否を自檢する作用を有せず。
 - 五、誤謬を防ぎ得ざると不正を行ふ餘地多し。
 - 六、單純且小規模の事業會計に適す。

複式簿記

- 一、元帳は取引の總勘定を有す。
- 二、貸借對照表は原則として元帳殘高より作成せらる。
- 三、事業の損益は損益計算法と資産負債計算法を併用するを以て詳細なる事業の成績と純損益の内容を知り得る。
- 四、記帳の正否を自檢する作用を有す。
- 五、誤謬を防ぎ、不正を行ふ餘地を尠からしむ。
- 六、複雑且大規模の事業會計に適す。

右の通り兩式とも各特徴があるから之を應用する方面を觀ると、單式簿記は多く小商店の如き小規

模經營の事業の會計に用ひられ、複雑大規模經營の事業の會計經理は殆んど複式簿記に限られてをる状態である。即ち商業簿記、保險簿記、銀行簿記、工業簿記及今回漁業協同組合の採用せし簿記の如き複式簿記であつて、産業組合簿記も亦其の一つである。小賣商店の大福帳式や、從來の漁業組合の簿記の如きは單式簿記に屬してをる、複式簿記には更に貸借式と受拂式がある。貸借式とは商業簿記、保險簿記、銀行簿記及工業簿記の如きを謂ひ、受拂式とは漁業協同組合簿記及産業組合簿記の如きを謂ふのである。貸借式と謂ひ又受拂式と呼ぶのは簿記の種別と謂ふよりも、寧ろ記帳方法の相違と考へるのが適當である。

複式簿記は、之を應用する方面に依つて種々に分れるが其の根本の理論は同一である。従て漁業協同組合簿記に慣れるならば、商業簿記は比較的解し易く、又商業簿記に通ずるならば漁業協同組合簿記の如きは容易に理解し得る筈である。

第五章 財 産

第一節 財産の意義

財産と謂へば説明する迄もなく直ぐ呑み込める程分り切つたことであるが、此處に謂ふ財産とは會

計單位に屬する所有物及權利義務の一切であつて、貨幣（圓錢）に依つて計り得るもの、總稱である。言ひ換へると資産と負債の總稱である。此の點から通俗にいふ財産と其の意味を異にしてをることが解るであらう。即ち通俗に財産とは負債を別にして動産、不動産、及債權の如き資産のみを意味してをる。例へば太郎の家は財産家だといへば、太郎の家は資産家だといふことを意味してをる。此の點から考へると簿記上の財産は通俗にいふ財産よりも其の範圍の廣いことが解るであらう。要するに財産といふのは生活の資料にして人（自然人、法人）によつて所有せられてをる場合のもの、總稱である。例へば今甲某が資産五千圓と負債千五百圓をもつて居たとするならば、此の場合其の人の財産は如何程かと謂ふに、資産五千圓と負債千五百圓と稱するのである。從て合計六千五百圓と稱し或は資産額の五千圓と呼ぶが如きは共に當らないのである。

資産とは會計單位に屬してをるもので、有形無形に拘はらず總て貨幣に依つて見積られ得るもの、總稱である。故に今組合が事務所、漁船、漁網或は魚を入れた籠や、トロ箱をもつてをれば何れも之は組合の資産であるが、若し其の籠やトロ箱の中にある魚が組合員から販賣を委託されたものであれば會計單位である組合に屬してをらないのであつて、謂ひ換へれば所有權は依然其の魚の販賣を委託して來た組合員にあるから、之は其の組合員の資産であるが、組合の資産であるといへない。又人の信用や勞力のやうなものを財産なりと日常に呼ばれることもあるが、之は金錢に見積り得ないから例へ

其の人に附隨してをつても財産と謂ふことが出來ないのである。

負債と謂ふのは他人に對して將來或時期に一定の金額を支拂ふべき義務であつて、法律上の所謂債務のことである。例へば借入金や物品の掛買金のやうなものは負債であることは説明の要がないであらう。

（註）會計單位トハ計算ノ範圍テアル、獨立シテ收支計算ヲ行フ個人又ハ團體ハ何レモ會計單位ナリ。

第二節 財産の區分

一 財産の形態上の區分

財産には種々なものがあるが、之を形態の上から分類すると次の様になる。



不動産……土地、建物、固定せられた機械

出資者に對する債權……未拂込出資金

第三者に對する債權……貸付金、各種掛賣金、預金

出資者に對する負債……出資金、準備金、「基金」剩餘金

第三者に對する負債……借入金、各種掛買金

二 財産の性質と其の事業經營者の方針の如何に依る區分

財産は其の性質と其の事業經營者の方針の如何により次の如く區分せられる。

此の財産の區分は事業經營上頗る重要な關係があるので特に注意する必要がある。



固定資産とは事業の基礎として事業經營中之を處分し、又は現金に換へ得ない性質の資産と、事業經營に直接の關係はないが、容易に現金に換へ得ない性質の資産をいふのである。

例へば組合の共同販賣所の土地、建物、漁業權、商標權、魚付林、製造機械、漁網、漁船（會計主

體に於て直接利用する場合）備品の如き又債權の辨濟を受くる爲に取得した土地や建物の如きをいふのである。然しながら不動産の如きものでも、必ず固定資産に屬する譯でないから注意する必要がある。例へば組合が組合員に賣却する目的の下に建築する建物の如きは固定資産でなくして寧ろ流動資産に屬するのである。

流動資産とは現金とやがて現金に換へられる性質の資産をいふのである、例へば預金、有價證券、購買品等である。又漁網、漁船、製造機械、机、椅子の如きものでも組合員に賣却する爲に組合が所有してゐるときは流動資産である。

固定負債と流動負債の區別は、支拂期日の長短に依つて定められるもので何等一定の限界のあるものでない、通常支拂期限が一ヶ年以内のものは之を流動負債といひ、然らざるものを固定負債と稱せられてゐる。通常掛買金や手形借入金の如きものは前者に屬し、年賦借入金の如きは後者に屬する。

三 其の他の區分

右の分類の外に繰延資産と繰延負債と稱せられるものがある。

繰延資産といふのは事業繼續の場合に各事業年度の損益計算を公平ならしむる爲に、已に發生した費用中次年度以降に屬する費用即ち未經過の費用を、其の年度の損益計算に繰入れず一時資産として取扱ふものである。例へば支拂済の保険料が五十圓にして本年度の計算に入るべきものが、十圓とす

るときは、五十圓より十圓を差引いた残額四十圓の如きものを謂ふのである。従て繰延資産と呼ぶもの、實際は翌年度へ繰延べる損失である。前拂の地代、事業開拓費組合設立費等之に屬す。

繰延負債といふのは繰延資産の反対であつて、已に發生した利益中次年度以降に屬する利益、即ち未経過の利益を其の年度の損益計算に繰入れず一時負債として取扱ふものである。例へば漁業權の賃貸料百圓を前受した場合に、本年度の計算に入るべきものが二十五圓であるときには、百圓から二十五圓を差引いた残額七十五圓の如きものである。之を繰延負債と稱へられるが、實は翌年度へ繰延べる利益である。年度を跨る先利貸付金利息等之に屬す。

第二節 純 財 産

純財産といふのは會計主體が所有してをる資産の總額である。然しながら會計主體が資産の外に外部負債をもつてをれば、資産の總額から外部負債の總額を差引いた残額が純財産である。即ち純財産とは正味財産又は正味身代、若は資本のことをいふのである。例へば某甲が宅地、家屋、諸道具、貯金等金錢に見積て二千圓の資産を有し、一方負債が千五百圓あれば、某甲の純財産は五百圓である。又漁業協同組合が資産として七百圓の建物と五千三百圓の預金と五百圓の現金を所有し、一方負債として五千圓の出資金と、九百圓の準備金と、六百圓の借入金があれば、資産の總額六千五百圓から外部負債の總額六百圓を差引いた残額五千九百圓が純財産となる。若し此の組合が預金五千三百圓の中

から六百圓を引出して借入金を返済したとすると、残るものは建物七百圓、預金四千七百圓、現金五百圓となり、純財産高は其の合計五千九百圓となる。即ち此の場合には外部負債がないのであるから、純財産の高は資産の總額五千九百圓となるのである。之に依つて解るやうに資産の總額と外部負債の總額が等しいやうな場合は純財産は零である。要するに純財産は通常計算上の觀念であつて或種の資産が、之を代表するものでないから注意する必要がある。然して計算上に表はれる純財産は如何なるものに依て構成されてをるかといふと、例へば漁業協同組合では出資金、準備金、特別積立金、遭難救恤資金、職員退職給與資金、剩餘金等であり。漁業協同組合に非ざる責任組合では基金、特別積立金、遭難救恤資金、職員退職給與資金、剩餘金等である、今之を算術式で表はすと次の通りである。

$$\text{資産總額} - \text{外部負債總額} = \text{純財産}$$

上の式と次の式は同じである。

$$\text{動産} + \text{不動産} + \text{債權} - \text{外部負債總額} = \text{純財産}$$

上の二つの式から次の式が考へられる。

$$\text{資産總額} = \text{外部負債總額} + \text{純財産}$$

此の式と次の式は同じである。

動産 + 不動産 + 債権 = 外部負債総額 + 純財産

貸借対照表は此の式から来るものである。即ち貸借対照表の貸方には動産、不動産及債権が掲記せられ借方には外部負債及純財産（内部負債）が計上せられてゐる。

第四節 財産の増減變化

財産の變動する場合は之を二種に區別することが出来る。それは何を標準として區別するかといふと、純財産高に影響を及ぼすか否かに據るのである。此の純財産高に影響を及ぼす場合を財産の増減といひ、純財産高に影響を及ぼさない場合を財産の變化といふのである。

一 財産の増減

財産の増減と稱せられる場合は更に次の二種の場合がある。

1、資本の元入（出資の引受拂込の如き）又は引出（出資の拂戻の如き）に因る増減の場合

即ち資本の元入に因て財産は増加し又其の反對に引出に因て減少することは説明する迄もないであらう。此の何れの場合に於ても純財産高に影響を及ぼすのである。

2、資本の元入又は引出に因らざる増減の場合

純財産高は資本の元入、引出に因らず事業経営中に増減することがある。即ち利益があれば純財

産高は増加し損失があれば純財産高は減少するのである。従て利益とは資本の元入に因らざる原因に因て純財産高の増加することであり、反對に損失とは資本の引出に因らざる原因に因て純財産高の減少することである。即ち組合に於て販賣手数料、貸付金利息、預金利息、雑収入を受入れ又は債務の支拂を免除された場合の如きは利益であり、給料、旅費、借入金利息、印刷費を支拂ひ又は魚代金の掛倒れとなつた場合の如きは損失である。

然しながら損失の中には経費に屬する損失と然らざるものがある。経費に屬する損失とは給料、旅費、諸會負擔金の如きものであり、然らざるものとは貸付金や物品掛賣金の貸倒れ、販賣品の流失、焼失等の如きものである。前者は通例一方に於て何等かの収益を發生するも後者は永久に純財産高を減少する譯であるから同じ損失と雖も事業經營上其の内容に付て充分の注意を拂ふ必要がある。

二 財産の變化

財産の變動の場合に資産と負債に同額の増減があつて、財産の總額が増減するのみで、純財産高に何等の増減を伴はない場合がある。此の場合を財産の變化といふのである。又財産の總額と純財産高に何等の増減を伴はず、唯資産か若は負債の中で相殺的の増減が生ずる場合も財産の變化と稱せられる。

例へば漁業協同組合が出資金五千圓(全額拂込済)と預金五、〇〇〇圓をもつてをる場合に付て考へて見やう。

1 資産と負債と同額の増加の場合

今借入金一、〇〇〇圓を爲すならば借入金といふ負債一、〇〇〇圓と現金といふ資産一、〇〇〇圓の増加がある即ち資産と負債同額の増加である。之を試算表で示すと次の通りになる。

支		受	
科目	金額	科目	金額
預金	五、〇〇〇 ^円	出資金	五、〇〇〇 ^円
現金	一、〇〇〇	借入金	一、〇〇〇
合計	六、〇〇〇	合計	六、〇〇〇

即ち此の場合財産の総額は増加するが、純財産高(即ち出資金)には何等の變動のないことが解るであらう。

2 資産と負債と同額の減少の場合

例を前例試算表の場合にとつて今借入金一、〇〇〇圓の内三〇〇圓を、現金を以て返済したとするならば、現金といふ資産三〇〇圓と借入金といふ負債三〇〇圓が減少するであらう。此のときの試算表は次の通りに表はれる。

支		受	
科目	金額	科目	金額
預金	五、〇〇〇 ^円	出資金	五、〇〇〇 ^円
現金	七〇〇	借入金	七〇〇
合計	五、七〇〇	合計	五、七〇〇

即ち此の場合財産の総額は減少するが、純財産高には何等の變動の生せなかつたことが解るであらう。此の例示は現金三〇〇圓を以て借入金を返済したのであるが、現金に代るに預金三〇〇圓を以てしても其の結果は同じであることを次の試算表に見出すであらう。

支		受	
科目	金額	科目	金額
預金	三〇〇	現金	三〇〇
現金	七〇〇	借入金	七〇〇
合計	一、〇〇〇	合計	一、〇〇〇

預 金	四、七〇〇 _円	出 資 金	五、〇〇〇 _円
現 金	一、〇〇〇	借 入 金	七〇〇
合 計	五、七〇〇	合 計	五、七〇〇

3. 資産と負債に増減の伴はない場合

右の試算表の場合に於て現金一、〇〇〇圓を預金と爲し、又は現金一、〇〇〇圓を以て土地、建物を買入れた場合の如き或は預金全部を手許に引出して現金と爲した場合の如き何れも財産の變化である。即ち此の何れの場合でも財産の總額と純財産高に何等の増減を伴はないからである。以上の様に純財産高に何等の變動を伴はない場合を財産の變化と謂ふのである。

第六章 取 引

第一節 取引の意義

取引とは財産に増減變化を及ぼす一切の事實の總稱である。言葉を換へていふならば貨幣を交換の標準として、貨幣價值のあるものを交換することである。従て簿記上の取引は其の原因の如何に拘は

らず、財産（即ち資産、負債）に影響を及ぼす結果より判断して、財産に増減變化を惹き起す事實は總て取引といふのである。故に通俗にいふ取引と其の意味が一致する場合が多いが一致せない場合もある。例へば物の賣買や金錢の貸借は通俗に亦簿記上共に之を取引と稱するのであるが貸付金の貸倒れ、物の贈與、盜難、火災又は海嘯に依る家屋の焼失又は流失、物價の騰落に因る資産價額の變動、物の自然的減價（建物の腐朽、機械の磨滅、漁船、漁網の破損、腐朽又は流失）或は蓄養場の魚の遁逃や斃死（價値の減少）の如きは、何れも財産に増減を來すから簿記上では取引と稱するが、通俗には取引と呼ばない。之に反し物品の販賣を委託したり、又は委託された場合或は物の貸借の様なもの、未だ何等財産に増減變化を來さないから、簿記上取引でないにも拘はらず、通俗には殆んど取引と呼ばれてをる。然しながら物の販賣を委託したり、或は委託されて販賣の結果其の代金を受入れ、或は貸借に依る貸料を受入れ、又は支拂ふた様な場合には、其のとき初めてそれだけ財産に變動が生ずるのであるから取引となるのである。金錢の貸借は法律上の消費貸借であつて、其の返済に當つては借入れた金錢其のものを返済する要なく、唯同額の金錢を返済すれば足りるのであるが、物の貸借は之と異なり、返済に際しては必ず借入れた其の物を返済せなければならぬのである。即ち前者は所有權を移轉するのと同様の結果を招くので簿記上取引として記録する要あるも後者は所有權の移轉が伴はないから取引でない。従て簿記の對象とならないのである。

第二節 取引の種類

取引は千差萬別であり、又其の種類は種々あるが、第五章の財産の増減變化のところて説明した財産の増減に屬するものと財産の變化に屬するものとの二つに分れる。

財産の變化の取引とは、財産の内容を爲す或項目相互間に相殺的變化を起して、純財産高に何等の變動を伴はない取引をいふのであり、又財産の増減の取引とは、財産の内容を爲す或項目に増減を起して、純財産高に同額の變動を生ずる取引をいふのである。此の純財産高に變動を及ぼすか否かに依りて取引は次の三種類に分れる。

一、交換取引

交換取引とは、財産の内容を爲す或項目相互間に相殺的變化を起すが、純財産高に何等の影響を及ぼさない取引である。財産の變化と呼ばれるものは此の取引に屬する。

交換取引には次の三種の場合がある。

1 資産交換取引

或る項目の資産の増加と他の項目の資産の減少が、同一金額でなされる場合の取引である。

例へば現金百圓を以て漁網百圓を買入れたるが如き、或は預金百五十圓を引出して、貸付金百

五十圓と爲したるが如きである。

2 負債交換取引

或る項目の負債の増加と他の項目の負債の減少が、同一金額でなされる場合の取引である。

例へば甲銀行より金千圓を借入れ、乙銀行へ借入中の負債金千圓を返済したるが如き、或は某商店に對し重油代九十圓未拂中の處、九十圓の約束手形を振出して決済したるが如きである。

3 資産負債交換取引

或る項目の資産の増加と或る項目の負債が同一の金額の増加する場合及之と反對に或る項目の資産の減少と、或る項目の負債が同一の金額の減少する場合の取引である。

例へば金三百圓を他人より預りたるが如き、(資産、現金三百圓増加、——負債、預り金三百圓増加)或は物品二百五十圓を掛にて買入れたるが如き、(資産、物品二百五十圓増加——負債、物品掛買金二百五十圓増加)は前者にして、預金二百五十圓を引出して掛買代金二百五十圓を支拂ひたるが如き、(負債、掛買代金二百五十圓減少、——資産、預金二百五十圓減少)或は銀行よりの借入金五百圓を現金を以て返済するが如き、(負債、借入金五百圓減少、——資産、現金五百圓減少)は後者の例である。

二、損益取引

損益取引とは、資本の元入、引出に因らず或る財産の項目に増加、又は減少があつて、交換取引の如く財産の内容を爲す或項目に相殺的增加、又は減少が起らず純財産高に同一金額の増加又は減少を起す取引である。右の純財産高に同一金額の増加する場合を利益取引と謂ひ其の減少する場合を損失取引と稱す、之を謂ひ換へると利益取引は財貨を受けるのみで之に對し同額の財貨を渡さない取引であり、損失取引は財貨を渡すのみで之に對し同額の財貨を受けない取引である。

損失取引

- 1 資本の引出組合員に出資を拂戻すが如き)に因らず或る項目の資産と純財産高が同一金額の減少を伴ふ取引
例へば給料三十圓を支拂ひたるが如き或は千圓の漁網が流失したるが如きである。
- 2 或る項目の負債の増加と純財産高が同一金額の減少を伴ふ取引
例へば借入金百圓あつた處へ利子五圓を繰入れ百五圓の借入金となりたるが如き、或は組合が郡水産會の會費五十圓の納入告知を受けた爲に、其の金額が負債となる場合の如きである。

利益取引

- 3 資本の元入(組合員が出資引受を爲すが如き)に因らず或る項目の資産と純財産高が同一金額の増加を伴ふ取引
例へば貸付金の利息十五圓を受入れたるが如き或は販賣手数料三圓を受入れたるが如きである。
- 4 或る項目の負債の減少と純財産高が同一金額の増加を伴ふ取引

例へば掛買金百圓の支拂免除を受けたるが如きである。

三、混合取引

混合取引とは、交換取引と損益取引の二種類の取引が混合して一つの取引となるものを謂ふのである。即ち財産の變化を招くと同時に純財産高の増減の起る取引のことである。

混合取引 } 交換取引 + 損失取引
混合取引 } 交換取引 + 利益取引

混合取引は次の二種に分れる。

- 1 交換と損失とが混合して起る取引
例へば原價五十圓の物品を四十八圓にて賣却した場合の如き、或は貸付金百圓の内六十圓の辨濟を受け、残額が貸倒となつた場合の如きである。

- 2 交換と利益とが混合して起る取引
例へば原價五十圓の物品を五十五圓にて賣却したる場合の如き、或は貸付金百圓の償還を受け同時に其の利息六圓を受入れた場合の如きである。
以上の取引の分類は純財産高に増減を及ぼすか否かを標準としたものであるが、更に取引が現金に關係あるか否かに依つて次の如く區別せられる。

一、現金取引

現金取引とは、取引の一方が現金である取引である、即ち現金取引は入金取引と出金取引に分れる。此の場合全部現金であるか否かに依て全部現金取引、一部現金取引とに分れる。

例へば物品を百圓で賣却して百圓の代金を現金で受取りたる場合の如き、或は物品を百圓で賣却し代金百圓の内八十圓を現金にて受取り、二十圓を掛となしたる場合の如き共に現金取引であるが前者は全部現金取引であり、後者は一部現金取引である。

二、振替取引

振替取引とは、取引の相手方双方が現金に關係のない取引で、俗に謂ふ掛取引、延取引の如き之に屬するのである。此の場合現金取引同様全部が現金に關係のない取引なるか、否かに依つて全部振替取引、一部振替取引とに分れる。

例へば物品を百圓で賣却し、代金百圓全部を掛と爲したる場合の如き、或は物品を百圓で賣却し代金百圓の内二十圓を受取り八十圓を掛となしたる場合の如き、共に振替取引であるが、前者は全部振替取引であり、後者は一部振替取引である。

一部現金取引は即ち一部振替取引である。

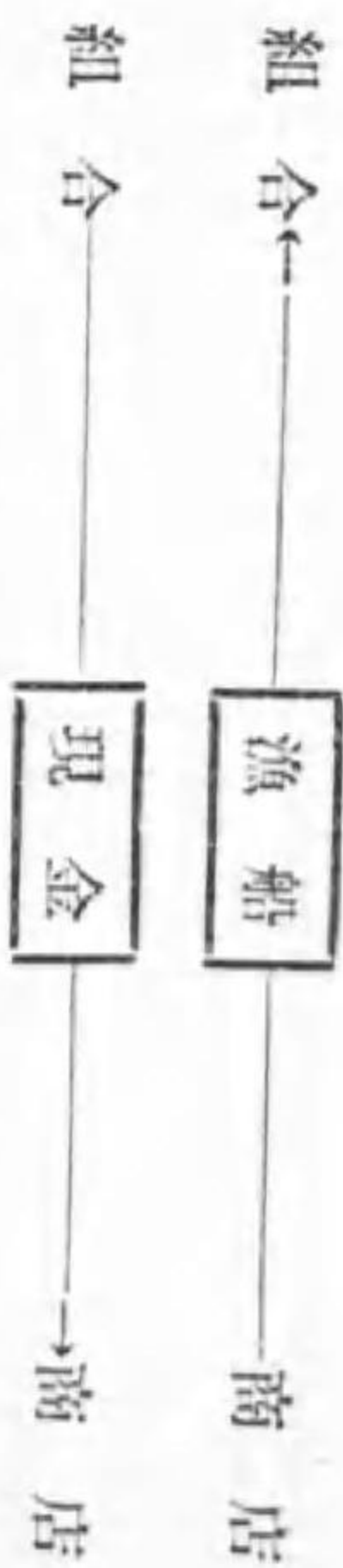
現金取引と振替取引の區別は現金仕譯法を解する上に是非心得て置く必要がある。

次に取引の例外として前記の外に振替取引がある。其の振替取引とは資産、負債又は損益の勘定を他の資産、負債又は損益の勘定に置代へることを謂ふのである。即ち勘定名稱の變更せらるゝ手續を取引と看做すに過ぎないもので、早くいへばタコやエビは魚でないが、魚屋や大部分の人が之を魚の一種として數へる様なものである。

例へば物品の販賣を委託した場合に販賣品勘定より積送品勘定に振替へるが如き、或は別途積立金勘定を特別積立金勘定に振替へるが如きである。

第三節 取引の二重關係

一つの取引が生ずると、簿記上必ず渡したものと受けたものとの一對の關係が起るのである。此のことは日常の取引に於ても同様の關係が発生する譯である。之を謂ひ換へると一會計主體內に於て一方に増加するものがあれば必ず他の一方に或ものが減少する譯であつて、如何なる場合でも取引は一方のみで成立せないのみならず、又双方に同じものが、増加若くは減少することがない、今組合が或る商店から現金で漁船を買入れた場合について考へて觀るならば兩者の財産上の變動は、組合は漁船を取得した代りに現金が減少したことになる。之を其の商店に付て考へるならば現金を取得した代りに漁船を喪ふたことになるが組合及商店といふ同一會計主體内の財産上の變動は各二重である即ち



之を圖示すると右の様である。右の取引による二重對立の關係は次の通りである。

組合の財産變動（對立）の状態

現金 ———— 減少 漁船 ———— 増加

商店の財産變動（對立）の状態

漁船 ———— 減少 現金 ———— 増加

右の如く一會計主體内に於て取引に因る財産上の二つの影響を取引の二重性と呼ばれる。即ち同一會計主體内に發生する此の二つの計算の同一金額に貸方又は借方、支拂又は受入の言葉を附して帳簿に記入せられるのが複式簿記の基本である。例へば漁船を現金で買入れた場合の組合の記帳は次の通りである。

受	入		支	拂
現	金	×××四	漁	船
			×××四	

第七章 貸借及受拂

第一節 貸借平均の理

取引が發生すると同一の會計主體内に必ず渡したものと受けたもの、或は貸したものと借りたものといふ様に相對立する二つの關係が生ずるのである。即ち取引は簿記方から觀ると原因と結果といふ様な二個の事實から成立つのである。處が此の渡したものと受けたもの又は原因と結果と觀られる様な金額は常に等しいのである。即ち取引の二重關係の金額は必ず同額であるが、其の受けたものと渡したものの性質は亦必ず異にしてをるのである。複式簿記は此の兩面の相等的關係の金額を貸方と借方に分けて記帳するのであるが、一つの取引に付ては或る勘定の借方にのみ記入せられて、他の或る勘定の貸方に記入せられないとか、又は之と反對の場合の様な記帳は絕對になく、常に或勘定の借方の一つ又は二つ以上に記入せられた金額は必ず或勘定の貸方の一つ又は二つ以上に同額の金額が記入せられて貸借双方の金額は相平均するのである。之を貸借平均の理又は受拂平均の原則と稱し複式簿記の根柢を爲すものである。從て如何に複雑、多數の取引を重ねても此の記帳の等式の關係は何時迄も維持せられるのである。

複式簿記の元帳と稱する帳簿には數多の勘定があつて一取引毎にそれぞれの貸及借（受及拂）に等式に記帳せられて居るから、記帳に誤りのない限り、元帳の全勘定（漁業協同組合簿記では日記帳右欄の現金残高をも含む）の貸方と借方の金額を集計すると必ず双方の金額が合致する筈である。又各勘定の残高を貸方、借方別に総合計しても、其の平均することに於て絶対に變りがないのである。若し双方の金額が一致せないとするならば何處かに誤りがあることを顯してをる。之は複式簿記の元帳の建前から容易に爲し得る事柄であり又複式簿記の妙味のある處である。

今漁船を現金千圓で買入れた取引に付て考へるならば、此の取引は其の會計主體の財産に二個の影響を與へてをる。即ち此の取引に依て漁船の取得と現金の減少と謂ふ二重關係が成立してをるのであるが、双方の金額を考へて觀るならば千圓の漁船を取得した反面に千圓の現金が減少してをる譯であつて、受拂の金額が、平均してをることが解るであらう、此の場合の受拂の平均は次の通りである。

現金 1,000圓 支 拂——漁 船 1,000圓

第二節 複式簿記の起源

元來複式簿記に於ては事業の經營が個人經營なると、又團體經營であるとに拘はらず、總て事業と出資者と別個に存在してをると考へるのである。謂はゞ公私の混合を避けて一會計主體の計算範圍を

明確にするのである。之が複式簿記の計算上の根本的の觀念である。從て今或る人が數事業を經營してをる場合には、其の各々の事業に各々別個に簿記が存在してをるものとして取扱はれる。このことは複式簿記の貸借（受、拂）を解する上に是非心得て置く必要がある。例へば今或人が幾何かの元手を以て事業を經營したとするならば、其の事業の會計は其の人の家事の會計と全然別個の存在となる。このことは多少考へ難いであらうが、之を其の人の世帯（家事會計）と商店（事業會計）又は奥（納戸）と店といふ風に考へるならば其の元手は店が奥（納戸）に對して、或は事業會計が家事會計に對して、融通して貰つてをるものと觀られるであらう。此の融通せられてをる元手は事業を閉鎖したときには復歸すべきものであるが、事業の繼續する限り返済する必要もなく、又事業主（即ち出資主）が元手の返戻を請求せないのであらう。此の請求を受くることのない關係を簿記上資本と稱し其の高を資本高と呼ばれてをる、此の資本高は事業を閉鎖した場合に店から、奥（納戸）へ、或は事業會計から家事會計へ返済することになるから、店から奥に對して又は事業會計から家事會計に對して之を觀れば、支拂期限のない負債であるから之を準負債として取扱はれる。

此の關係は漁業協同組合が存立する限り、組合員からの出資に付之を拂戻す必要もなく又組合員が日常の債權者の様に之に付て拂戻の請求を爲さないと同様である然しながら一度組合が解散し又は組合員が脱退したときは（規約の定むる處により）出資の拂戻を爲すのであるから負債ではないが、

一種の負債と観ることが出来るであらう。又其の關係を了解し得るであらう。右の様に複式簿記では、出資者と事業經營者又は資本方と營業方とを全然別個の人格者と観て、尙總ての取引に夫々勘定の科目を附し、其の勘定科目が何れも各々取引上の責任を以てをる人と觀察するのである。例について謂ふならば、組合が設立せられ、又は組織設定に依て組合員から出資金五千圓の全額拂込があつた場合には、出資金と現金といふ二つの勘定科目を附し、組合員から借りてをるのであるが、「出資金」といふ人から借りてをるものなりとし、一方組合の所有になつた金は「現金」といふ人に貸してをると観るのである。従つて組合の財政は此の勘定科目と金額の關係を見れば一目瞭然とする仕組であつて右の關係は次の通り記録せられる。

受 入 (借方)	支 拂 (貸方)
出 資 金 5,000圓	現 金 5,000圓

第三節 貸借及貸借の表示

一 貸借

普通に貸借といふのは、人相互間の貸借をいふのである、即ち對人間の債權債務を指すのであるが簿記上の貸借は右の對人間の關係は勿論。物及損益に對しても同様恰も人に對する様な觀念で貸借を

適用するのである。之を謂ひ換へると複式簿記では、「勘定科目は總て人なり」との命題の下に普通の金錢貸借の關係に觀る様に何れの勘定科目に對しても、貸借を適用するのである。従て簿記上の貸借は普通にいふ貸借の字義を擴張して使用せられてをることが解るであらう。例へば日常に漁船が貸方なりといふ様なことは謂はないのであるが、組合が漁船を現金で買入れた場合には、漁業協同組合簿記では漁船は貸方であるといふのである。又販賣手數料が借方なりといふ様なことも、日常用ひないのであるが、組合が販賣手數料を現金で受入れた場合漁業協同組合簿記では、販賣手數料は借方と呼ばれる様なものである。簿記では總ての勘定科目に對して、貸又は借（受又は拂）を表すことは前に説明したが、此の漁船を買入れた場合に、漁船が貸方であることに對して如何なるものが、借方であり、又販賣手數料を受入れた場合に、販賣手數料が借方であることに對して、如何なるものが貸方であるかと謂へば共に現金が前の場合は借方、後の場合は貸方になるのである。

借 方	貸 方
現 金 ————	漁 船 ————
販賣手數料受入の場合	

となる之は日常に用ひる貸、借の表示と同じであり又漁業協同組合簿記の貸借の表示方法である。

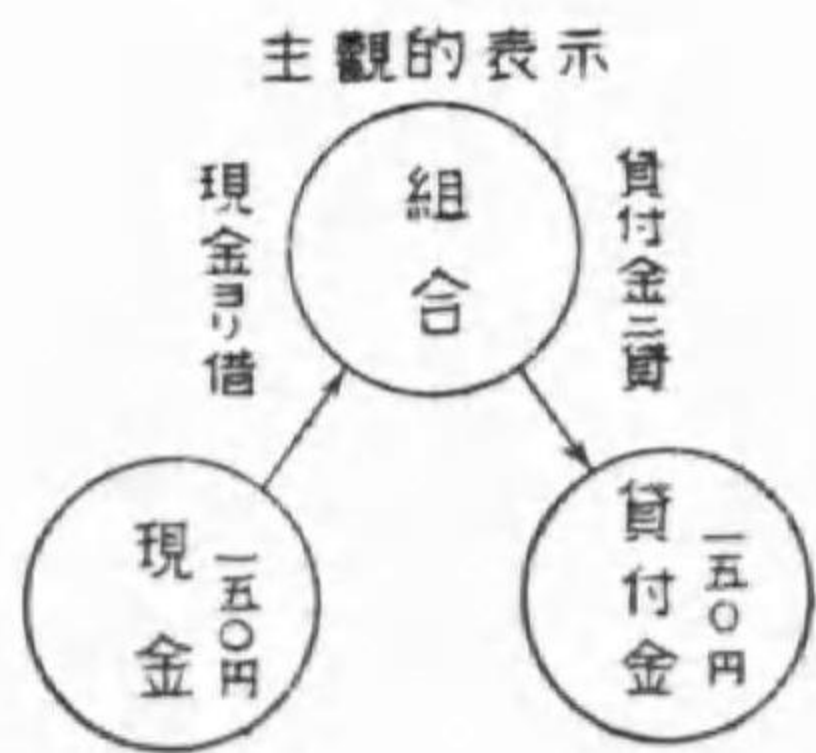
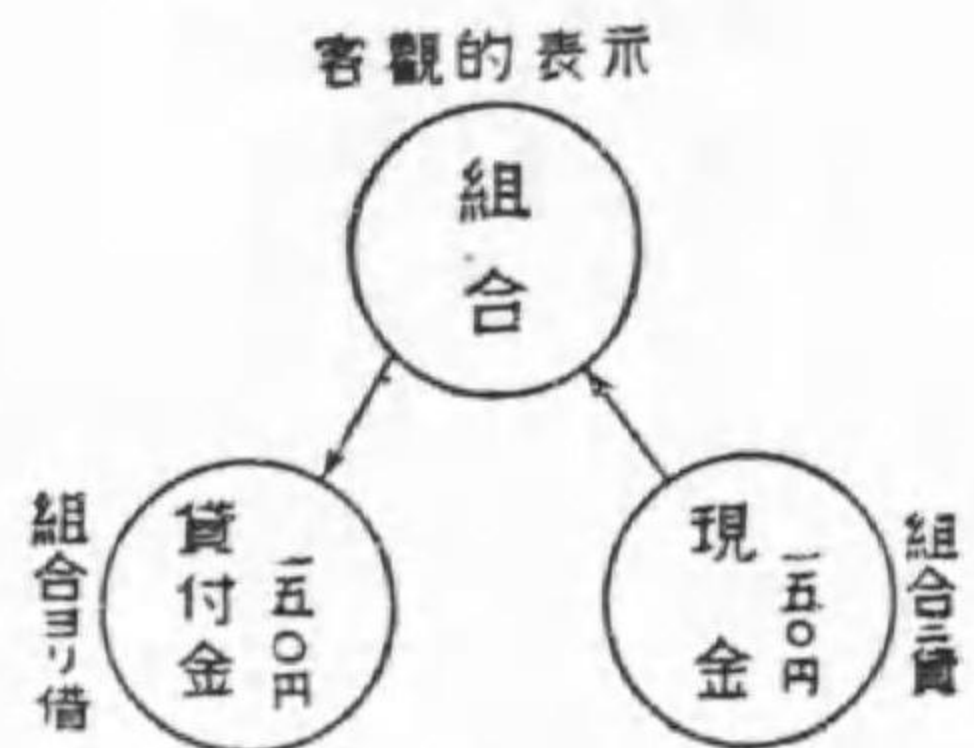
客観的表示

貸借の表示方法の内、他の一つは會計主體の相手方（人、物、損益即ちそれ等の勘定科目）より會計主體に對して、貸又は借を表す方式である。之を客観的の表示といふのである。前例に付て考へて見るならば次の様になる。

貸方 現金 一五〇圓 一借方 貸付金 一五〇圓

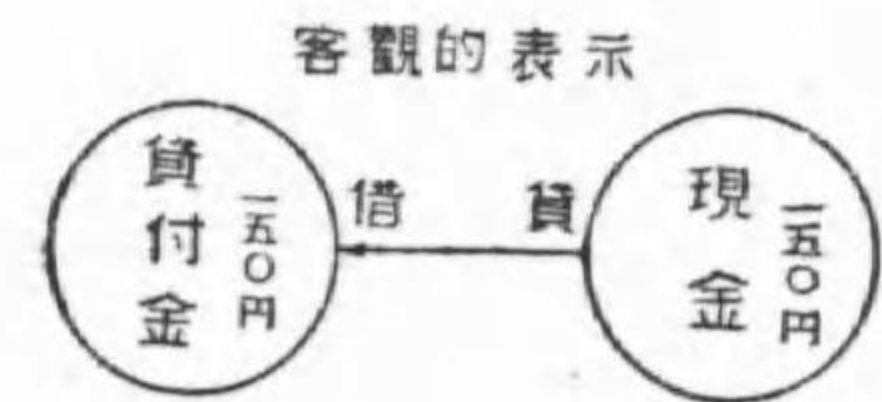
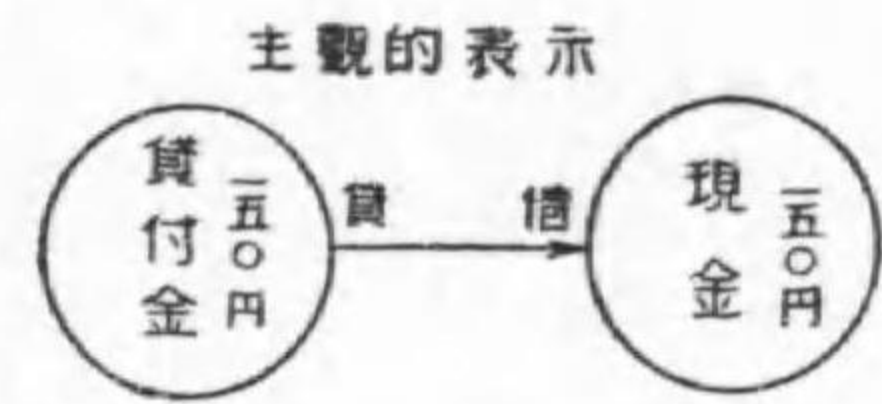
之は商業簿記の貸借の表示であつて其の表示が前者と全然反對である。此の場合日常には債権者たる組合は債務者たる組合員に對して貸即ち貸方なりといふのであるが、商業簿記では債務者たる組合員が債権者たる組合に對して借方といふのである。

更に他の例で之を説明すると自分が他人に對し金百圓を貸付けた場合、自分は他人に對して金百圓貸といふのは主観的表示であり、他人は自分から金百圓借りといふのは客観的表示である。要するに貸借の表示に二種あるのは其の見方、表し方が立場を異にするからの相違である。今此の主観的、客観的の表示を前の例に付て圖解すると次の様になる。



(註) 主観的表示 組合ハ現金ニ對シテ借、組合ハ貸付金ニ對シテ貸
 客観的表示 現金ハ組合ニ對シテ貸、貸付金ハ組合ニ對シテ借

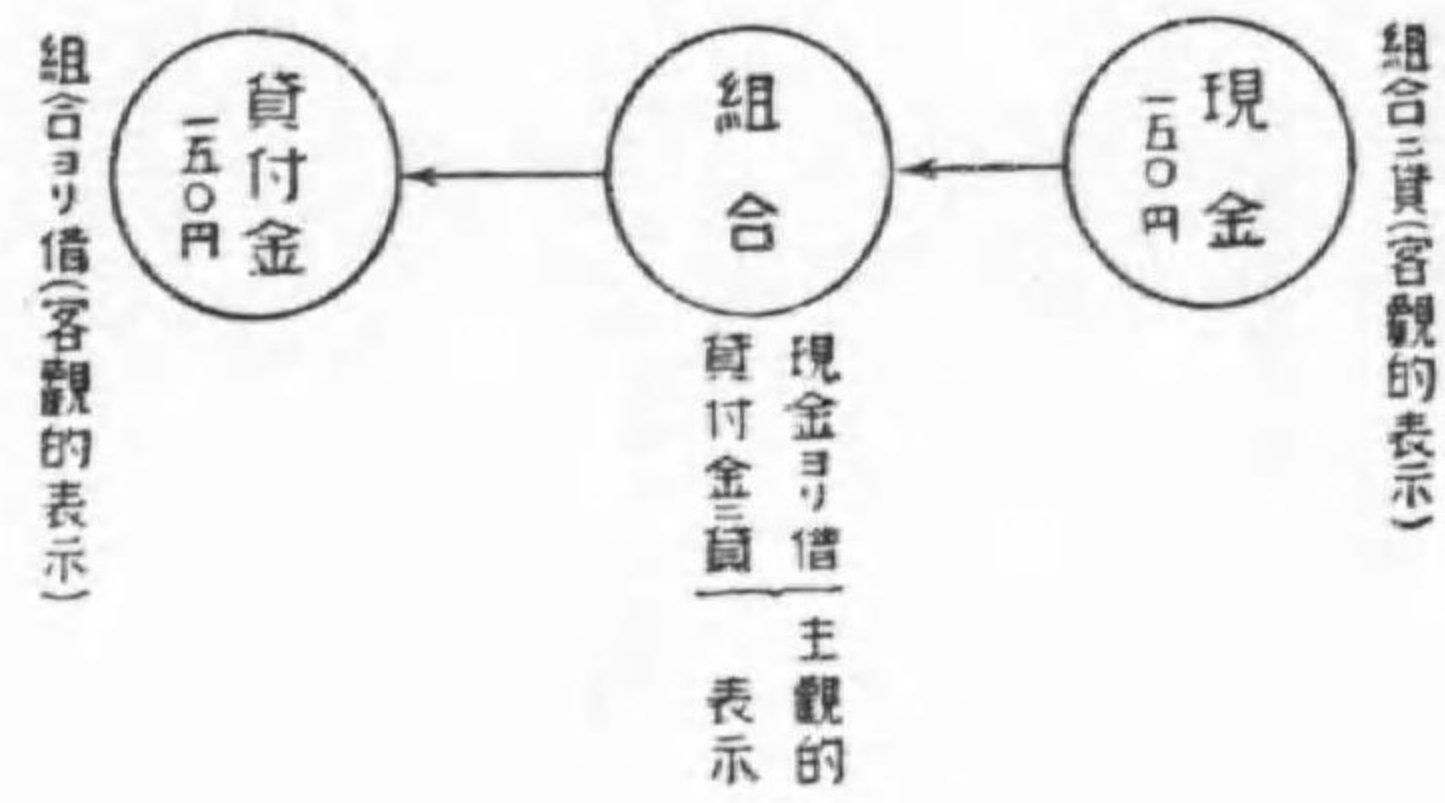
貸借の表示は右の通り二様あるが複式簿記に於ては勘定科目間に貸借が起る（會計主體が其の貸借の仲介をすると考へる）のであるから、右の會計單位を省いて貸借の關係を見ると次の通りになる。



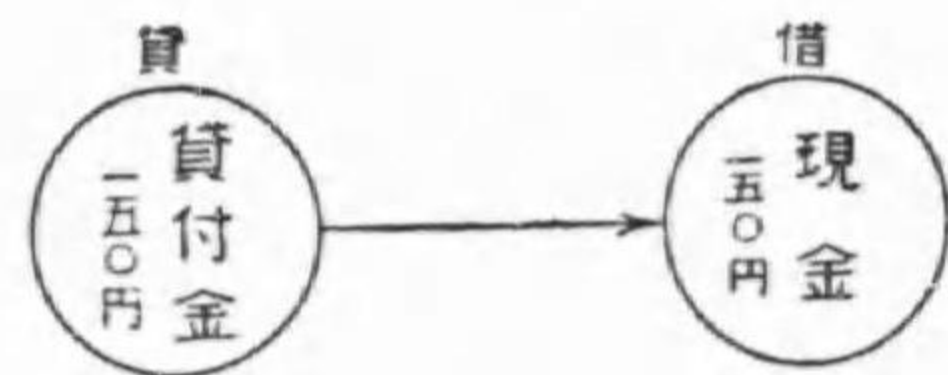
(註) 會計單位ヲ省イテ勘定科目間ニ貸借ノ關係ヲ定メルコトハ取引ノ會計單位ニ及ボス影響ガ常ニ貸及借トナツテ、然モ其ノ金額ハ同額デアル爲之ヲ差引スルト零デアルト謂フ觀方カラ會計單位ヲ省クノデアアル例ヘバ右ノ例示ニ於テ組合ハ現金ヨリ一五〇圓ヲ借リ貸付金ニ一五〇圓ヲ貸シタノデアアルカラ組合ノ財政上ニハ之カ相殺サレテ零トナル譯デアアル

主觀的表示ノ勘定科目双互間ニ附シタル矢印(↑)ハ借ニ對スル貸ノ關係ヲ示ス

右の貸借の表示を更に別に別に圖解すると次の通りである。



主觀的表示

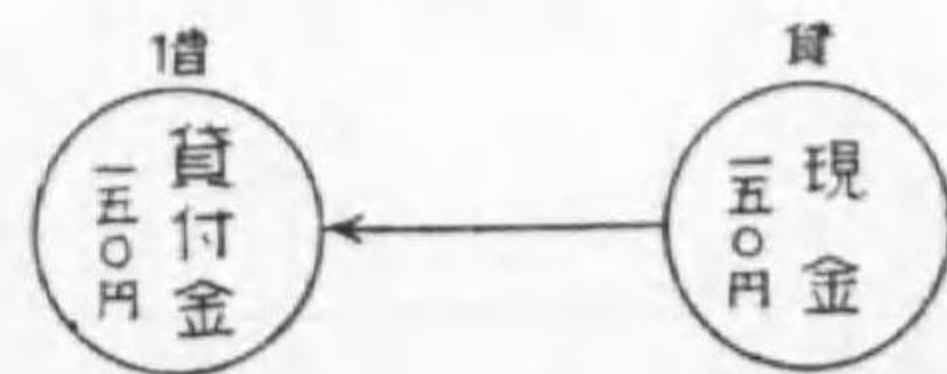


之を仕譯記入すると下の通りである。

借方 現金 150.00 貸方 貸付金 150.00

↑

客觀的表示



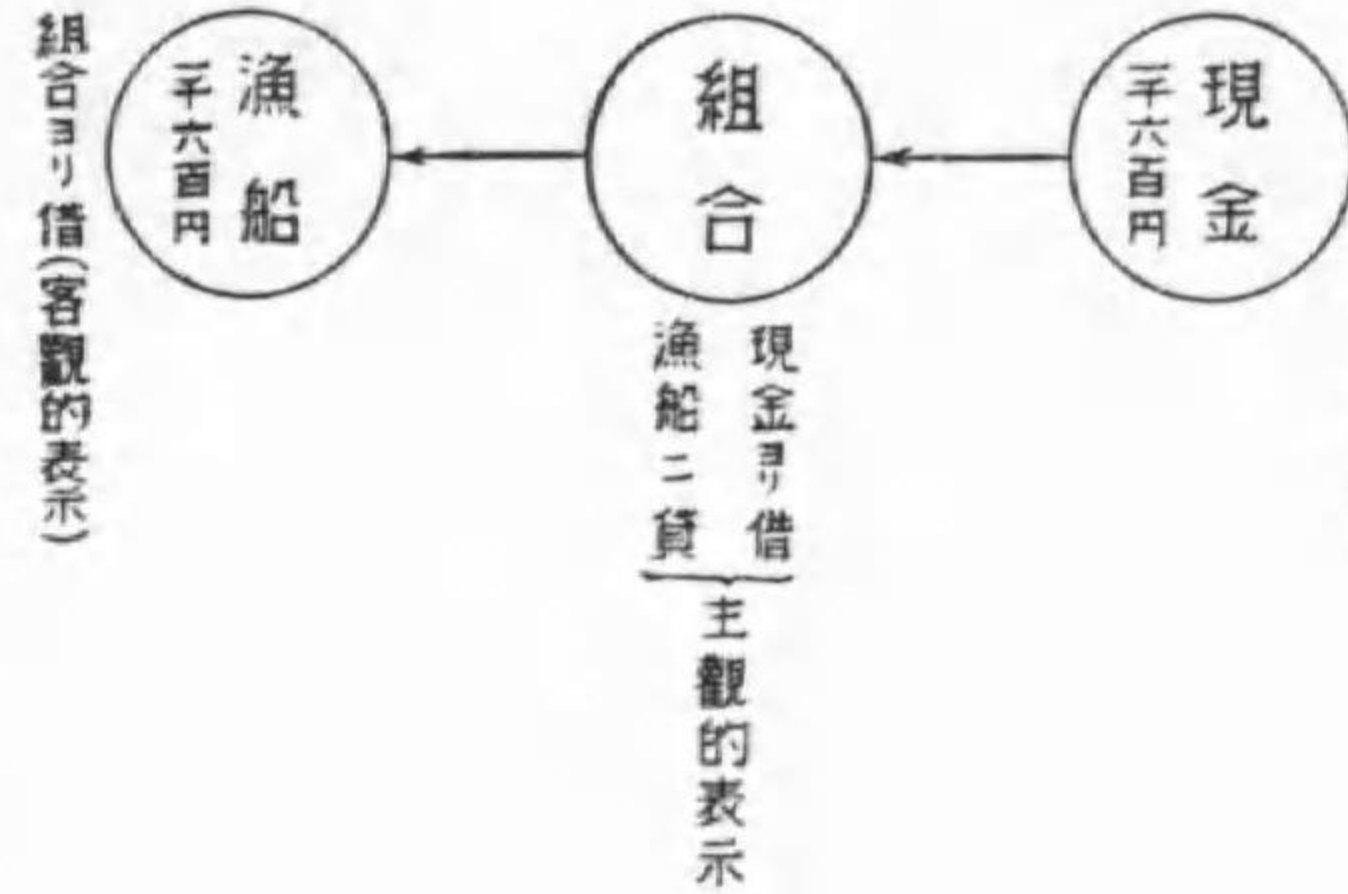
之を仕譯記入すると次の通りである。

借方 貸付金 150.00 貸方 現金 150.00

↑

次に例へば組合が漁船一隻を現金一千六百円で買入れた場合を圖示すると次の通りである。

組合三貸(客觀的表示)

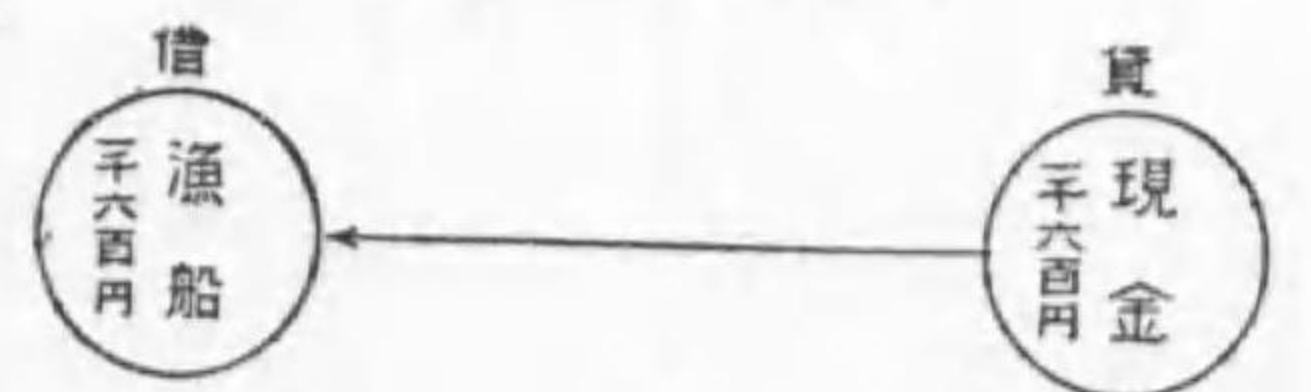


主觀的表示



之を仕譯記入すると次の通りである。
借方現金 1,600.00 貸方漁船 1,600.00

客觀的表示

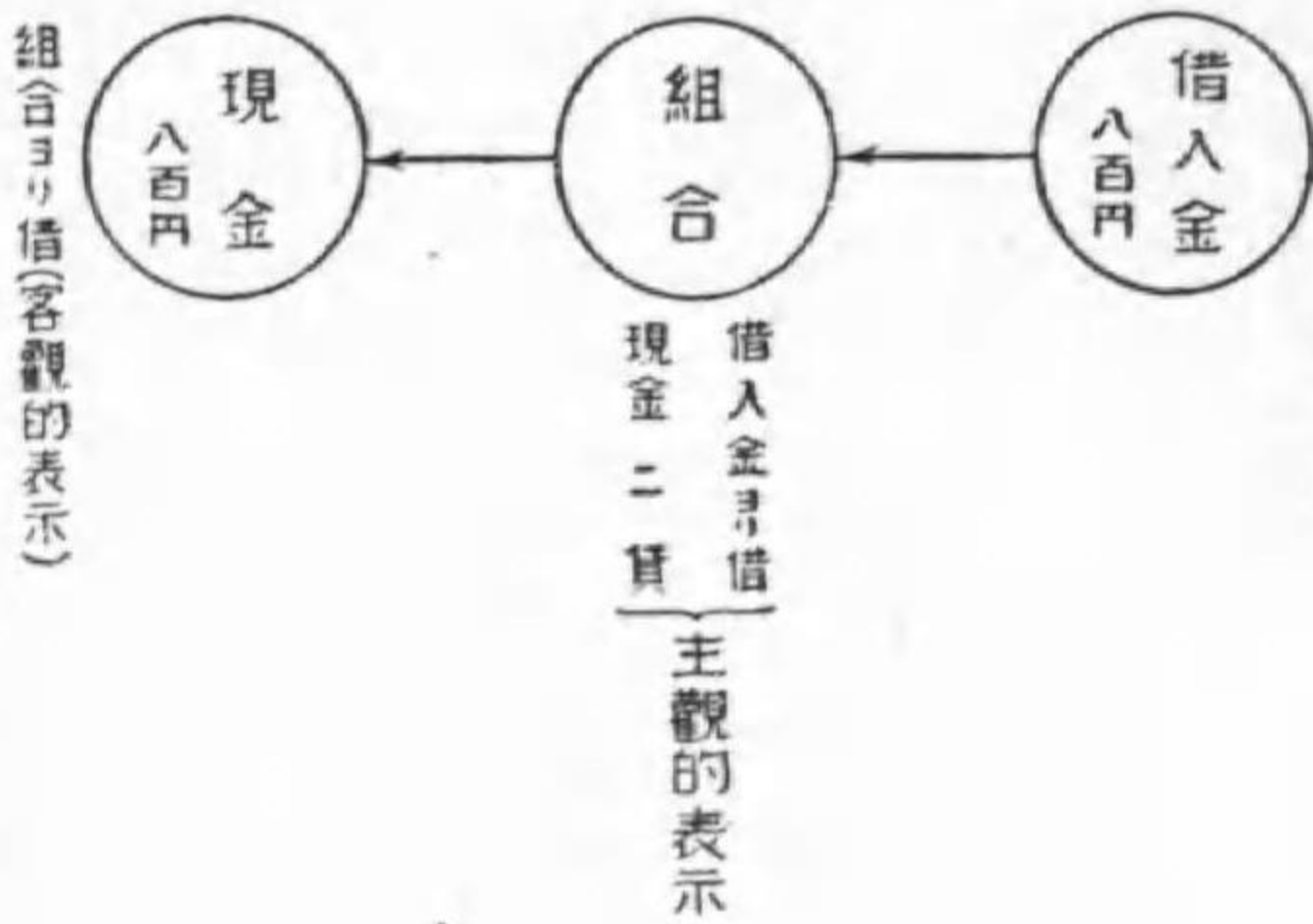


之を仕譯記入すると次の通りである。
借方漁船 1,600.00 貸方現金 1,600.00

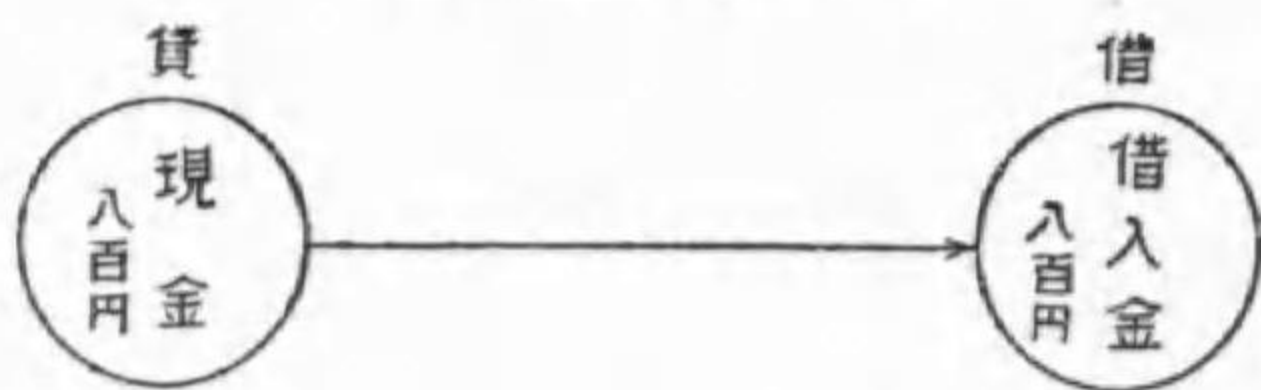
(註) 主觀的表示、組合ハ現金ニ對シテ借、組合ハ漁船ニ對シテ貸。客觀的表示 漁船ハ組合ニ對シテ借、現金ハ組合ニ對シテ貸。

次に例へば組合が銀行より金八百圓を借入れた場合を圖示すると次のやうになる。

組合三貸(客觀的表示)

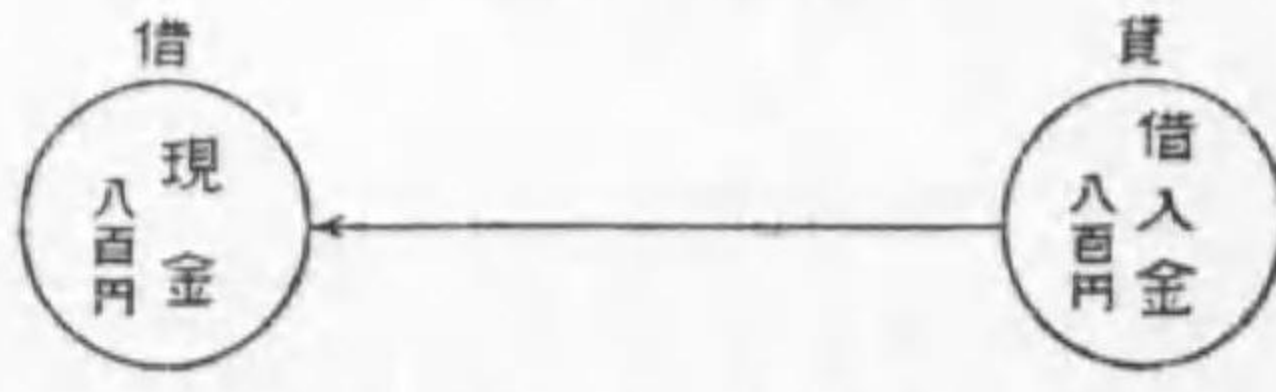


主觀的表示



之を仕譯記入すると次の通りである。
借方借入金 800.00 貸方現金 800.00

客觀的表示

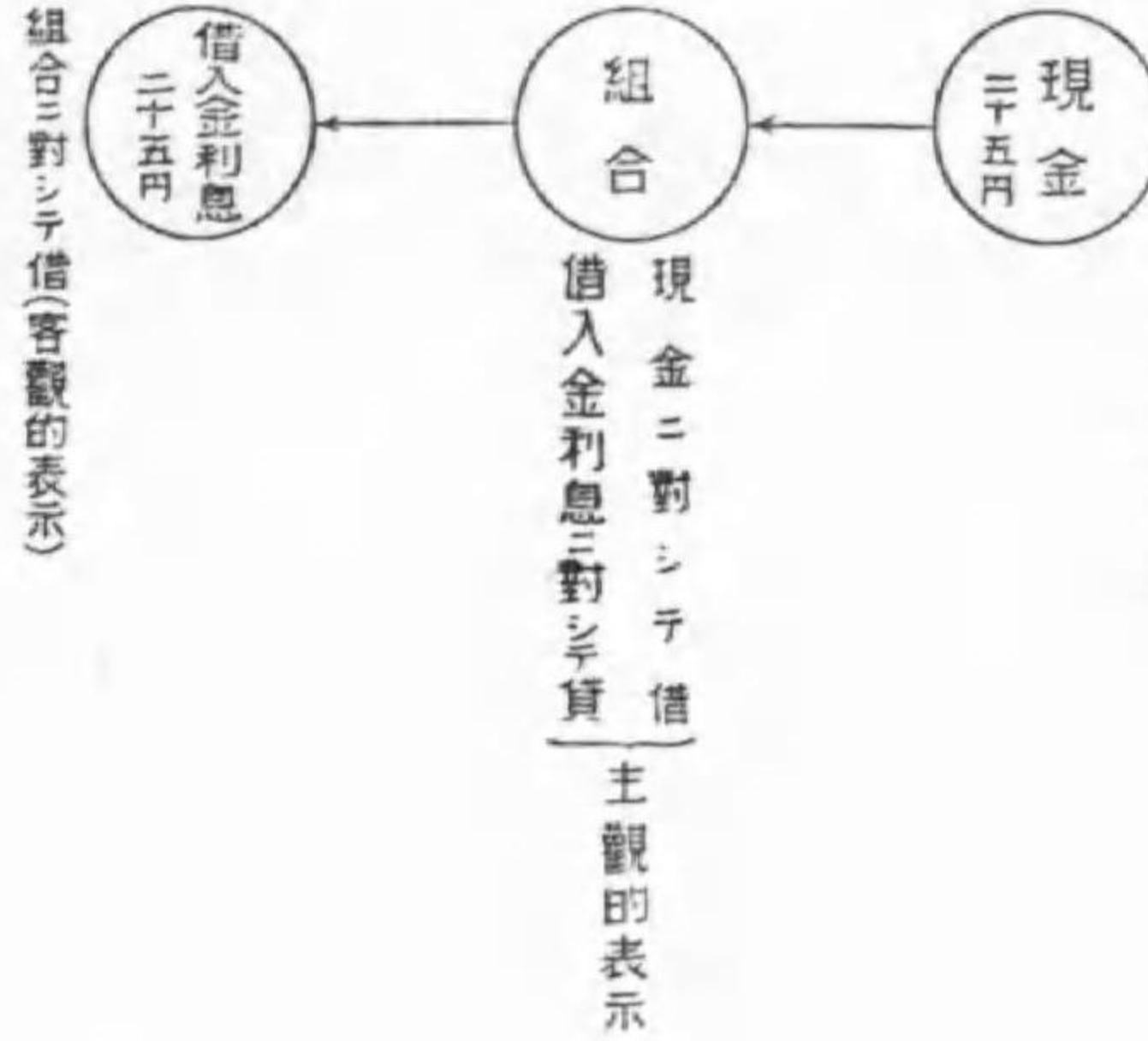


之を仕譯記入すると次の通りである。
借方現金 800.00 貸方借入金 800.00

(註) 主觀的表示、組合ハ借入金ニ對シテ借、組合ハ現金ニ對シテ貸、客觀的表示、現金ハ組合ニ對シテ借、借入金ハ組合ニ對シテ貸

次に例へば組合が借入先へ借入金利息二十五圓を支拂ひたる場合を圖示すると次のやうになる。

組合ニ對シテ貸(客觀的表示)



主觀的表示



之を仕譯記入すると次の通りである。

借方現金 25.00 貸方借入金利息 25.00

客觀的表示



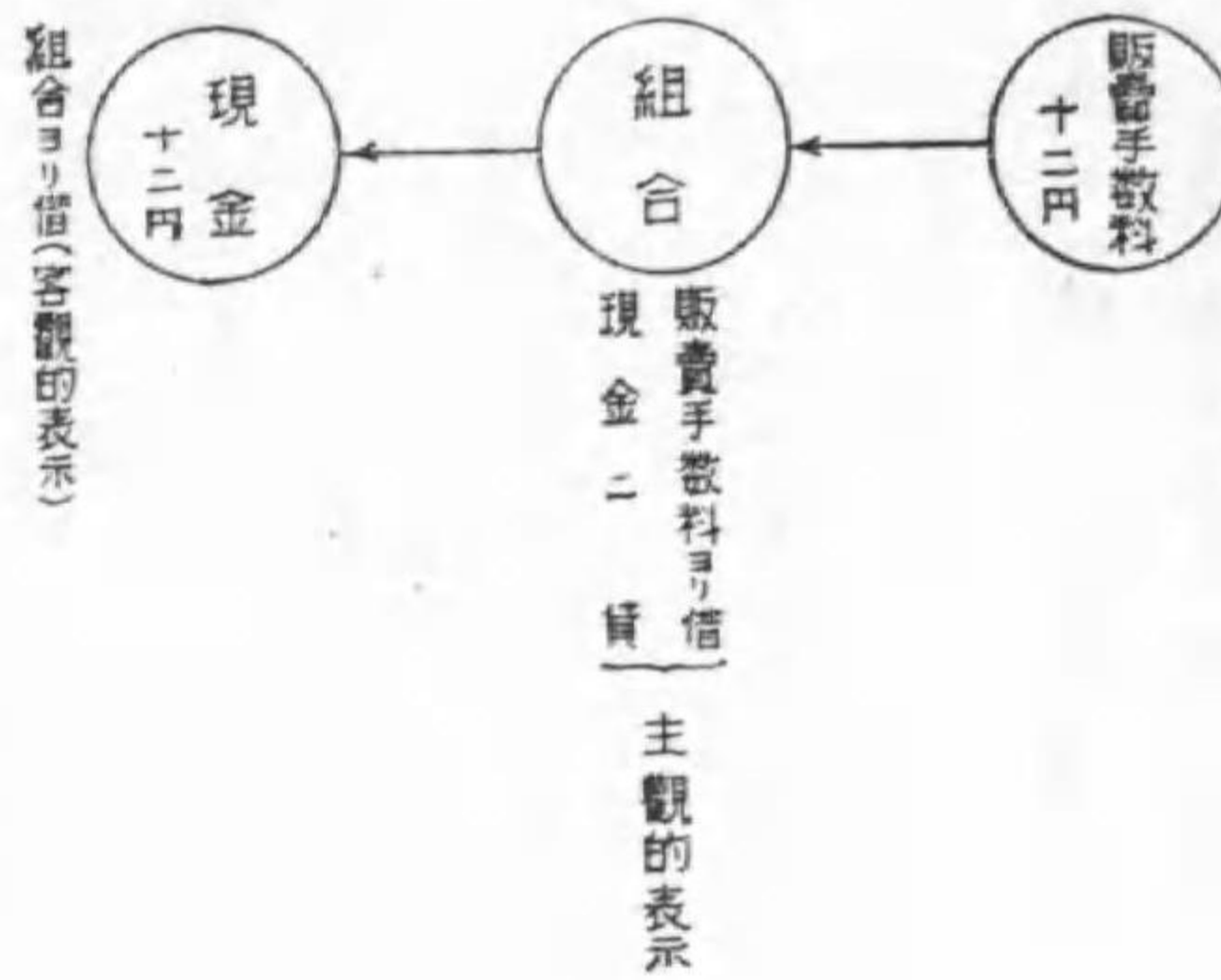
之を仕譯記入すると次の通りである。

借方借入金利息 25.00 貸方現金 25.00

(註) 主觀的表示 組合ハ現金ニ對シテ借、組合ハ借入金利息ニ對シテ貸、客觀的表示 借入金利息ハ組合ニ對シテ借、現金ハ組合ニ對シテ貸

次に例へば組合が販賣手数料十二圓を受入れた場合を圖示すると次のやうになる。

組合ニ貸(客觀的表示)



主觀的表示



之を仕譯記入すると次の通りである。

借方販賣手数料 12.00 貸方現金 12.00

客觀的表示



之を仕譯記入すると次の通りである。

借方現金 12.00 貸方販賣手数料 12.00

(註) 主觀的表示 組合ハ販賣手数料ニ對シテ借、組合ハ現金ニ對シテ貸、客觀的表示 現金ハ組合ニ對シテ借、販賣手数料ハ組合ニ對シテ貸

商業簿記の如き客觀的の表示は前述の通り貸付を爲した場合に貸付金は、借方に、又銀行から現金を借入れたる場合に、借入金は貸方に、記入することになるから、非常に理解し難いので、漁業協同組合簿記では了解し易い主觀的の表示方法が採用せられてをる。此のことは次節に於て詳しく説明す

の關係を圖示すると右の通りである。

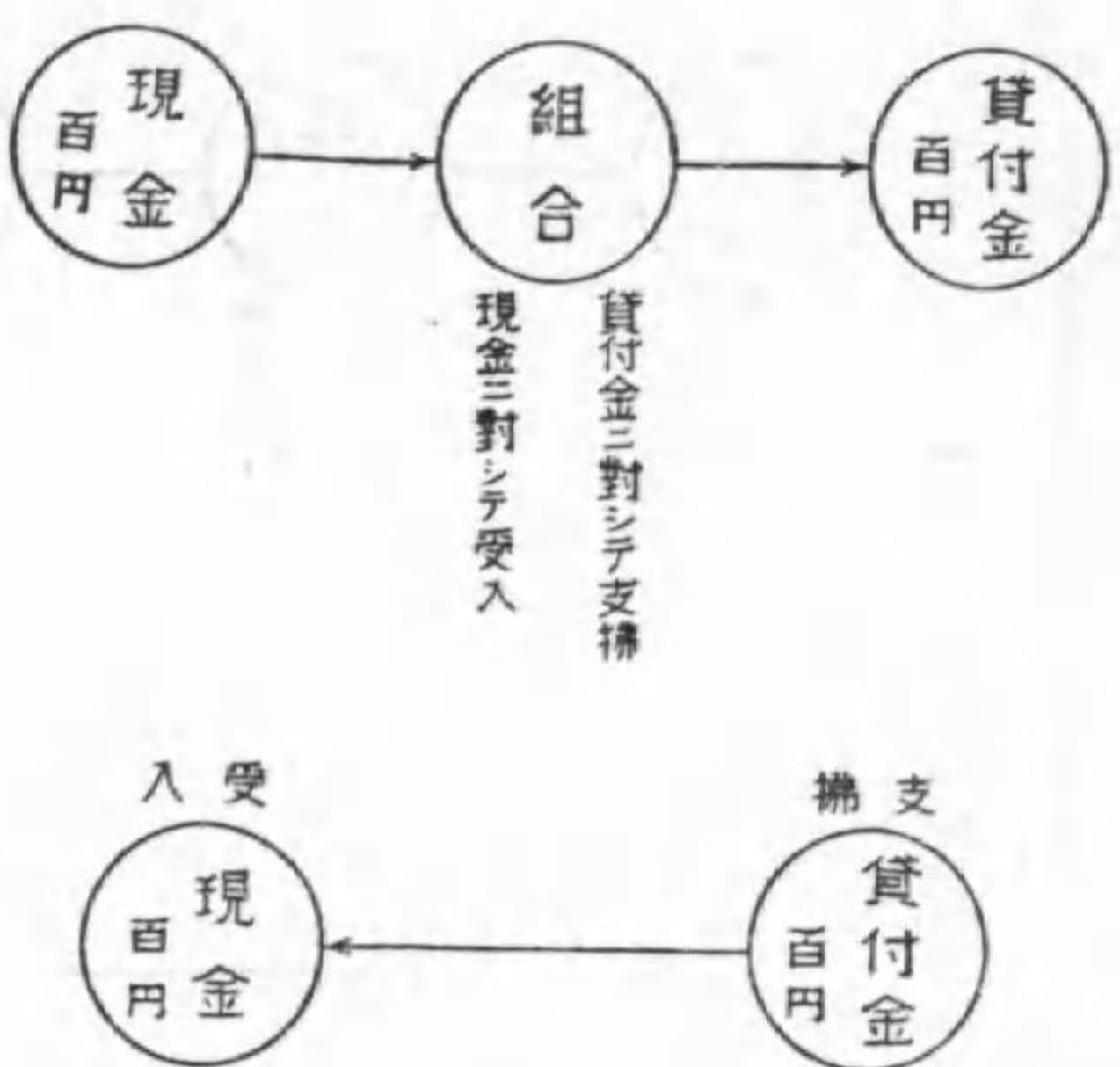
取引の生じた場合複式簿記に於ては勘定科目相互間に取引が成立するものであるとして取扱ふのであるから、前の圖示から組合を除いて受、拂の關係を考へ之を仕譯記入すると次の通りである。

現金			漁船		
受入	支拂	受入	支拂	受入	支拂
1,000.00				1,000.00	
					1,000.00

受、拂の表示は組合を本位とするのであるが、組合を除外すると前下圖の様に入受現金、支拂漁船となる。即ち勘定科目相互間に恰も日常の取引の様とに支拂があつて受入があると同様の關係が生じて來るであらう結局漁業協同組合簿記では主觀的の表示であつて、客觀的の表示ではない。今二、三の例に付て説明しやう。

(註) 勘定相互間ノ矢印(↑)ハ支拂ノ受入ニ對スル對立關係ヲ説明スル便宜上附シタルモノナリ

1 組合が組合員に現金百圓を貸付く之を圖示すると次の様になる。



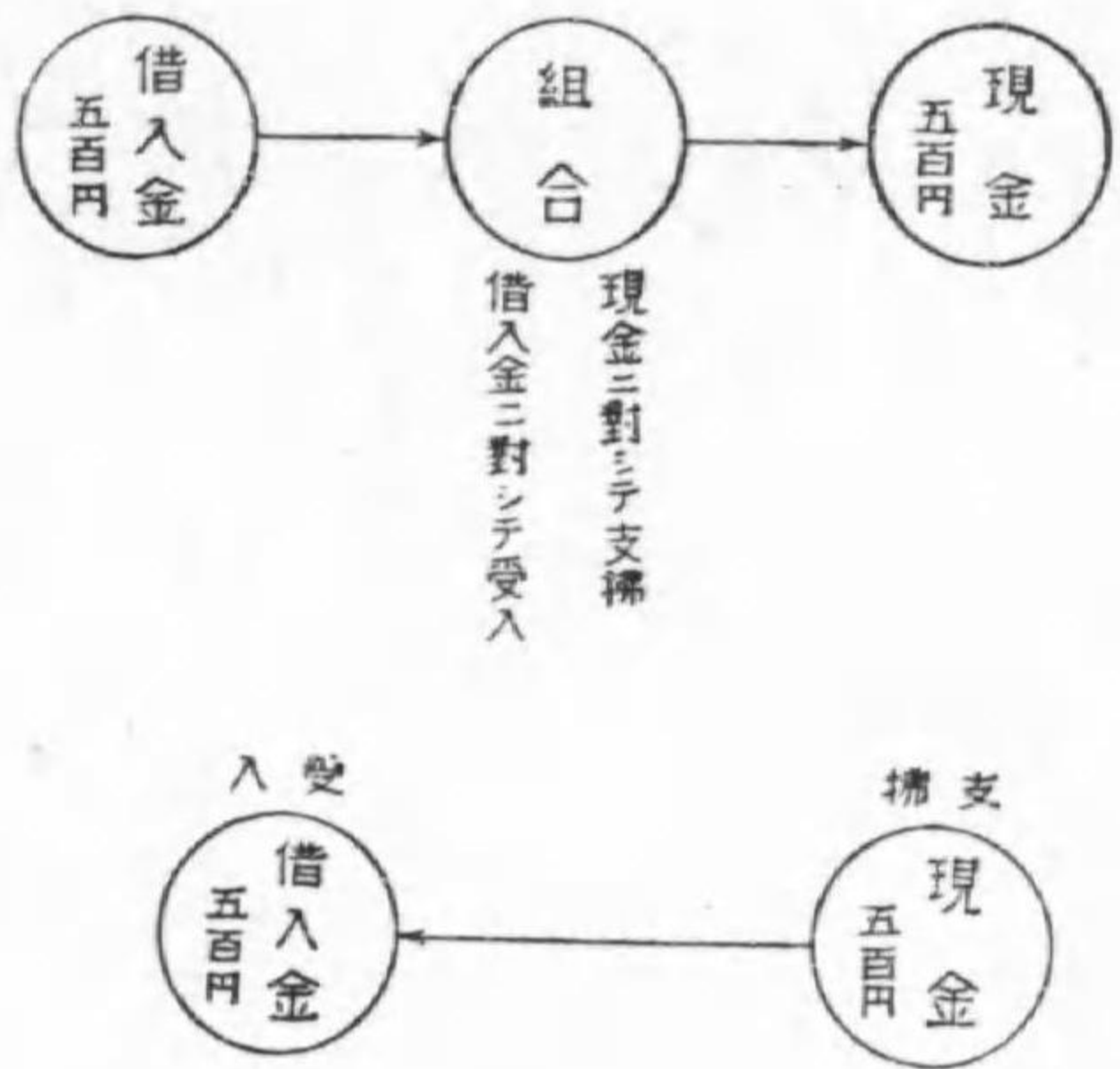
(註) 組合ハ貸付金ニ對シテ支拂、現金ニ對シテ受入、從テ貸付金ハ支拂、現金ハ受入

上圖を仕譯記入すると次の通りになる。

現金			貸付金		
受入	支拂	受入	支拂	受入	支拂
100.00				100.00	
					100.00



2 組合が銀行から現金五百圓を借入る
之を圖示すると次の様になる。

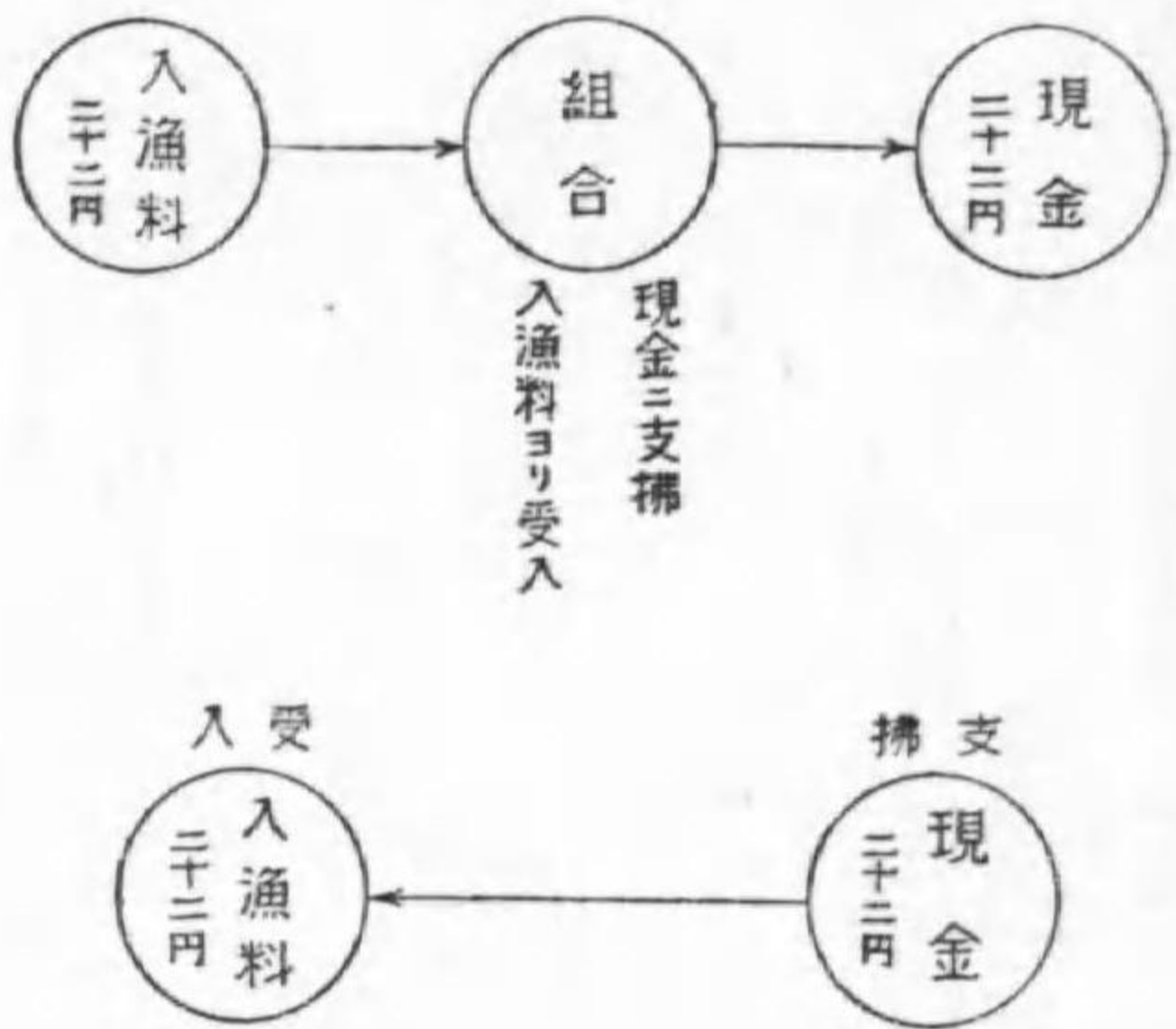


(註) 組合ハ借入金ニ對シテ受入、現金ニ對シテ支拂、從テ借入金ハ受入、現金ハ支拂

之を仕譯記入すると次の通りである。

借入金		現金	
受入	支拂	受入	支拂
		借入金	現金
500.00		500.00	
		残高	残高
		500.00	500.00

3 組合が組合員より入漁料二十二圓を現金にて受入る



(註) 組合ハ入漁料ニ對シテ受入、組合ハ現金ニ對シテ支拂、從テ入漁料ハ受入現金ハ支拂

之を仕譯記入すると次の通りである。

入漁料		現金	
受入	支拂	受入	支拂
		入漁料	現金
22.00		22.00	
		残高	残高
		22.00	22.00

第二節 普通仕譯法 (漁業協同組合簿記に直接の關係なし)

本節に於て説明せんとする普通仕譯法とは、商業簿記の仕譯法であつて、漁業協同組合簿記の仕譯法ではないから此の點特に注意を要する。

普通仕譯法とは、取引を如何なる勘定の貸方と、如何なる勘定の借方に振分けるかを決定することである。之を具體的に説明すると、取引は貸方及借方の各一つ又は各一つ以上の勘定から成立つので、其の各一つ又は各一つ以上の勘定に適當な名稱、即ち勘定科目を附して、之を貸方と借方に振分け同時に其の貸方と借方の金額を等額に記入する様區分することをいふのである。

今若干の例に付て普通仕譯の卑近な説明を述べやう。

1 組合が商店より重油三百圓を現金にて買入る。

此の場合の取引を考へて見ると、取引の種類は前に述べた資産交換取引である。即ち組合は現金と重油を交換するのである。依つて先づ此の現金と重油の二つの勘定に對して次の通り勘定科目を決定する。

交換せられる資産	勘定科目
現金……………	現金
重油……………	購買品

勘定科目が決定せられると次に貸方と借方を定めやう。

組合は、購買品へ三百圓を支拂ふて現金から三百圓を受入れたのである。之は組合を本位とする見方である。即ち勘定科目である購買品と現金に對して支拂と受入の表示をしたものであるから、日常の受入又は支拂の意味通りであることが判るであらう。然しながら此の様な表示に依つて仕譯を爲すと、普通仕譯法即ち商業簿記の貸借は轉倒することに氣付くであらう。依つて之を客觀的の表示(相手方より組合に對しての表示)即ち商業簿記の貸借の表示に見直す必要がある。即ち此の場合、現金は組合に對して三百圓を支拂ひ、購買品は組合から三百圓を受入れたのである。依つて之を今受入、支拂の言葉に代ふるに借方、貸方の言葉で謂ひ換へると、現金は、組合に對して三百圓を貸し、購買品は組合から三百圓を借りたことになるから貸借の仕譯は左の通りになる。

借方	貸方
購買品 300圓	現金 300圓

2 組合が組合員へ重油若干を百圓にて賣却し其の代金百圓を受入る。

先づ此の場合の勘定科目を定める。

交換せられる資産	勘定科目
現金……………	現金
重油……………	購買品

勘定科目の決定に次いで借方、貸方を決定しやう。

組合は組合員に重油を賣却し其の代金を受入れたのである。従つて組合は購買品から百圓を受入れて、現金へ百圓を支拂ふたのである。之は前例にもあつた通り主観的の受拂の表示であるから、普通仕譯法の貸借(受拂)と相反するから観點を異にして考へやう。

購買品は組合へ百圓を支拂ひ、現金は組合から百圓を受入れたのである。此の考へ方から受入支拂の言葉に代ふるに貸方、借方を以てするならば次の如くなる。購買品は、組合へ百圓を貸(支拂)、現金は組合より百圓を借(受入)たのであるから其の貸借仕譯は次の様になる。

借方	貸方
現金 100圓	購買品 100圓

3 組合が銀行より金千圓を借入る。

本取引の勘定科目は次の通り定める。

現金……………	現金
債務……………	借入金

次に貸方、借方を定める。

組合が借入金から千圓を受入れ、現金へ千圓を支拂ふたのであるから仕譯は次の通りになる。

借方	貸方
借入金 1,000圓	現金 1,000圓

右の貸借の表示は主観的であるから之を次の通り商業簿記の客観的表示に直さう。

借方	貸方
現金 1,000圓	借入金 10,000圓

要するに普通仕譯法の法則は、右の通り一、勘定科目の決定、二、貸借の決定、三、貸借の各金額の決定、四、貸借双方の同金額の點檢にある。

第三節 現金仕譯法 (漁業協同組合簿記の仕譯)

現金仕譯法といふのは、現金受拂簿を本位とする仕譯であつて、現金取引の場合は現金の相手勘定だけを記入し、又振替取引の場合には其の取引が現金取引の形式を履んだものとして現金取引同様の

仕譯を爲すのである。尙之が爲に現金勘定は元帳に設けられないことになるが日記帳の帳尻（現金残高）が現金勘定と同様の結果を表すから其の帳尻は元帳の現金勘定の代用をすることになる、右の仕譯法は現金取引の場合と振替取引の場合の二つに區別して記憶するのが便利であるから以下右の區分に依て説明を加へる。現金取引の場合の仕譯、取引が発生すれば必ず受入と支拂が生じて来るが現金取引は此の際受入又は支拂の一方が現金である譯であるから此の場合には其の現金勘定に付ては之を記録せず現金の相手勘定だけを日記帳に記録するのである、従て收入、支出の何れか一方的（二面的）の記録で足りる譯である、更に之をクダイテ謂ふならば現金取引の場合の現金仕譯法は日常に用ひる金銭出納簿（現金受拂簿）の記入と左の通り同様である。

一月十五日

- 一、山本仙吉より鮮魚販賣手数料三十圓を現金にて受入る。
 (受入 販賣手数料三〇圓……支拂 現金三〇圓)
- 二、中尾商店より机三脚を一脚五圓替にて買入れ、現金十五圓を支拂ふ。
 (受入 現金一五圓……支拂 備品一五圓)
- 三、不用品を賣却し現金一圓二十錢を受入る。
 (受入 雑收入一圓二〇錢……支拂 現金一圓二〇錢)

四、大谷商店へ重油十罐代未拂金八圓を支拂ふ。

(受入現金八圓……支拂 購買品掛買金八圓)

現金受拂簿 (金銭出納簿)

月日	科 目	摘 要	受 入	支 拂	残 高
1.15	販賣手数料	山本仙吉ヨリ鮮魚販賣手数料受入	30.00		30.00
"	備 品	中尾商店ヨリ机三脚チ一脚五圓替ニテ買入レ代金支拂		15.00	15.00
"	雑 收 入	不用品賣却代受入	1.20		16.20
"	購買品掛買金	大谷商店へ重油代未拂金ヲ支拂フ		8.00	8.20

日記帳 (漁業協同組合簿記の現金仕譯法)

月日	元 帳 科 目	完 了	摘 要	受 入	支 拂	現 残 高
1.15	販賣手数料		山本仙吉ヨリ鮮魚販賣手数料受入	30.00		30.00
"	備 品		中尾商店ヨリ机三脚チ一脚五圓替ニテ買入レ代金支拂		15.00	15.00
"	雑 收 入		不用品賣却代受入	1.20		16.20
"	購買品掛買金		大谷商店へ重油代未拂金ヲ支拂フ		8.00	8.20

右の通り現金取引の場合の仕譯は會計の常識を以てすれば良いから、以上の説明は省略する。

振替取引の場合の仕譯、振替取引は之を現金取引と看做して現金取引同様の記帳を爲すのである。即ち取引の受入、支拂の双方を現金取引なりとして之に當て嵌めて記録するから此の場合の仕譯の急所は、1 勘定科目の決定、2 受入、支拂の決定、3 受入、支拂の金額の決定、4 受入、支拂各金額を同額とする四點に歸する。

例題に依つて振替取引の場合の現金仕譯法を説明すると次の通りである。

一月二十五日 (手許現金を百圓と假定す)

- 1 中尾商店より机三脚を一脚五圓替にて買入れ代金十五圓は掛とす。
(受入 未拂金一五圓……………支拂 備品一五圓)
- 2 中田京市へ重油五罐を罐八十錢替にて賣却し代金四圓は掛とす。
(受入 購買品四圓……………支拂 購買品掛賣金四圓)
- 3 大石仙吉(仲買人)へ煮干鱈十貫を貫三圓替にて販賣し代金三十圓は掛とす。
(受入 受託販賣品三〇圓……………支拂 受託販賣品掛賣金三〇圓)

例題1、の仕譯は次の通りである。

受入 未拂金 15圓 支拂 備品 15圓

之を日記帳に記帳すると次の通りである。

年 月 日	元帳科目	元丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
X X X	X X X			100.00		100.00
1 25	備 品		中尾商店ヨリ机三脚一脚五圓替ニテ買入ル		15.00	
"	未 拂 金		同 上 代 金 未 拂	15.00		

備品を現金で買入れたときは右の上欄(第二行目)の記載を以て足ることは前に説明した處である。本例題の場合に右の如く現金買入と同様の記帳をなすと、現金残高が八十五圓となるであらう。然るに事實は現金の異動がなかつたのであつて手許の現金は依然百圓残つてをる譯であるから、掛買の場合に斯様な記帳を爲すと誤りなることを發見するであらう。のみならず本簿記では資産負債の増減變化の事實を記載するのであるから、此の例題の場合には組合が十五圓の債務を負ふてをる關係を記載せなければ適當でない譯である。依つて中尾商店に對する負債に付いて、受入欄へ其の金額を記入し尙其の金額に付いての説明を摘要へ記入した譯であつて、此の債務の關係は普通の借入金と異にするから、未拂金といふ勘定科目を附したのである。

若し此の未拂金勘定の記帳を必要とするか、否かに付いて疑問があるならば、今借入金十五圓を爲した場合を想定して右の説明を補ふことにする。此の場合の仕譯は次の通りである。

受入 支拂
借入金 15圓 現金 15圓

之を理論的に日記帳に記帳すると次の通りである。

年月日	元帳科目	元丁	摘要	受入	支拂	現金残高
1. 25	借入金			1500		
"	現金				1500	

更に之を漁業協同組合簿記の仕譯に依つて日記帳へ記帳すると次の通りになる。

年月日	元帳科目	元丁	摘要	受入	支拂	現金残高
1. 25	借入金			1500		1500

依つて例題1の取引と右の借入金を爲した取引の兩者に付いて考へて観ると、組合が債務を負ふた點に於ては何等變りがない、即ち備品を掛買した關係も負債であり、又借入金を爲した關係も負債であるからである。従て借入金を爲したときに之を記載する以上備品の掛買に付ても、記載を要するとは論を俟たないであらう、又掛買した場合に記載する必要がないとするならば、借入金を爲した際にも之を記帳する要がない譯であるが、之では簿記の理論を俟つ迄もなく會計の常識からでも其の不

當なことが解る筈である。

例題1の様な取引の場合は、一應代金を支拂つたものとして、之を支拂欄へ記入し、同時に其の反對側へ必ず同金額を記入し、其の勘定科目と摘要を記入するものであると記憶するのが適當である。

例題2の仕譯は次の通りである。

受入 支拂
購買品 4圓 購買品掛資金 4圓
之を日記帳に記帳すると次の通りである。

年月日	元帳科目	元丁	摘要	受入	支拂	現金残高
X X X	X X X X X			100.00		100.00
1. 25	購買品		中田京市へ重油5罐ヲ罐80錢 替ニテ賣却	4.00		
"	購買品掛資金		同上 代金未收		4.00	

重油を現金賣したときは、右の上欄(第二行目)の記載を以て足りるのであるが、本例題の場合は掛賣であるから右の記載だけでは現金残高が、九十六圓となつて手許現金と不突合になるから、日記帳の帳尻と現金實在高とは常に一致すべき關係上、之では適當でないことが了解出来るであらう。

即ち組合は現金といふ資産四圓を取得する代りに掛賣金（債権）といふ資産四圓を取得したのであるから、一應現金を受入れたものとして受入に其の金額を記入し、更に受入れたものとして記帳した同金額を貸したのとして之を支拂欄へ記入し、其の説明を摘要欄に記述して勘定科目を購買品掛賣金としたのである。

本例題の取引は現金の受拂はないが、組合の財産に及ぼした影響は購買品といふ資産の減少と、購買品掛賣金といふ資産の増加である。即ち組合の資産に右の變動が生じたのであるから絶対に之を記載する必要がある。此の取引は財産に變動を及ぼしたのであるが、若し之を記帳することに付いて躊躇するならば、今組合が組合員に現金四圓を貸付けた場合にも其の記帳を躊躇せなければならぬと同様である。現金四圓貸付の場合は現金残高の減少といふ明かなる事實に照す迄もなく、絶対に記帳を要するのであるから、此の場合一方は四圓の代價を有する物を貸したのであり、他方は四圓の現金を貸した相違はあるが、組合の財政から見れば資産を交換した點に於ては同一であるから、此の記帳の必要な所以が明かである筈である。

就いては例題2の様な取引の場合は一應代金を受入れたものとして之を受入欄へ記入し同時に其の反対側へ必ず同金額を記入し、其の勘定科目と摘要を記入するものであると記憶するのが便利である。例題3の仕譯は次の通りである。

受 入

支 拂

受託販賣品 30圓

受託販賣品掛賣金 30圓

之を日記帳に記帳するに次の通りである。

年 月 日	元帳科目	元 丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
× × × ×	× × × ×		~~~~~	100.00		100.00
1 25	受託販賣品		大石仙吉へ煮干鯛10貫ヲ賣3圓替ニテ販賣	30.00		
	受託販賣品掛賣金	同 上	代 金 未 收		30.00	

煮干鯛を現金で販賣したときは現金仕譯法により、現金の相手勘定の受託販賣品（右の前行）勘定のみを記入すれば足りるのであるが、此の場合は將來其の代金の支拂を受くる契約の下に延取引を爲したのであるから、代金三十圓は仲買人大石仙吉に對して貸付を爲した様な結果になつてゐるのである。従て組合は煮干鯛といふ資産と掛賣金といふ資産（債権）とを、交換したのであるから現金取引の様な記帳を以て終れりとするならば、記録竝に計算の誤謬は勿論であつて、終には大石仙吉に對する債権は不明になるのである。依つて此の際には前例と同じ様な意味に於て其の債権關係を前記の通り次行に記入した譯である。右の様に振替取引の場合には常に受拂の二勘定以上に記入するのであ

る。若し掛賣の場合に債権を、掛買の場合に債務を記入せないと其の取引が直に帳簿上損失或は利益となる。

即ち此の仕譯法は取引は「總て現金なり」との前提の下に記帳するのである。元來現金仕譯法は普通仕譯法の簡便法である。それでは如何なる點が簡便であるかと云ふならば、現金取引の場合現金勘定の相手勘定のみを記入して現金勘定を表はさないが爲に、轉記の手数を半減し得るのである。尙之が爲に元帳には現金勘定を設けなくて日記帳の帳尻(現金残高)を以て元帳の現金勘定に代はらしめるのである。漁業協同組合簿記は此の仕譯法であつて、仕譯は日記帳と稱する帳簿に依つて爲されることになつてゐる。

今組合簿記の理論上の仕譯と簡便法である實際上の仕譯を例を擧げて説明しやう。此の際組合簿記は受拂の表示が主観的であることを忘れてはならない。

理論上の仕譯

1 組合が銀行より金千三百圓を借入る。

此の場合組合は借入金より金千三百圓を受入れ、現金へ千三百圓を支拂ふたのである。従つて次の様な仕譯となる。

理論上の仕譯

受 入	支 拂
借入金 1,300圓	現金 1,300圓

實際上の仕譯

受 入	支 拂
借入金 1,300圓	現金 ……圓

2 組合が商店より調味料一箱を六百元にて買入れ代金六百元を支拂ふ。

此の場合組合は漁網へ金六百元を支拂ひ、現金より金六百元を受入れたのである。依つて左の仕譯となる。

理論上の仕譯

受 入	支 拂
現金 600圓	漁網 600圓

實際上の仕譯

受 入	支 拂
現金 ……	漁網 600圓

3 組合が組合員何某に金八十圓を支付く。

此の場合組合は貸付金へ金八十圓を支拂ひ、現金より金八十圓を受入れたことになるから仕譯は次の通りである。

理論上の仕譯	受 入	支 拂
現金	80圓	貸付金 80圓
實際上の仕譯	受 入	支 拂
現金	……	貸付金 80圓

右に例示した仕譯の中、組合の理論上の仕譯に依ると元帳に現金なる勘定が設定せられて次の様な結果を観るであらう。(現金以外の勘定は省略)

年 月 日	摘 要	日 丁	受 入	支 拂	受入 支拂	残 高
	借 入 金			1,300.00	拂	1,300.00
	漁 網		600.00		拂	700.00
	貸 付 金		80.00		拂	620.00

現金 (元帳の勘定)

即ち現金の残高が六百二十圓となる。次に實際上の仕譯を掲げると次の通りである。

日 記 帳

年 月 日	元帳科目	元 丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
	借 入 金		銀行ヨリ借入	1,300.00		1,300.00
	漁 網		漁網代支拂		600.00	700.00
	貸 付 金		何某へ貸付		80.00	620.00

右の通り理論上の仕譯を爲しても、又實際上の仕譯に依るも、共に現金の残高が六百二十圓となるのである。尙日記帳の現金残高は支拂であることも解るであらう。兩仕譯の相違する點は現金勘定を元帳に設くるか否かにあつて、尙之に附隨して帳簿の組織も變つて來るのであるが、之が双方の得失を考へて觀ると、理論上の仕譯は複式簿記の法則に叶つてゐるが、其の勞力手数を要すること多く、之に反し實際上の仕譯は元帳が獨自平均の性質を失ひ複式簿記の建前に副はない嫌ひがあるのであるが、然しながら一面に帳簿の複雑と記帳勞力を省いて其の能率の増進を計り得るので、其の方が得策であるといふ見地から漁業協同組合簿記は實益的な實際上の仕譯によつてゐる。

取引が種々雑多であるに伴ひ仕譯も亦各種各様であつて、實際上隨分困る様な場合があるから左に

現金仕譯法の手引を掲げて置かう。

一、次の場合には何れも之が金額を支拂に記入すること。

イ、有形資産の増加

例へば購買品、漁船、土地、建物、機械を買入れたるが如き。

ロ、無形資産の増加

例へば組合員に資金を貸付けたるが如き。

ハ、負債の減少

例へば借入金金の返済を爲し又は借入金金の返済を免除せられたるが如き。

ニ、出資金（漁業協同組合に在りては出資金、準備金、その他の積立金等）、漁業協同組合に非ざる責任組合に在りては基金、特別積立金、その他の積立金等）の減少

例へば出資金の拂戻、積立金の處分の如き。

ホ、利益の消滅

例へば販賣手数料の過剰を返戻するが如き。販賣手数料の割戻しを爲すが如き。

ヘ、損失の發生

例へば借入金利息を支拂ひたるが如き。

二、次の場合には何れも之が金額を受入に記入すること。

イ、有形資産の減少

例へば購買品、土地、建物を賣却處分したるが如き。

ロ、無形資産の減少

例へば貸付金の返済を受けたるが如き。

ハ、負債の増加

例へば借入金を爲し或は購買品を掛買したるが如き。

ニ、出資金（資本）の増加

例へば出資の引受ありたるが如き、又準備金や基金を積立てたるが如き。

ホ、利益の發生

例へば販賣手数料、預金利息を受入れたるが如き。

ヘ、損失の消滅

例へば運賃の割戻、聯合會から販賣手数料の返戻を受けたるが如き。

現金仕譯法に於ては特に現金勘定を設けないから、現金なる資産の増加、減少は右の法則より除外される譯である、尙記入事項の取消し又は振替等の爲に受入又は支拂に記入せらるゝ場合がある。

第九章 勘定及勘定科目

第一節 勘定及勘定科目の意義

勘定とは財産の増減變化を計算する爲支拂又は受入の同種類、同性質のもの又は事實に與へる計算單位を謂ひ此の計算單位に附す名稱を勘定科目と稱してをる。

取引に當て漫然と之を帳簿に記入するのみでは、財産の増減變化の状態を正確に知ることが得ないのである。即ち簿記の目的を達することが出来ないから、事業の種類、規模の大小、事務の繁閑等を考慮して資産、負債、損失、利益の種類、性質の著しく異なるものを或程度に分類して各別に記録計算する必要がある。之が爲に夫々計算の單位（計算の範圍）と其の名稱を定める譯である。漁業協同組合簿記に於ては其の計算は次の様な勘定の型式の下に複式簿記の理論に依て行ふのである。

總て取引は財産上に二重の影響を生ずることは第六章取引の二重關係に於て解説した處である。又其の財産の増減變化の計算は組合簿記に於ては勘定なる單位に於て行はれることも右に説明した通りである。從て取引の發生により少くとも二つ以上の勘定に變動を及ぼし然も其の變動は常に二重對立し、一方の増加は一方の減少を關連し、又一方の減少は一方の増加を結果するものであるから、其の増減の双方、即ち二面的の記入に依て初めて財産の増減、變化の状態を個別に又全般に亘て明瞭に知

ることを得るのである。例へば今甲が乙より金八百圓、丙より金二百圓、合計金千圓を借入れた場合に第三者が其の貸借關係の全體を記録する爲には甲の借入金千圓なることを記録するのみでは其の貸借關係全體の半面である債務者甲、負債千圓なることを知り得るに止まり、甲が何人に對して債務者の位置に立つものなるかが不明である。債権者は乙、丙の兩人であるから債権者乙、丙債権千圓の記録を爲せば稍々明瞭になるのであるが、尙完全ではない。依て債権者乙、債権八百圓と債権者丙、債権二百圓なることを右の債務者甲、負債千圓と併せて記録すれば初めて本設例の貸借關係の全部が至極明瞭となるのである。組合簿記も之と同じ要領であつて右の貸借關係を組合に當て嵌めて觀ると組合は第三者に當り資産、負債、損失、利益の勘定は、甲、乙、丙に相當する譯である。從て取引が發生すると資産、負債、損失、利益の同種又は相異なる勘定相互間に（其の勘定科目相互間に）必ず増加と減少の兩面の影響が生ずることになり此の兩面の増減を勘定に記入することによつて簿記の目的を達する譯である。

例へば今組合が三百圓の漁網を買入れ代金全部は現金を以て支拂ふたものとするならば漁網といふ資産勘定に三百圓の増加と現金といふ資産勘定に三百圓の減少といふ關係が生ずるので此の場合漁網といふ資産勘定に三百圓増加したことを記入するのみでは漁網を取得した一面の消息は判るが、之に對して何等かの財貨を提供した關係が明かでない。即ち漁網取得に對應する勘定として其の代金が未

拂になつてをるのか、或は預金を引出して支拂に充てたものか、若くは之の買入先に對する債權と相殺されたものか、乃至は現金を以て支拂はれたものかと謂ふ様なことが明瞭を缺いてをる。依て漁網勘定に増加三百圓と現金勘定に減少三百圓を記録するならば右の財産の増減變化の状態は一目瞭然となるのである。

勘定の型式及勘定記入の法則

組合簿記の勘定の型式は残高式と呼ばれる次の如きもので、財産の増減を明瞭にし且計算を容易ならしむる爲に何れの勘定にも受入と支拂の二欄を設け一方に増加を他方に減少を記入するに便してをる。然しながら單に勘定の受入と支拂に記入するのみでは勘定の現在高を知るを得ないから其の差引現在高を残高欄に記録する譯である。貸借對照表と損益計算書は年度末に於て此の現在高に基いて作製せられる。それでは如何なる場合に受入に記入せられ、又如何なる場合に支拂に記入せられるかと謂ふと其の記入の法則は勘定の性質に依つて異なるが資産、負債、損失、利益の四勘定に付ては各勘定とも共通であつて之を示すと次の通りである、仕譯とは取引を此の勘定に記録する準備的手續に外ならない。

(註) 受入ト支拂ハ其ノ性質ガ全然異ナルモノデアルカラ勘定ノ記入ニ當テハ差引ク代リニ反對側ヘ加ヘルコトニナルデアアル

資産勘定 (建物、漁業權、現金の如き)

年月日	摘要	日丁	受入	支拂	受又 ハ拂	残高
			減少	増加	拂	×××
				▲ 500.00	拂	500.00

負債勘定 (借入金、出資金、基金の如き)

年月日	摘要	日丁	受入	支拂	受又 ハ拂	残高
			増加	減少	受	×××
			▲ 350.00		受	350.00

損失勘定 (給料、消耗品費、雜費の如き)

年月日	摘要	日丁	受入	支拂	受又 ハ拂	残高
			消滅	發生	拂	×××
				▲ 30.00	拂	30.00

利益勘定 (販賣手数料、雜收入、預金利息の如き)

年月日	摘要	日丁	受入	支拂	受又 ハ拂	残高
			發生	消滅	受	×××
			▲ 180.00		受	180.00

(註)

勘定ノ受又ハ拂欄ニ太字ニテ受又ハ拂トアルハ残高ニ對スル勘定固有ノ性質ヲ現ハシテナル、從テ今前掲資産勘定ヲ建物勘定、負債勘定ヲ借入金勘定、損失勘定ヲ給料勘定、利益勘定ヲ販賣手数料勘定トシテ▲印ノ様ナ記入ガアリトスレバ建物トシテ五百圓、借入金トシテ三百五十圓ノ實在高ヲ示シ、給料トシテ三十圓ノ支出ト販賣手数料トシテ百八十圓ノ收入ノアツタコトヲ現ハシテナル、

然しながら勘定の受入、支拂に記入するのは右の場合に限定されてをるとは限らない。例へば記入事項の取消、或は科目の振替を爲す場合にも受入又は支拂に記入されることがあるから誤解ない様注意せられたい。勘定科目は略して勘定又は科目と呼ばれる。又元帳中勘定の計算記入せらるゝ場所を勘定口座又は略して口座と稱へられる。

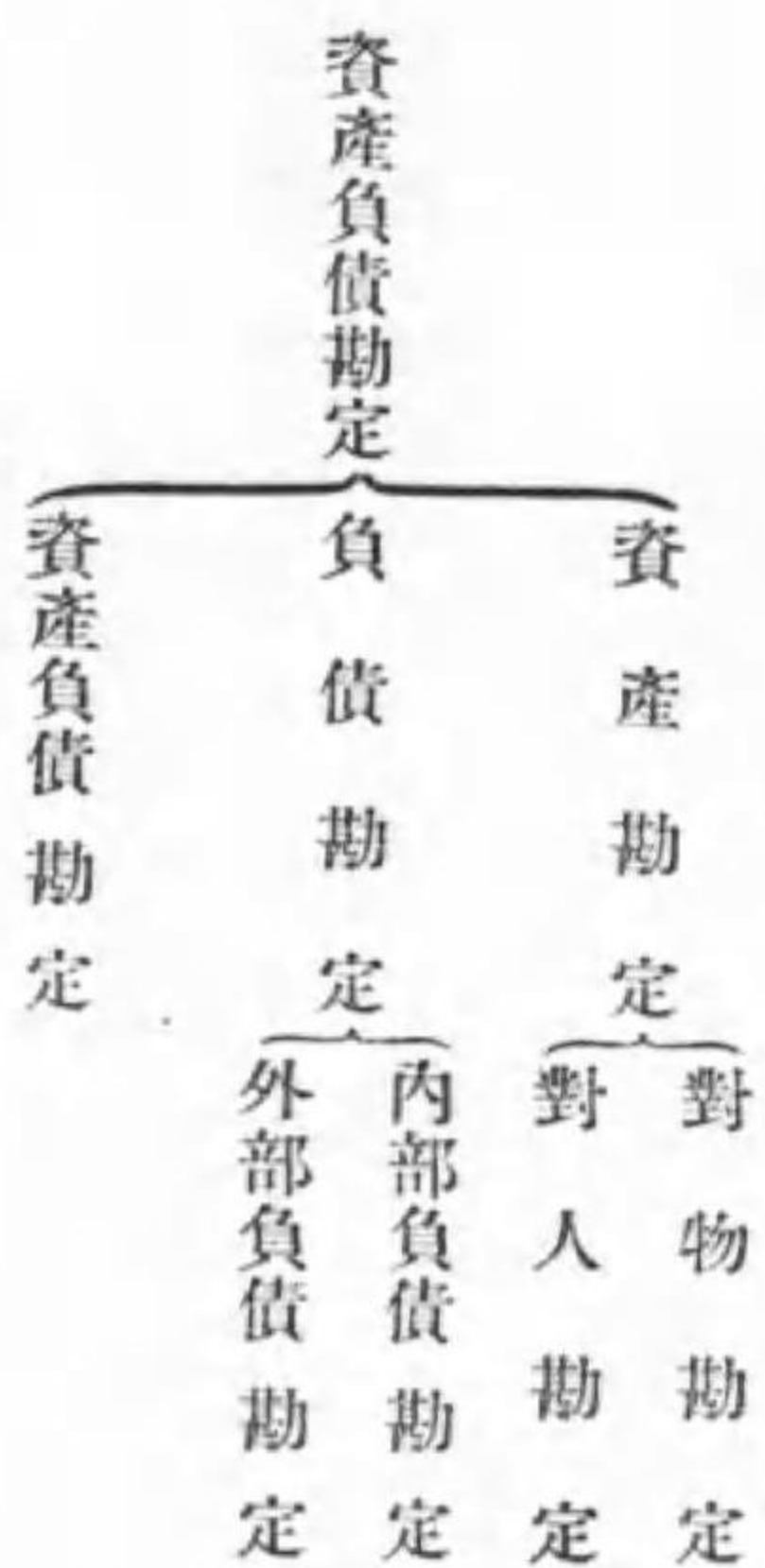
勘定科目の決定は組合の随意であるが其の巧拙は取引整理上重要な関係があるので餘程慎重にすることが必要である。餘り細別すると事務方の能率に影響するのみならず却つて事業の真相を不明にする虞れがあり、又勘定科目を設けることの趣旨を没却する結果となる。さりとて又極端に綜括すると事業の眞状を表はさないことになるから、適度の分類を爲すことが必要である。大體、事業が如何なる程度の單純性を勘定科目に對して要求して居るかといふことに依つて分類すべきものである。之を具體的にいふならば少くとも貸借對照表、損益計算書(事業報告書)の作製に應じ得られるものであることが要件であり、同時に監督官廳、監事、組合員及組合の取引に關係のある三者をも満足せしむるに足る分類を爲すことが必要である。然しながら一度決定した勘定科目は濫りに變更することは餘程の事情のない限り爲すべきでない。勘定科目の決定に當て特に重要なことは左の事項である。

- 1 資産と負債の勘定は之を別にすること。
- 2 債權と債務の勘定は之を別にすること。
- 3 損失と利益の勘定は之を別にすること。
- 4 建物、設備、漁船等の減價銷却資金勘定は各別にすること。
- 5 以上四項の勘定は徒らに之を混合せしめないこと。(但し人名勘定、混合勘定は例外)
- 6 勘定科目は不當に結合せざること。
- 7 勘定科目は總て其の種類、性質を明瞭に表す名稱なること。(取引上の習慣呼稱を尊重すること)

第二節 勘定科目の區分

勘定科目の區分は色々あるが根本的の分類は資産負債勘定に對する損益勘定である。資産負債勘定は貸借對照表作製の爲に設けられる勘定であり、又損益勘定は損益計算書作製の爲に設けられる勘定である。依つて以下之に付て説明を加へやう。

資産負債勘定は、之を資産勘定と、負債勘定、資産負債勘定の三つに分れ、更に此の資産勘定は、對物勘定と對人勘定とに細分される。又損益勘定は、損失勘定、利益勘定、損失利益勘定の三つに分れるのである。



損益勘定
 利益勘定
 損失利益勘定

一 資産勘定

資産勘定に属する對物勘定は、有價物の勘定科目であつて、漁業權、漁船、漁具、土地、建物、有價證券、備品、購買品、販賣品、現金等である。又對人勘定は、貸借に關する勘定科目であつて貸付金、假渡金、預金、掛賣金等、組合の債權に屬する勘定科目である。勘定の殘高は常に支拂にして所有の資産額を表示する。

二 負債勘定

負債に屬する内部負債勘定は、出資者に對する組合の資本高（純財産）としての負債であつて、漁業協同組合では、出資金、準備金、特別積立金、遭難救恤資金、職員退職給與資金、剩餘金等であり、漁業協同組合に非ざる責任組合では基金、特別積立金、遭難救恤資金、職員退職給與資金、剩餘金等である。之等のものは組合の規約の定むる處に依つて組合員の持分に屬するものである。又外部負債勘定は組合が將來支拂ふべき債務を現はす勘定科目であつて、掛買金、受託販賣品、借入金、支拂手形等の勘定科目を指すのである。勘定の殘高は常に受入にして負債の現在高を表示する。

三 資産負債勘定

組合は或る取引先に對して常に債權又は債務を有する場合がある。即ち取引が受取勘定となり、或は支拂勘定となる場合に其の取引毎に之を計算して決済することは徒らに手数を加へるのみであるから一定期間内は之を計算せず、或る時期に之を相殺して計算する所謂交互計算が行はれる此の勘定科目は、右の交互計算の相手方を勘定科目とするものである。従て取引の結果により或る場合には資産勘定となり、又或る場合には負債勘定となる科目であるから資産負債勘定と稱するのである。例へば、銀行と當座取引を爲す場合に、銀行名を勘定科目とし、或は取引先の商店名等を勘定科目とする様なものであつて人名の勘定科目は概ね之に屬する。此の勘定の殘高は性質上受入又は

支拂の何れかゞ表はれる。

四 利益勘定

組合の利益に屬する入漁料、貸付金利息、販賣手数料、利用料、使用料等の勘定科目をいふのである。勘定の残高は常に受入であつて利益の發生額を表示する。

五 損失勘定

組合の損失に屬する借入金利息、各種會費、諸税、運賃、給料、消耗品費、通信費等の勘定科目をいふのである。勘定の残高は常に支拂であつて損失の發生額を表示する。

六 損失利益勘定

魚價平均過不足金、購買品並に販賣品に關する損益、其他所有物の損益等の如く、或る場合には利益勘定ともなれば、損失勘定ともなる處の勘定科目をいふのである。此の勘定の残高は性質上受入又は支拂の何れかゞ表はれる。

勘定科目は一に組合の規模、事業の種類、取引の繁閑等に依つて定められることは前に説明した通りである。此の關係より其の數は相當多數に上るが、共同販賣、共同購買、資金貸付等を行ふ組合では、先づ五六十程度で足りるであらう。今參考迄に勘定科目の大體を左に示さう。

勘定科目一覽

資産負債勘定

資産勘定

漁業權、漁船、漁具、土地、建物、備品、諸設備、機械、販賣品、購買品、生産品、原料品（貯藏品）、有價證券、現金、販賣品掛賣金、未拂込出資金、受託販賣品掛賣金、購買品掛賣金、積送品、假渡金、貸付金、預金、受取手形、聯合會出資金、約定購買品、自營部、諸未收金

負債勘定

出資金、準備金、基金、特別積立金、職員退職給與資金、遭難救恤資金、「諸減價銷却資金」、剩餘金、受託販賣品、販賣品掛賣金、保證金、支拂手形、借入金、當座借越金、聯合會未拂込出資金、購買品掛賣金、留金、諸未拂金

資産負債勘定

販賣先、仕入先、聯合會、銀行

損益勘定

利益勘定

販賣手数料、販賣品利益、購買品利益、利用料、貸付金利息、員外利用料、預金利息、有價證券

利息、假渡金利息、諸遅延利息、入漁料、特別料金、經費決算過剰金、自營部剩餘金、補助金、寄附金収入、聯合會配當金、他港販賣歩金、雜收入
損失勘定

船溜費、蕃殖保護費、遭難救防費、給料、賞與、旅費、借入金利息、會議費、運搬費、通信費、消耗品費、修繕費、保険料、印刷費、借家料、寄附金、祭典費、點燈費、減價銷却費、諸税（公課負擔金）、獎勵費、歩戻金、交際費、雜費
損益勘定

魚價平均過不足金、生産品損益、販賣品損益、購買品損益、所有物損益

第十章 帳簿

第一節 總說

帳簿といふのは、人間の記憶力に依る必要のない様に取引を記録する一定の紙葉の總稱である。一般に考へられる様に和綴の帳簿や背皮の洋帳許りが帳簿でなく、財産の増減變化があつた場合に少くとも之を記入せられるものは凡て帳簿である。依てカードや傳票も帳簿であり又財産目錄、貸借對照表、損益計算書も帳簿に含まれる譯である。

帳簿の目的は次の二點にある。

- 1 取引の經過を明かにして其の記録を得ること
- 2 財産の増減變化を記録して貸借對照表と損益計算書等を作製する材料を得ること。

漁業協同組合も此の目的から各種の帳簿を必要とするが、之を其の性質から分類すると主要簿、補助簿、特別簿の三種になる。

一、主要簿といふのは、事業の全財政の状態を明かならしめる帳簿である。従て全財産の變動は必ず之に記入せられるが其の記入は概括的に記入すれば足りるのである。主要簿は日記帳と元帳に分れるが、何れも組合の規模に應じて何冊にしても差支へないのである。唯注意を要するのは何冊にも及ぶときは必ず何冊の中の一冊なることを表示することである。

日記帳といふのは、取引の發生順に現金仕譯法に依て仕譯記入をなし、其の記録から之を元帳に轉記する準備的の帳簿である。日記帳の使命は取引の仕譯、取引の日記及現金出納の事項を記入し、尙現金残高欄は現金勘定（元帳勘定）を表はすものである。元帳と此の帳簿の様式は第三章で示した通りである。

元帳といふのは資産、負債、損失、利益の各勘定毎にそれぞれ其の口座を設けて、日記帳に基いて全財産の増減變化を記録展開する帳簿である。従て元帳を開いて見ると簿記の目的である事業の

財政状態と事業の成績が判る譯である。此の説明に依て了解出来る様に元帳のみで其の目的は達し得るのであるが、又其の様な帳簿組織もあるのであるが、直接に元帳に記入すると誤りを起し易いから一應日記帳へ記入する譯である。

二、補助簿といふのは主要簿の様に財政の全體に付て計算記録を爲すものでなく、元帳に記録せられたもの、内特殊な取引又は特殊な事項の詳細を記録する帳簿である。即ち讀んで字の通り主要簿の足りない處を補ふ帳簿である。補助簿は左様な性質のものであるから組合の規模と業種に依つて種々に分れる。従て其の種類冊數も一定せないのである。

三、特別簿といふのは、取引に直接關係のない事項を記入する帳簿である。例へば組合員名簿、持分臺帳、原簿の様なものである。

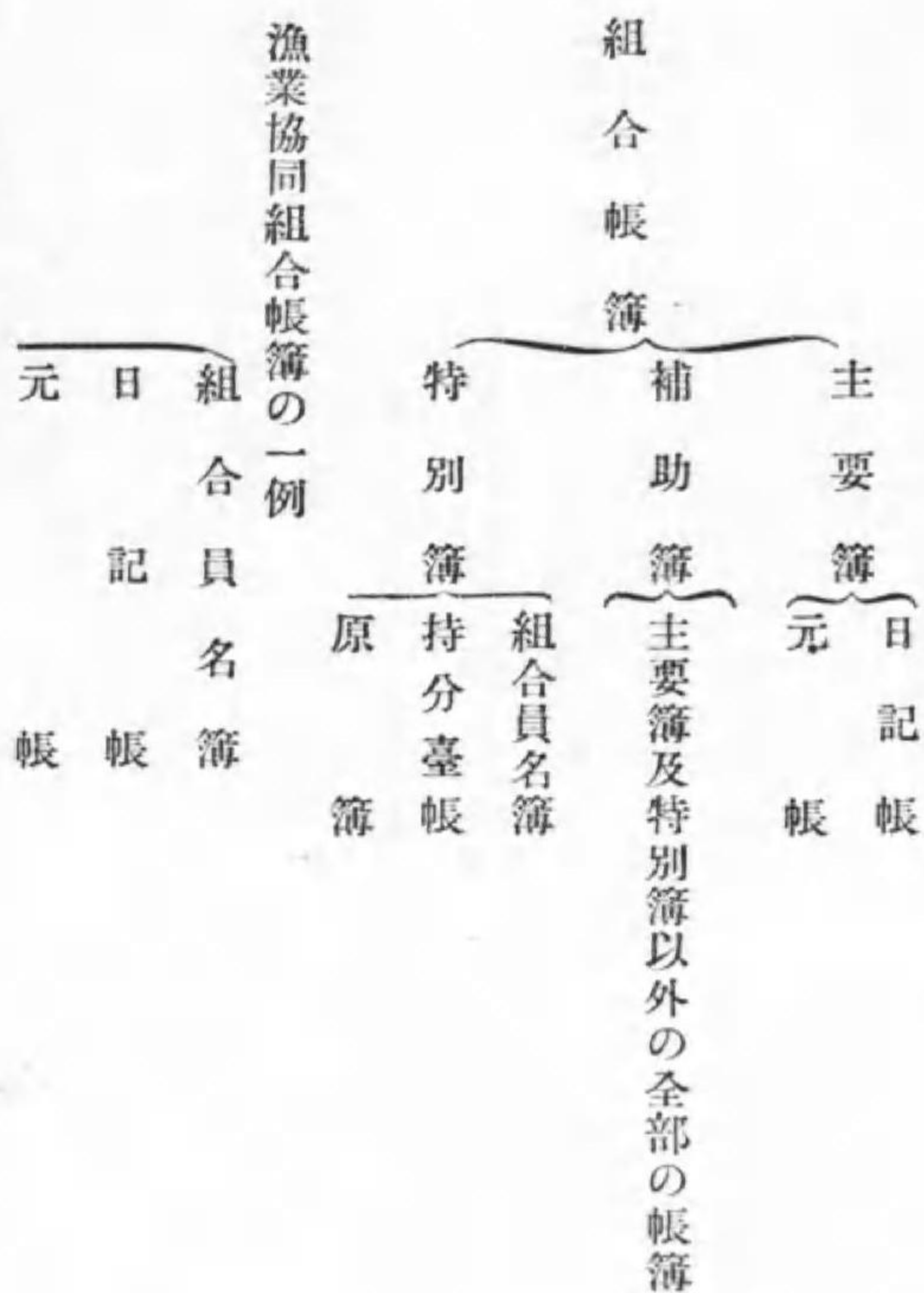
帳簿は之を其の形態の上から分類するとルーズリーフ式、カード式、表式、固定式等あるが、何れも一長一短は免れないのである。漁業協同組合簿記の帳簿としてはルーズリーフ式に依るのが最も便利且經濟であらう、只日記帳(現金出納簿)に限り固定式(綴込式)として各頁に頁數を記入し其の加除移動の餘地なからしむることが必要である。固定式の帳簿には凡て巻頭に若干の餘白を設けて置るのが普通であるから其の場所へ口座の索引を附けて置くことが便利である。

組合の使用する帳簿に付ては必ず帳簿目録を設けて業種別に其の名稱と冊數を記入して置くのが適

當である。

尙帳簿は洋式と和式其の何れによるも差支ないが、事務能率の上からすれば、洋式は和式に優るものがあるからなるべく洋式によるのが適當である。

第二節 帳簿の區分



漁業協同組合簿記講義

出資券臺帳	備品臺帳	土地臺帳	建物臺帳	漁船臺帳	漁業權臺帳	有價證券臺帳	消耗品臺帳	當座預金臺帳	借入金臺帳	受取手形記入帳	支拂手形記入帳	持分臺帳	配當金明細帳	積立金臺帳
-------	------	------	------	------	-------	--------	-------	--------	-------	---------	---------	------	--------	-------

貸付金臺帳	貸付金整理帳	年賦貸付金臺帳	貸付金記入帳	擔保品臺帳	未收入利息臺帳	販賣品買取帳	販賣品賣却帳	販賣品受拂帳	生產品販賣帳	受託販賣品整理帳	假渡金整理帳	水揚帳	仕切帳	賣上帳	掛賣金整理帳
-------	--------	---------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	----------	--------	-----	-----	-----	--------

一般帳簿

事業帳簿
資金供給事業

事業帳簿
共同販賣事業

事業帳簿
共同購買事業
購買品仕入帳
購買品賣却帳
購買品受拂帳

事業帳簿
利用事業
利用整理帳
倉庫諸掛整理帳
入庫品受拂帳
入庫品臺帳
(水産倉庫)

第三節 傳票

傳票は、取引の概要を記入する備忘の役割を爲し同時に取扱者が何人なるか、其の責任者を明かにして、尙取引を記録整理するに付いて之を適當に分類し、又は綜合する爲に用ひられるものである。取引が頻繁複雑になると、取引の都度之を帳簿へ記入すると各種の間違を起し易いから、取引の都度一先づ勘定科目、取引の摘要、金額をこの傳票に記入し然る後に所定の帳簿に記入するのである。

事務方が数人にも分れてをる様な場合には、記帳の傳令として絶対に必要であるといつてもよい。又事務方が一人の場合でも取引の備忘を應急的にこの傳票によつて辨じ、事務の餘裕を見計ふて一括して之を日記帳や元帳へ記帳する便宜がある。組合によつては、記帳の際に「手控」に依てをるであらう。其の手控や四ツ切又昔の「捨紙」覺書等と呼ばれたものゝ進歩したものが、傳票であると考へれば大した間違はない。傳票の使用に慣れると事務能率が著しく増進するから未だ使用してをらない組合は之の使用を奨める。

傳票の分類

傳票は現金傳票、振替傳票の二種に分れる。現金傳票には入金傳票と出金傳票がある。

1 入金傳票

入金傳票は全部現金取引の入金の場合に諸勘定を整理する爲に用ひられる。例へば物の使用料や利用料を現金で受入れたら貸付金の償還、購買品賣却代金等を現金で收入する場合に用ひる。この傳票は常識的に記入すればよい。

入金傳票の大きさは縦三寸五分横四寸五分位にし摘要欄をなるべく廣く作るのが適當である。入金傳票記入例

昭和十一年四月一日

1 海野三平より利用料として現金五圓を受入る。

2 寺澤英三へ重油百罐を一罐一圓二十五錢替にて賣却し代金百二十五圓を受入る。

No. 1 入金傳票

受入科目	利用料	昭和11年4月1日		組合長
	摘要	金額		
	海野三平ヨリ受入	500		専務理事
				立票者
	合計	500		
補助簿	日記帳			

No. 2 入金傳票

受入科目	購買品	昭和11年4月1日		組合長
	摘要	金額		
	寺澤英三へ重油100罐賣却 @Y1.25 代金受入	125.00		専務理事
				立票者
	合計	125.00		
補助簿	日記帳			

(註) 欄外ノ右下ニ(一一・一五、〇〇〇)トアルハ此ノ傳票ガ、十一年一月ニ五千枚ヲ作ツタモノデアルトイフ意味ヲ表ハシ未ダ如何程ノ殘數ガアルカト云フコトト、併セテ現行ノ様式デアるか否カナ注意セシムル爲ニ、傳票印刷ノトキニ同時ニ印刷シタモノデアアル。
傳票ノ左端ニアル〇ハ傳票註文ノ際之ヲ印刷セシムルカ、孔ヲ穿タセ置クノガ傳票ヲ編綴整理上便利デアアル。

2 出金傳票

出金傳票は、全部現金取引の出金の場合の諸勘定を整理する爲に用ひられる。例へば消耗品代や給料の支拂、貸付金の支出、預金の預入等を現金で爲したときに之を用ひる。この傳票も入金傳票同様常識的に記入すればよい。

出金傳票記入例

- 昭和十一年四月一日
- 1 三浦芳太郎へ現金三百圓を貸付く
期限昭和十一年十二月三十一日
用途漁業資金、保證人木村三次
 - 2 松本商店より書類箱一個を買入代金二十圓を支拂ふ

No. 1 出金傳票

支拂目	貸付金	昭和11年4月1日		組合長
摘要	金額			専務理事
三浦芳太郎へ貸付	300.00			
				立票者
合計	300.00			
補助簿	日記帳			

(一一・一五、〇〇〇)

No. 2 出金傳票

支拂目	備品	昭和11年4月1日		組合長
摘要	金額			専務理事
松本商店ヨリ書類箱一個買入代金支拂	20.00			
				立票者
合計	20.00			
補助簿	日記帳			

一一・一五、〇〇〇

3 振替傳票

振替傳票は、全部振替取引と一部振替取引（一部現金取引）の場合に用ひられる、例へば購買品の掛賣の場合或は假拂金勘定を資産勘定に或は又購買事業に於て購買品利益を購買品勘定に振替る様な場合である。此の傳票の左側は收入傳票に右側は出金傳票に相當するのであるから、記入は日記帳の仕譯に準ずるものであると考へれば間違はない。即ち此の傳票の記載に付ては其の取引に現金が介在してゐるものと考へるのである。（或る限られた數種の振替取引が日々多數に上り然も未だ振替傳票の記入に慣れてゐないときは、其の勘定科目と摘要欄へ記入する文字中不動文字を印刷することによつて、受拂の轉倒を防ぐ等の便利がある）

振替傳票の大きさは縦四寸五分、横七寸位とし摘要欄は特に餘裕ある様作るのが適當である。

振替傳票記入例

昭和十年四月一日

- 1 中村佐平へ重油二百罐を罐一圓二十五錢替にて賣却し、代金二百五十圓は掛とす。

No. 1

振 替 傳 票

(受 入)

昭和11年4月1日

(支 拂)

科目	摘 要	金 額	科目	摘 要	金 額
購買品	中村佐平へ重油200罐ヲ賣却	250.00	購買品	中村佐平重油代金未收	250.00
	差引現金出			差引現金入	
	合 計	250.00		合 計	250.00

組合長
事務理事
立票者
(10・九六・000)

- 2 中村商店より、重油一千五百罐を買入れ代金一千五百圓の内、一千圓を現金にて支拂ひ、殘額を掛とす

への記入に先立つて、傳票の記入を要する譯である。又現金出納簿を用ひる場合は傳票の次に現金出納簿へ記入し、次いで補助簿、日記帳、元帳の順序である。若し又傳票の代りに水揚帳を使ふ場合には水揚帳から現金出納簿、補助簿、日記帳、元帳の順序に據るべきである。尙日記帳及元帳を記帳するに當つて同一の勘定に付ては傳票一枚毎に記入せず之を一括集計して記入するのである。

第五節 帳簿に關する法規

組合令第五條ノ二により經濟行爲を營む組合（聯合會）は、商法及び商法施行法中商人に關する規定の準用を受けるのである。

漁業組合は隣保共助の精神によつて積極的に、組合員の漁業及經濟の發達を圖る團體であることは今更述べる迄もないが、此の目的を達する爲に組合の行ふ事業は頗る廣汎である。左様な關係から組合は組合員との取引は勿論一般社會と各種の取引を行ふので之等の關係者を保護する趣旨から國は組合に對して帳簿の作製と書類の保存の義務を命じてをる、然しながら法あるが爲に之を爲すのであると考へるのは餘り消極的な考へ方で適當ではない。時々刻々に變遷して行く組合の財政状態を明かにし、之に依つて適當な措置の下に組合の發達を圖り、延いて以て組合員の利益を増進する爲に必然的に帳簿の作製と、其の保存を必要とするのであると考へるべきである。優秀堅牢な漁

船は航海の安全を保ち精巧な漁網はより多くの漁獲がある様に間然する處のない帳簿の作製と、其の保存はとりも直さず財政の安全とより良き成績を收め得るからである。

帳簿の作製に付ては、各地方廳の示す處に従ひ尙必要と認むるときは更に適當なものを考案作製することは差支へないのである。然しながら徒らに帳簿の數を増すことは適當でない寧ろ帳簿内容の組合せによつて能率の増進を圖ることが必要である。

書類の保存は帳簿は閉鎖の日より起算し、又取引に關する信書は受取りたる日より起算し何れも十ヶ年間保存する義務があるのである。取引に關する信書とは仕切書、領收書、送り狀の如きものであり、又組合の發信する書類の控等の如きも之に屬するであらう。

帳簿に關する法規の説明に代へて商法中組合令に引用せられてをる條文中、組合の會計經理上最も關係深い二三の條文を左に抜萃して置くことにする。

商法

第二十五條 商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日々ノ取引其他財産ニ影響ヲ及ホスヘキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス（以下略）

第二十六條 動産、不動産、債權、債務其ノ他ノ財産ノ總目錄及ヒ貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ會社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載ス

ルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産、不動産、債権其ノ他ノ財産ニ價格ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其ノ價格ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價格ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十七條ノ二 裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ當事者ニ其ノ商業帳簿ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第二十八條 商人ハ十年間其ノ商業帳簿及ヒ其ノ營業ニ關スル信書ヲ保存スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ商業帳簿ニ付テハ其ノ帳簿閉鎖ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六節 記帳上の注意

帳簿は、財政の状態を記録して組合の經營資料を提供するものであり一面取引の證據となるものであるから、之が記載に付ては何人が何時之を見ても記帳方の説明を俟たないで判り得る様に所謂整然且明瞭に記載する必要がある。又帳簿は長年月保存すべきものであるから汚染毀損のない様に注意せなければならぬ。元來記録は限られた帳簿と事務方に依て爲されるのであるから簡明であることが必要であり、又其の記録は備忘の爲であるから記事は總て眞實且完全であることが要件である。従て記録は簡明、眞實且完全の三要件の一致を充す様な記述であることを要する譯である。此の意味と事

務能率増進の見地から次の如き記帳上の注意が必要となる譯である。

- 1 綴込帳簿の巻頭には必ず索引をつけること。尙見出用紙を附せば開簿に當り直に所要口座を發見し得る爲一層便利である。見出用紙は赤、青の二色あるから受入を赤とし支拂を青とするのが取扱上便利である。
- 2 綴込帳簿には必ず頁數を記入すること。
- 3 文字は何人でも読み得る様に楷書又は行書で書き其の大小、配列に注意すること。假名は平假名又は片假名何れを用ひるも差支ないが、普通は片假名である。尙兩假名を混用せざること。
- 4 數字はアラビア數字(一二三四)を用ひ明瞭に書くこと、我流の「と、ハ、と、と、と」は其の何れであるか、往々判別に苦しむ様な場合がある。又數字の位取りが罫線に依て出來るときは其の必要はないが、罫線がないときは必ず圓位の數字から左へ三位毎にコンマ(、)を附し、圓位と十錢位との間には必ず小數點(・)を加へることを忘れてはならない。又文字や數字はなるべく行の下位に罫幅の半分乃至三分の二程度の大きさに記入するのが適當である。従て上下の行に跨る様な亂雑な書方は適當でない。金錢數量を記入する一、二、三、十の文字は必ず壹貳參拾を用ひること。
- 5 記帳は凡てペンとインクを用ひること。記事の抹消は、必ず赤インクで其の箇所を平行の二線を引き其の上を取扱者が捺印することが簿記のシキタリである。此の場合は抹消する文字は仍読み得

る様其字體を残し置き、更に記入を要するときは其の上部の餘白に改めて墨書するのが良い。記帳上の訂正は之を塗り潰したり、又小刀を用ひたり、或はゴムやインク消で之を消すことは絶対に禁物である。

又脱字があつたときは脱字を其の上部に記入し、之を挟む様に△印を附するのが良い。然しながら數字の脱漏や訂正は、例へ一字の場合でも必ず一連の數字全部を訂正せなければならぬ。

6 誤謬の金額又は貸借に誤謬のあることを発見したときは、其の日に遡て之を訂正せず、必ず発見した日に発見當日の日附で赤インクで訂正すること。

7 帳簿の二頁の記入が満ちて次の頁へ移るときには必ず金額欄の最後の行の上部へ赤線を引き、補助簿及元帳にあつては其の頁、日記帳にあつては其の頁内の其の日の受拂の合計を金額欄に記入し同時に次頁の初行の金額欄へ其の金額を移記すること。此の場合に繰越すべき頁の末行の摘要欄へは「次頁へ」と記入し、繰越した頁の初行の摘要欄へは「前頁ヨリ」と記入すること。

元帳口座中紙数の盡きたときは紙数を見計ふて適当な處へ其の勘定科目を記して口座を移すこと此のときは受入、支拂別の合計を爲し之と其の残高を新口座の第一行目に記し尙摘要欄へは舊口座の最終頁數を又舊口座の最終行の摘要欄へは新口座の頁數を記入すること。

8 一つの取引は二頁に亘つて記入せざること。帳簿に餘白がある場合でも一つの取引を其の頁内に

記入することが出来ない場合は其の餘白へ赤の斜線を引いて次頁へ之を記入すること。

9 一つの勘定の摘要はなるべく一つの摘要欄に記入し終るを適當とするも、若し一欄に書き得ないときは二欄に亘つても差支ないが、其のときの金額は二欄目の右の金額欄へ記入すること。

10 記帳上用ひる記號は次の様なものである。之は記帳を簡單にする爲であるが用ひなくともよい。

記號	呼稱	釋意	使用例
Y. ㄨ	エ	圓替	例へば「55」圓と書く場合は Y55.00 Y55.00
㊦	ア ッ ト		例へば「8圓替」と書く場合 @ ㄨ8.00
a/c	ア カ ウ ソ ト	勘定	例へば「貸付金勘定」と書く場合 貸付金a/c
#	ナ ソ ン バ ー	番號	例へば小切手第五號と書く場合 小切手#5
✓	チ ャ ン マ ー ク	「照合済」又は「轉記済」の印	
〃	グ レ イ ッ ト ャ	同上	

第七節 試算表

複式簿記に於る元帳の總ての勘定の支拂と受入の合計金額、又は元帳の總ての勘定の支拂と受入

の差額を受、拂に科目別に區分對照するならば其の合計額は一致する筈である。此の一致するか否かによつて記帳の正否を検し得るのである。此の方法を試算といひ、其の結果を一覽表にしたものを試算表と稱してをる。

漁業協同組合簿記に於ては元帳の總ての勘定の支拂、受入の合計金額又は總ての勘定の支拂、受入の差額を支拂、受入の科目別に區分對照し之に現金勘定を支拂に加へて一表に集めたものが試算表である。

漁業協同組合簿記の仕譯は、現金仕譯法であつて現金取引に限り、現金の對照勘定のみを記録するのであるが、現金仕譯法の章に於て説明した通り、日記帳の現金残高を元帳の現金勘定として取扱ふので、之を理論的に仕譯したものと同じ結果を見るのである。従て元帳の各勘定の受、拂（日記帳の現金残高をも集める）の合計を爲すと、必ず受、拂が平均する筈である。此の双方の合計が平均するか否かに依て記帳の正否を検證し得る譯である。又之に依て各勘定や財政全體の現状と其の會計主體の事業の變遷進行の狀況を知ることが出来るのである。

斯様な關係から試算表はなるべく短期間毎に作製するのが良い。例へば毎日とか五日目とか或は毎月末に作製すると、此の表の受拂の合計が一致せない場合には探索の範圍が狭められ、容易に誤謬を發見し得るからである。又事業の進行と財政の變遷の狀況を鏡に映す様に知り得るから、之に

依つて先づ組合の實情に應じた經營が出来るのである。

試算表には合計試算表、残高試算表、合計残高試算表の三種がある。

合計試算表といふのは、元帳の各勘定口座の受拂の合計に依り、残高試算表は元帳の各勘定口座の差引残高に依り、又合計残高試算表は元帳の各勘定口座の受拂の合計と其の残高に依て作製するのである。屢々説明した通り日記帳の現金残高を何れの試算表にも加へることは勿論である。

今此の三種の試算表を比較して其の得失を掲げて見やう。

- 一、合計試算表は各勘定口座の數字を集計する必要があるから、大規模の會計の場合には巨大な數字を取扱ふ不便がある。然しながら此の反面に其期間の取引の總額を知ることが出来るのである。
- 二、残高試算表は、各勘定の受拂の差額（残高）を以て作製せられるから各勘定の現在の状態を知り得る便があり、殊に此表に決算の更正事項を加へると、容易に損益計算書と貸借對照表を作製し得る便宜がある。其の代りに受拂の差額を算出する計算を誤る場合が多い弊害がある。
- 三、合計残高試算表は、前二表を併せたもので各勘定の現在の状態と取引の總額を知り得る便があるから、事業報告書の作製上又事業成績の考察上都合がよいのであるが其の手数は非常に繁雜である。

三種の試算表は、以上の通り各長短があるが最も普通に用ひられるのは残高試算表である。自然

試算表といへば残高試算表を意味する程である。

(註) 毎日調製スル試算表ヲ日計表ト謂ヒ又毎週或ハ毎月ノ一定日ニ調製スルモノヲ週計表又ハ月計表ト稱ス。

試算表は左側を受入、右側を支拂とするのが簿記の習慣である。其の受入、支拂欄とも科目と金額の欄を設けるのであるが、組合に於ては勘定科目が或る程度迄一定するから試算表作製の都度其の科目を記入する繁を省く爲、其の不動科目(例へば協同組合にあつては出資金、未拂込出資金、準備金、漁業権の如き)を科目欄に印刷し、尙科目欄の若干を餘白にして置くのが便利である。

誤謬及其の種類

試算表は、其の種類如何を問はず之を作製して、受、拂双方の合計が一致しない場合は元帳又は其の他の記録若は計算が、何處かに誤謬のあることを立證するのである。即ち其の双方の合計が平均すれば先づ以て元帳及び日記帳の記録は正確であると認めてよいのであるが、絶對的に誤謬がないと斷することは出来ない。それは次の様な場合があるからである。

- 1 取引の記帳を脱漏し又は日記帳より元帳への轉記を爲さざりし結果によること。
- 2 日記帳より元帳への轉記に際し勘定口座を誤りたる時。
- 3 轉記の際或勘定の受入又は支拂と或勘定の受入又は支拂に双方誤つた同一金額が記入せられたとき。

4 轉記の際勘定の受、拂を取違へたとき。

5 同一取引を重複して記入したとき。

之に反して受拂の合計が平均せざるときは、日記帳及元帳の記録又は計算上必ず誤謬のあることを證するのであるが、其の誤謬の所在や内容を示さないから其の検索は容易でない。特に受拂の一致せない金額が少額である場合には、簿記方は随分苦しめられるので此の不一致の場合を記帳方は簿記魔と稱してゐる。僅か五錢か六錢の簿記魔が出た爲に相當熟練した記帳方が、半日も一日もその發見に苦しむ様な場合も稀らしいことでないから、記帳は餘程細心の注意を拂ふ必要がある。誤謬は種々様々であるが、之を分けると大體次の二つになる。

1 加減計算等の誤算に因るもの。

イ、加減計算の誤算に因るものは大體次の如きものである。

イ、試算表集計の誤算

ロ、元帳各勘定の残高の加減の誤算、又は合計の誤算

2 日記帳より元帳への轉記又は元帳より試算表へ轉記する場合の誤りに因るもの。

元帳へ轉記する場合又は元帳より試算表へ移記する場合の誤りは大體次の如きものである。

イ、勘定の轉記を脱漏し又は元帳より試算表への移記の脱漏

- ロ、勘定を轉記する際又は元帳より試算表へ移記の際の誤記
- ハ、勘定を轉記する際試算表の勘定科目の受拂の取違ひ
- ニ、勘定の轉記又は移記の際勘定口座の取違ひ
- ホ、同一取引の重複記入

事務方は機械でないから絶対の無過失を求むることは出来ないものである。従て一〇〇圓と書くべき處を一〇圓と書き、又一五圓と書くべき處を五〇圓と書くが如き誤記はあり得るのである。殊に簿記に慣れない事務方の誤謬は想像も及ばないことも屢々である。然しながら一〇〇圓と書くべきを二五〇圓と書き、一五圓と書くべき處を八八圓と書くが如きは故意でなければ普通あり得ることではない。若し斯様な記載があつたとするならば其の事務方は一日も組合の事務を擔任せしむる人でない。

誤謬發見の方法

- 試算表の受拂の合計が一致せないとときに之を發見するには、試算表を作製する迄の記録計算事務を逆に繰返すのが最も確實な方法であるが、比較的簡単な方法に依て之を發見し得る場合があるから參考迄に掲げて置かう。尤も以下2、3の檢索法は誤謬が二ヶ所以上に及ぶときは其効がない。
- 1 受、拂合計の差額が數字一個の場合は計算上の誤りなる場合が多いから計算事務を繰返すこと。

- 2 受、拂合計の差額が二にて除し得るときは、元帳又は試算表の受、拂に其の差額の半數が受入又は支拂に重複記入（反對側に全然記入なし）せられて居ることがあるから、其の金額を日記帳から見出し之を點檢すること、例へば受拂の差額が二百五十六圓となつた場合には、其の半數である百二十八圓の記入に付て受、拂の相違を取調べることに。

- 3 受、拂の合計の差額が九（九九又は九九九の如き）にて整除し得るときは、次の様な間違ひのある場合がある。

差額が九にて整除し得るか否かを檢する便法は、其の數の數字の一々を加へてそれが九又は九の倍數であるか否かを調べるにある。例へば一三三の如き、又三〇一の如き前者の合計は三で後者の合計は一〇で九又は九の倍數であるから共に割り切れるのである。即ち其の場合の商は前者は一三で後者は一〇である。

イ、數字の逆記入を爲した場合。

或る二つの不一致の數字が九にて整除し得るときは、數字の逆記入を爲してある場合がある。例へば三十八圓を八十三圓と書き、百十九圓を九百十一圓と書き誤つた様なきときである。即ち前の場合には其の差額は四十五圓であり、後の場合には七百九十二圓で共に九にて整除し得るのである。

ロ、單位を間違へて記入したる場合

或る二つの數字が一致すべくして一致しない場合に、その不一致の數字が九にて整除し得るときは、單位を誤つて記入してある場合がある。

例へば二圓を二十圓と書き、七十八圓を七百八十圓と書き誤つた様な場合である。即ち前の場合には其の差額は十八圓であり、後の場合には七百二で共に九にて整除し得るのであつて前者は二、後者は七十八なる數字を求め得られるから試算表の受、拂双方に付て、二の場合は二圓か二十圓、七十八の場合は七十八圓か七百八十圓に付て詮索すればよい。

4 残高試算表に於ては、受入は負債及利益を、支拂は資産及損失を表はすものであるから、此の點に付試算表を熟覽すること。

例へば貸付金利息が支拂に計上せられ、又借入金利息が受入に記載せられる様なことはないのであるから、此の様なきがたないか慥ふかを點檢すること。

5 日記帳に付て元帳への轉記の有無、元帳より試算表への移記の有無を調べること。

第十一章 決算

第一節 總説

決算といふのは、一事業年度内の總ての取引が期間前の財産に如何なる影響を及ぼしたかを計算して、財産状態と事業成績を明らかにする手續をいふのである。この目的の爲に財産の状態即ち資産負債の状態を現はす貸借対照表と、事業の成績即ち損益の原因と其の経過を現はす損益計算書が作製せられるのである。元帳には資産、負債、損失、利益の各勘定の口座があつて、之に全財政の關係が記入せられてをるから、其の勘定に付て計算するならば決算の目的を達することが出来る。從て元帳の諸勘定から右二表を作製する迄の手續を述べることにする。

其の手續は之を豫備手續と本手續に分けることが出来る。

第二節 決算の豫備手續

豫備手續は試算表の作製、棚卸表の調製、元帳諸勘定の更正記入及び試算表の作製の順序に依る四つの過程を必要とするのである。

一 試算表の作製

試算表は、元帳の總ての勘定に付いて受、拂が平均してをるか否かを検査する爲に作る表である。即ち元帳は日記帳から轉記するのであるから其の記帳に誤りのない限り受、拂の合計が平均する筈である。何となれば已に説明した通り取引發生の都度受入と支拂の金額は常に平均を保ちつゝ記録せられてをるからである。故に決算の手續を進める前に受拂が平均するか否か、即ち記帳の正否を此の表を作製して點檢するのである。之れ不正確な記録に依つては絶対に正確な決算が出来ないからである。試算表に付ては先に説明した通りであるから重ねて此處に記載することを省略する。

二 棚卸表の調製

棚卸といふのは、決算の際各種の資産、負債、損失、利益の實際に付て其の内容（數量、金額）を吟味し、又其の年度内に受拂あるべくして未だ受拂の完了せない關係を取調べ、其の金額を決定する手續である此の結果を一つの表に集めたものを棚卸表と稱するのである。

元帳に記録せられてをる取引の結果は、事業年度末に於ける財政の真相を表はしてをれば、直ちに元帳に付て決算を行ふことが出来るのであるが、次に掲げた様な關係等から其の有りの儘を現はしてをらないので棚卸を行ふ必要が生じて來るのである。

1 建物、漁船、漁具、機械、備品の様な固定資産は年月の経過と使用に依り、又は改良、發明等に依つて其の物の價值が漸次減少して來るのである。

2 購買品、販賣品等は其の管理中に虫喰、變質、損傷、紛失其他各種の原因の爲に帳簿上の數量と殘品の數量が一致せない場合や、帳簿上の價格を伴はない場合が多いのである。又市價の變動に依て帳簿上の價格を保たない場合がある。

3 購買品、販賣品、受託販賣品等の賣掛金又は貸付金或は假渡金の様なものゝ内には、回收不能の様なものが出來てをらないとも限らないのである。

4 已に支拂済の各種の費用や、受入済の各種の利益の内て翌年度分以降に屬する費用や、利益が含んでをる場合がある。

5 組合の支拂はなければならぬ漁業税や、借入金利息等が其の年度の負擔に屬するにも拘はらず未拂である場合がある。

6 受託販賣品（受託販賣品勘定）の様に負債と利益が混合してをる場合がある。

右の様な理由から其の各勘定尻を其の儘決算の基礎數字とすると、正確な決算が出来ないから事實に適合する様に元帳の各勘定を更正又は追加する必要がある。この爲に組合の建物、漁船、購買品、有價證券、其他各種掛賣金、又は貸付金の回收確否の再調査、未経過利益と未経過費用の除去、未拂費用の計上等資産、負債、損失、利益を事實に付て全般的に計算調査して補助簿、日記帳、元帳へ夫々記録するのである。

此棚卸の語は商人が決算に商品を棚から卸して、其の残品と価格を調査したことから始つたのである。

棚卸に當つて評價の正確を期すことは、決算を通じての非常線といつても良い位重要なことであるから特に注意する必要がある。例へば購買品、販賣品等の數量と單價の何れに不當なことがあつても正確な決算が出来ないのである。若し過大な評價を敢てするとそれだけ損失を含む譯であつて更に之に依て配當を爲すと所謂蝸配當となつて組合の基礎を危くし、其の反動を將來に残すことになり又過小評價をなすとそれだけ利益を減少せしむる譯であつて、共に記録眞實の原則に反するので適當でないのである。従て組合では購買品、販賣品等の評價は原價（買入價額の外運賃諸掛等を含む）か又は時價の何れか低い方に依てなすことになつてをる（低價主義）。尙棚卸は約定購買品、積送品の如きものは帳簿上の棚卸を爲す外ないが、然らざるものは事實に付て行ふことが絶対に肝要である。

商法（第二十六條）に於て評價は時價を越へることを得ざることになつてをるが、組合の基礎を鞏固ならしめる趣旨から此の低價主義を嚴守すべきである。又漁船、建物、備品等の如き固定資産は取得した價格と時價と比較して、例へ時價が取得の價格より高い場合と雖も前に説明した購買品等の評價と同様の取扱を爲し、其の差額を利益に計上するが如きことは許されないのである。通例之等は其物の使用と時の経過に從て其の價値又は效用が時々刻々に減少して居るのであるが、日常之を記録するこ

とは其の繁に堪へないので爲してをらないのに過ぎない。従て必ず相當な價額の切下を行はなければならぬのである。

棚卸は年度末の一日を以てなるべく終る様になし若し一日に爲し得ざるときは購買品、販賣品等に付ては買入及賣却の關係を計算して年度末現在の狀況を明かにする必要がある。

（註） 會社等ニテ株主ノ配當要求ヲ防グ爲或ハ經營上ノ都合カラ資産ノ過小評價ヲ爲スコトアリ。此種内部保留ヲ秘密積立金ト稱ス。

棚卸表と其の記入例

棚卸表に付ては別段の様式はないが、次の様なものが適當である。尙其の記入例を次に示さう。

棚 卸 表 昭和 年 月 日現在

摘 要	棚 卸 金 額	元 帳 残 高		差引増減
		受 掛 金	額	
漁 船 三隻 各木造 5噸 3馬力	960.00	拂	960.00	
購 買 品 重 油 50罐 @ Y 2.35				
綿絲網 80草 @ Y 5.00	157.50	拂	157.50	
購買品掛買木谷商店ヨリ重油50罐@ Y 2.35代	117.50	受	117.50	
借 入 金 帝國銀行 當座借入金	1,000.00	受	1,000.00	

棚卸表には資産のみを計上するに止めず年度末に於ける財政の全般を記録する要がある。

三 元帳諸勘定の更正記入

決算の豫備手續として棚卸表の調製に次で元帳諸勘定の更正記入を爲さなければならぬ。即ち元帳の記録は未だ以て眞實の財政状態でないのから、年度末の決算表を正確完全に作るには其の基礎とする元帳をして、先づ財政の真相を表はす様に其の記録を調整する必要がある。依て棚卸の結果に基き元帳の資産、負債、損失、利益の各勘定を更正し或は追加して然る後に元帳の締切を行ふのである。

以下更正記入を要する若干の事項に付説明を加へる。

1 貸付金及び各種掛賣金勘定の更正記入

貸付金、各種の掛賣金等は總て回収せられるべきものであるが、事實は理論と一致せず殊に多くの取引先と多數の右の如き債權をもつてをるときには、全部が回収せられることは殆んど稀であつて、若干の貸倒が生ずるのが先づ普通である。従て此の關係を決算の際に算定せないと其の事業年度内の利益が過大に見積られることになるから、適當に貸倒金を見込んで之を其の年度の損失に繰入れる必要がある。貸倒準備金といふのは此の關係を整理する勘定である。

取引先が少い場合には各人の口座に付て貸倒を見積るのが適當であるが、相當多い場合には過去

の經驗其の他の事情等を考へて、一定の歩合によつてする方法が普通に行はれる。即ち年度末に貸倒見込額が決定せられると其の債權勘定は其の儘に据置き別に貸倒準備金といふ評價勘定を設けて次の様な仕譯記入を爲すのである。

例へば購買品掛賣金五千圓の二分即ち百圓が回収不確實（貸倒見込額と決定）と認められる様な場合（債權の拋棄でないから注意を要する）

受入 支拂

購買品貸倒準備金 100圓 購買品掛賣貸倒 100圓

此の貸倒準備金は貸倒れがない限り無制限に積立てる必要はない。特別な場合を除いて先づ百分の十乃至二十位で充分であらう。従て毎年度積立つべき金額は普通年度末現在の貸付金又は物品掛賣金に對する百分の二乃至四、漁獲物販賣掛賣金にあつては百分の三乃至六位が適當であらうと思はれる。（組合の事情により一概に決定し得ない問題であるから各組合に於て適當に定むべきである）

右の様に貸倒準備金設定の後に現實に回収不能となつた場合には之を其の事業年度の損失とせず次の様に此の勘定で填補するのである。例へば購買品掛賣金八十五圓が回収不能に陥つた場合。

受入	支拂
購買品掛買金 85圓	購買品貸倒準備金 85圓

右の債権が何等かの都合で回収されたときには、之を一般の利益勘定に繰入れず、右貸倒準備金に復歸せしむるのが適當である。

若しその準備金の設けない場合に、貸付金や掛買金が回収不能に屬したときは、之の切捨を行ふのが適當である。(此の場合も債権の拋棄でないから注意を要する)

例へば貸付金百圓が全然回収不能に陥りたる場合の仕譯は次の通りである。

受入	支拂
貸付金 100圓	貸付金貸倒 100圓

右の通り償却せられた債権が將來回収せられたときは次の様に仕譯記入を爲すのである。

受入	支拂
貸倒貸付金取立益 100圓	現金 100圓

2 繰延負債(未経過利益)の更正記入

繰延負債といふのは、當事業年度内に受入れた利益に相違ないのであるが、利益發生の期間が二事業年度以上に亘る爲之を其の儘にして損益計算をすると翌年度又は翌年度以降の利益を喰込むこ

とになつて正確な損益を見出すことが出来ないので、之を翌年度又は翌年度以降へ繰越さなければならぬのである。漁でいふならば網へ入つた稚魚であり、果物でいふならば枝にある未熟のものであつて今採ることは却て良くないので、之を暫く見逃して後日採るやうなものである。此の計算に屬するものは漁業權賃貸料の前受、約束手形貸付の先利等の如きものである。今取引例に付て之を解説しやう。

例へば曆年を事業年度とする組合が、左の様な條件で漁船の貸付を爲して其の使用料百二十圓を前受したとする。

貸付期間 十二月一日より五月末日迄、使用料 一ヶ月に付金二十圓

已に百二十圓の使用料を收入してをるのであるが、本年度は十二月一ヶ月分のみを計算し翌年度分即ち一月一日より五月末日迄の分は次年度の損益計算に加へんとするのである。即ち此の場合の仕譯は次の通りである。

受入	支拂
未経過使用料 100圓	使用料 100圓

3 繰延資産(未経過費用)の更正記入

繰延資産といふのは、已に支拂済の費用の内翌年度又は翌年度以降に屬する費用をいふのであつ

て、未経過利益の反対である。即ち當事業年度内に支拂ふた各種の費用の内若し翌年度又は翌年度以降の費用に屬するものがある場合には、之を其の儘にして損益計算をすると其の年度の利益が少く、翌年度又は翌年度以降の利益を不常に多くするので損益計算の正確を期することが出来ない。依つて翌年度又は翌年度以降に屬する費用だけを其の費用中から控除するのである。此の計算に屬するものは組合の設立費、大修繕費、未経過保険料の如きものであり、又多額の船溜費、漁礁費等も簿記上又組合經營上繰延資産として認められないこともないであらう。之に反し消耗品費、文房具費等は例へ未経過費用として計算し得る場合でも通常金額も多からざるを以て經費として處理し繰延べないのが適當である。

例へば曆年を事業年度とする組合が銀行から約束手形で左の様な借入を爲し、其の利息金九十圓の前拂をなしたとする

借入金額 金一萬圓 利率 日歩一錢五厘
期 間 六十日 借入日 十二月二十二日

此の場合當年度分の利息は十五圓であり、翌年度分は七十五圓である。依つて次の様に處理するのである。若し此の計算を怠ると翌年度は無利息の借入金を爲す様なことになつて損失を事業年度に公平に分割されないことになるからである。

受入	支拂
借入金利息 75圓	未経過利息 75圓

4 購買品勘定の更正記入

購買品勘定は資産と損益を含む勘定であるから、棚卸の結果に依て損益があれば必ず損益勘定へ振替る必要がある。之に先立つて購買品の運賃、諸掛等を別勘定で整理しをる場合には此の勘定へ振替るのである。若し此の手續を省くと購買品利益が徒らに膨大な數字を示すから一見して差引如何程の購買利益なるかを知らしめ得ない虞があるからである。此の仕譯は次の様である。

例へば其の運賃勘定として八十五圓の支拂ありたる場合

受入	支拂
運賃 85圓	購買品 85圓

購買品の損益を算出するには、先づ以て棚卸表の合計金額と、元帳の右の手續を経た購買品の残高と對照して左の通り決定するのである。

イ、購買品勘定の残高が「受」になつてをるときは、已に夫れだけ利益であるから其の場合に購買品の棚卸があれば、「受」の残高と棚卸高の合計が利益である。

ロ、購買品勘定の残高が「受」となつてをるとき、棚卸をする何物もなければ其残高が利益である。

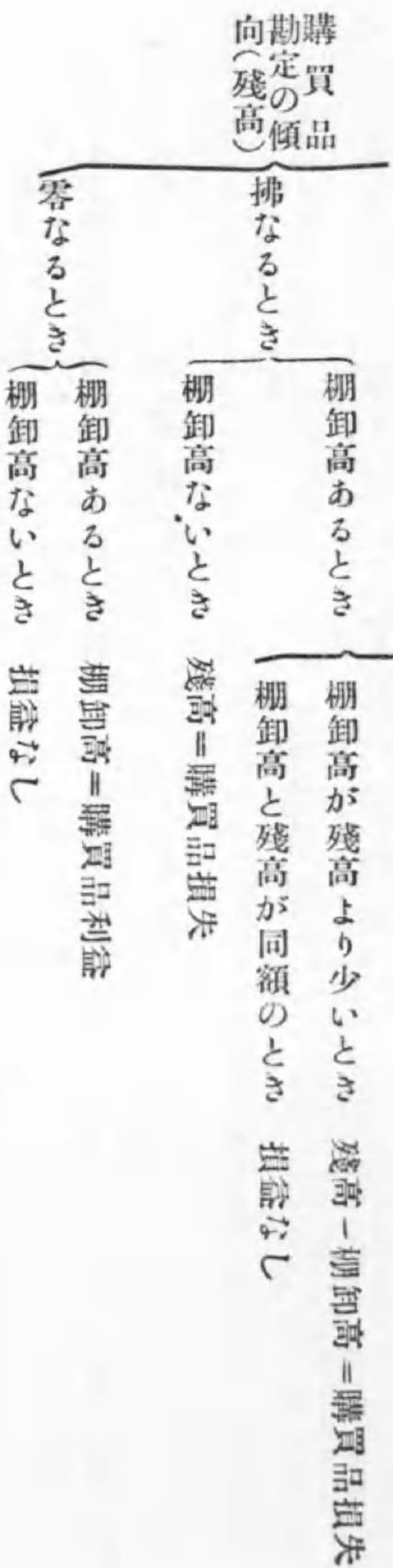
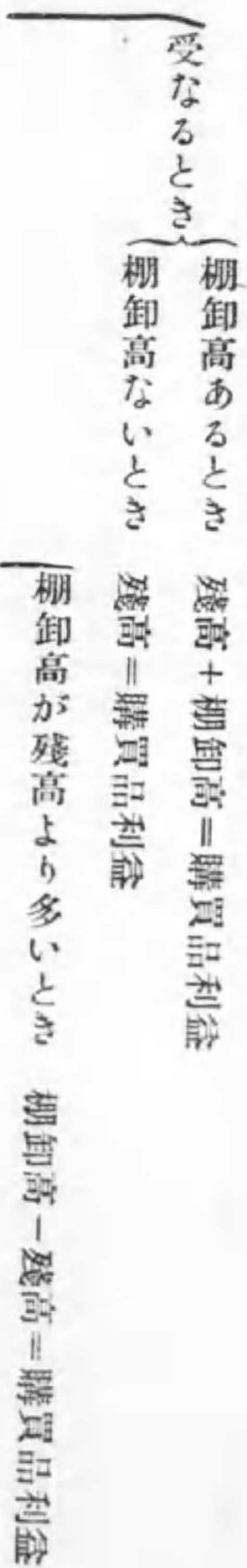
ハ、購買品勘定の残高が「拂」となつてをるときは、少くとも其の金額だけの購買品の實在することを意味してをる。依つて棚卸の合計と對照して、棚卸の金額が購買品勘定の残高よりも多いときは其の差額が利益である。

ニ、購買品勘定の残高が「拂」となつてをるときは、資産として少くとも其の金額だけの購買品實在高を表示してをるのであるが、棚卸の金額が其の拂の残高よりも少ないときは其の差額だけ損失である。

ホ、購買品勘定の残高が「拂」となつてをるとき、棚卸の金額が其金額と同額であれば損益はない。へ、購買品勘定の残高が「拂」となつてをるとき、棚卸高がなければ其の残高が損失である。

ト、購買品勘定の残高が零となつてをるとき、棚卸高があればそれだけ利益であり、棚卸高がなければ損益はない。

右の關係を一覽表にして示すと左の通りである。



例へば購買品利益五十圓あつた場合には次の仕譯記入を爲すのである。

受入	支拂
購買品利益 50圓	購買品 50圓
又購買品損失三十圓あつた場合には次の仕譯記入を爲すのである。	
受入	支拂
購買品 30圓	購買品損失 30圓

(買取販賣を爲す場合に販賣品損益を計算するのは總て之と同じである)

5 固定資産勘定の更正記入

建物、漁船各種の設備等は時の経過により、又使用により、日々其の價額が減少するのである。之を減價と稱してをる。即ち之は一種の損失であり、又經費と看做すべきものである。従つて利益の有無に拘はらず此の減價額を見積り之を其の固定資産の記帳價額から取除かなければならない。此の減價額を經費として取扱ふことを減價銷却といふのである。

固定資産の減價銷却に付ては前に説明した通りであるが、此の更正記入は次の通りである。

建物、(漁船、設備)の一年の銷却金額を算出する最も普通に行はれる方法は、其の建物の取得價額から残存價額を差引いた金額を使用年數を以て除し、其の商の數額を得た金額を、一年の銷却金額と定める方法である。其の算式は次の通りである。

$$\frac{\text{取得金額} - \text{残存價額}}{\text{使用年數}} = \text{一年の銷却金額}$$

例へば建物取得金額四千圓、残存價額二百五十圓、使用年數二十五年とすると、次の計算により一年の銷却金額が百五十圓となる。

$$\frac{4,000.00 - 250.00}{25} = 150.00 \dots \dots \text{一年の銷却金額}$$

依つて此の場合には次の様な仕譯記入を爲すのである。

受入	支拂
建物減價銷却資金 150圓	減價銷却費 150圓
建物 150圓	減價銷却費 150圓

「支拂」の減價銷却は損益計算の損失に計上せられ、「受入」の減價銷却資金は積立金として處理せられるのであるが、此の減價銷却資金を積立てる代りに次の様な仕譯記入もよく行はれる。

建物勘定は「支拂」であるから後の經理方法によつて之を其の建物勘定に轉記すると、それだけ建物の金額が少なくなつて行くのである。それで之に依つて貸借對照表を作ると建物が實際の價値を表示してをる譯であるが、之では其の建物が當初幾何で取得したものか、幾何の銷却を爲されたか貸借對照表から之を觀出すことが出来ない。貸借對照表は會計主體の眞狀を一覽の下に表はさなければならぬ性質のものであるから、漁業協同組合簿記では、前例の方法を採つて「借方」に減價銷却資金を積立てることになつてをる。従つて此の種銷却資金を貸借對照表の同じ借方に掲げられてをる準備金、特別積立金と同じであると觀ると、貸方の建物がそれだけ過大に表示せられてをるか其考へ方は不可なのである(補助金を當該資金勘定に受入た場合は例外)。依つて貸借對照表の借方に右の様な勘定があると、必ず其の相手勘定と相殺して之を觀る必要がある。此の様な科目を評價勘

定と呼ばれる。従つて評價勘定とは評價する爲の勘定とか或は相殺する勘定だといふ意味である。尤も後例の仕譯の様に減價額を直接建物勘定から控除する方法も從來用ひられる處であるが、元來減價は見込であつて確定的のものでない。従つて直接當該資産から減價額を控除しても決して正確なる價額を表はさないから、會計經理上前の仕譯は後の仕譯よりも勝れてゐるのである。

次に設例の建物が使用に堪へなくなつたときは、次の通り毎年度積立てられた減價銷却資金（三千七百五十圓と假定す）を以て建物價額を銷却するのである。

受 入	支 拂
建 物 3,750圓	建物減價銷却資金 3,750圓

次に残存建物を例へば二百五十圓に賣却したときには次の仕譯を爲せばよい。

受 入	支 拂
建 物 250圓	現 金（記入を要せず）

右の仕譯記入は當初の見込と事實が一致した場合であるが、實際はそれ程都合よく經理し得ることは極めて稀である。例へば残存建物が残存豫定價額二百五十圓を超へて三百五十圓に賣却される場合もあらう。又之と反對に僅に其の割にも達せない二十圓にしか處分されない場合もあるであらうから、今其の兩場合の仕譯を参考の爲に次に掲げる。

前者の場合

受 入	支 拂
建 物 350圓	現 金（現金仕譯法参照）

之に依て建物勘定の残高は受、一〇〇圓となる。依て其の年度末に於て次の仕譯記入を爲す

受 入	支 拂
處分建物益 100圓	建 物 100圓

後者の場合

受 入	支 拂
建 物 20圓	現 金（現金仕譯法参照）

之に依て建物勘定の残高は拂、二三〇圓となる。依て其の年度末に於て次の仕譯記入を爲す

受 入	支 拂
建 物 230圓	處分建物損 230圓

固定資産の取得原價には、組立の費用等を加へて差支ないのであるが、落成式の費用等を加へることは適當でない。

又改造若くは修繕等により著しく其の價値を増加したときは、之を原價に加へるのが適當である。

然しながら其の支出金額が少いときは損益勘定へ繰入るのが普通である。
 漁船、建物又は設備の新造又は改造に對し補助金、若くは寄附金を受入れたときは必ず其の金額を
 原價より控除すべきものであるから、此の場合には其の補助金又は寄附金は之を當該減價銷却資金勘
 定に繰入るのである。固定資産の使用年數は使用の程度、利用價値の低減其の他の各種の事情によ
 り異にするのであるが、今大體の標準を示すと次の通りである。

種別	構造	使用年數	備考
事務所	木造	二十年—二十五年	
住宅	鐵筋コンクリート 又は煉瓦建	五十年—六十年	
共同販賣所	木造	十五年—二十年	
倉庫	鐵筋コンクリート 又は煉瓦建	四十年—五十年	貯氷庫、冷蔵室
製氷場			
漁船	木船	十年—十五年	船舶の大きさにより著しく使用年數を異にす
運搬船	鐵船	十五年—二十年	

種別	構造	使用年數	備考
漁網	鐵製	十年—十五年	種類、品質及使用の状況により使用年數を異にす
集魚燈	木製	三十五年	
金庫		八年—十年	机、椅子、書箱
木製備品		十五年—二十五年	アンモニア壓搾機
製氷機		十五年—二十年	
製氷槽		十五年—二十年	
コンデンサー		十五年—二十年	
漁網製造機	鐵製	八年—十年	
製網機	木製	十年—十五年	
精米機		十二年—十五年	
同篩機		十二年—十五年	

右の標準は元より大體であるから、減價銷却の中途に於て右の使用年數が不適當であることを豫
 想せられたとき、又は改造若くは修繕等によつて著しく其の使用年數の延長を必要と認めるときは、

之を變更するのがよいのである。災害其の他の事情により豫期しなかつた減價が生じたにも拘はらず減價せないことは當を得たものでないから、此のときは臨時に必ず銷却する必要がある。

固定資産の減價銷却の標準となる使用年数に付ては、其の一覽表を設けて之を組合事務所に備付けて置くのが事務取扱上適當である。

(註) 残存價額トハ使用ニ堪ヘナクナツタ場合處分ニヨリ得ラル、價額ニシテ、使用年數トハ使用ニ耐ヘル年數ナリ、使用年數ハ壽命年數又ハ耐用年數トモ呼バレル。

6 未拂費用の更正記入

未拂費用とは、當事業年度内に已に發生済の損失であるが、決算期迄未だ支拂はない爲めに記録せられてない費用をいふのである。従つて未拂費用は一種の繰延負債である。

組合の當然支拂はなければならぬ様な税金、借入金利息其の他の諸費用が未拂であるときは、必ず之を計上するのが着實な決算とせられて居る。従つて組合としては此の方針に依るべきである。

例へば決算の際に郡水産會の會費未拂分が五十圓あるときには次の様に仕譯記入するのである。

受 入	支 拂
未払諸税負擔 50圓	諸税負擔 50圓
(又は未拂金)	

未收利益(例へば未收貸付金利息)は未拂費用と反對の性質のものであるから、之を計算して損

益計算へ繰入れても一應差支へない様であるが、組合經理上未收利益は計上せないことになつてゐる。之は現實に受入れる迄はそれが果して収入になるか否ふか判らないからである。若し未收利益を計上して決算をなし、後日収入するに至らないときにはそれだけ缺陷のある決算となり、此の様な結果は組合の基礎を危ふくするからである。「實現せざる利益は上ぐべからず」「予知の損失は洩らすべからず」といふのが簿記の不變の法則であるから此處に注意を述べて置く。

7 受託販賣品勘定の更正記入

受託販賣品勘定は元來組合員に對する負債勘定であるが、此の勘定の中には受託販賣の手續料が含まれてゐるのである。従て事業年度末に於て組合員に對する負債即ち受託販賣品に對する未拂金が残つてゐるか、否かを補助簿から調べて、若し未拂分があれば受託販賣品勘定の残高から其の金額を差引いた残りが販賣手續料となる。此の場合新に販賣手續料勘定を設けて其の計算を振分ける必要がある。若し組合員に對する未拂金が残つてゐない場合は、其の残高全部は販賣手續料であるから其の場合は次の仕譯を爲すのである。例へば其の残高を五百七十五圓あつたとする。

受 入	支 拂
販賣手續料 575圓	受託販賣品 575圓

例へば元帳の受託販賣品勘定の残高を五百圓と假定し之に付いて調査の結果、販賣手續料四百六

十五圓と組合員に對する受託販賣品の未拂分三十五圓といふことが判明したならば、次の様に販賣手数料勘定へ振替るのである。

受入	支拂
販賣手数料 455圓	受託販賣品 465圓

以上は更正記入の一例である。尙之に付ては總て傳票を立てることを忘れてはならない。

四、試算表の作製

以上の手續に依て元帳の残高は事實に符合する譯であるから、今一應試算表を作製して元帳の記帳の正否を點檢し、尙之に先立て各補助簿の各口座を締切り、其残高の合計と元帳の當該勘定の残高と夫々一致するか否かを調査する必要がある。例へば魚商人に對する魚價未收金（元帳の受託販賣品掛賣金勘定の残高）と魚商人に對する鮮魚掛賣帳（仲買人販賣元簿）の各口座の残高の合計、或は元帳の貸付金勘定の残高と貸付金臺帳の合計が一致すべき筈のものであるから、一致するか否かを調べる如きである。又日記帳尻の現金残高と金庫の現金實在高と照合する必要がある。

第三節 決算の本手續

右の豫備手續が終ると、決算の本手續に入る譯であるが、其手續は元帳の締切と決算表の作製である。

一 元帳の締切

元帳の各勘定口座の更正記入が終ると、次の順序に依て元帳の締切を行ふのである。

- (1) 元帳の最後の勘定口座の次に「全損益」勘定と其の次に「全資産負債」勘定の二口座を新に設定する。
- (2) 元帳各勘定中損益勘定に屬するものは年月日欄に年度末の日附と摘要欄に「全損益」と朱記し、受、拂の残高を其の儘反對側即ち残高が「拂」なるときは之を受入欄へ、「受」なるときは之を支拂欄へ朱記して受入、支拂の合計を爲すと平均するから之を締切る。此際其合計を記入する受入、支拂の金額欄を通じて上部へ一線と下部へ二線の赤線を引く。何故此の手續を爲すかといへば各勘定の一事業年度内に於ける分量を知ると共に受入、支拂が平均するか否かを點檢するのである。
- (3) 資産負債に屬する勘定も損益勘定に屬するものと同様年月日欄に年度末の日附と摘要欄に「全資産負債」と朱記し、受、拂の残高を其の反對側即ち残高が「拂」なるときは之を受入欄へ、「受」なるときは之を支拂欄へ朱記して受入、支拂を合計すると平均するから之を締切るのである。
- (4) 残高のない勘定口座は其の儘合計して締切る。
- (5) 損益勘定に屬する各勘定の締切を終ると、之を彙に元帳へ設定した「全損益」勘定の口座へ、年

度末の日附と各勘定の朱記の金額を受又は拂の反対に墨書し摘要欄へ、其の勘定科目を記入する。
 (6) 資産負債に属する各勘定の締切を終ると、之を養に元帳へ設定した「全資産負債」勘定の口座へ年度末の日附と各勘定の朱記の金額を受又は拂の反対に墨書し摘要欄へ其の勘定科目を記入し、日記帳の現金残高を其の支拂欄へ移し摘要欄へ「現金」と記入する。

(7) 「全損益」勘定の受拂差額を一應計算して残高を現はし、受入の多いときは剰餘金、支拂の多いときは損失金であるから摘要欄へ、剰餘金又は損失金と朱記して其の金額を受又は拂の少い側へ、剰餘金ときは支拂へ、損失金ときは受入へ朱記の上締切る。

(8) 「全損益」勘定の剰餘金又は損失金を朱記と反対に「全資産負債」勘定の口座へ轉記し、摘要欄へ剰餘金又は損失金、受入又は支拂欄へ其の金額を記入して之を締切る。

全損益勘定と全資産負債勘定の締切が終ると之で複式簿記の到達點とも謂ふべき損益計算書と貸借対照表が實質的に出来上つた譯である。

取引の總ての記帳は日記帳を経て元帳に至るのであるが、本項の場合に限り日記帳に關係なく元帳の記入を爲すのである。

元帳の締切に當つて各勘定の残高を受又は拂の反対側に加へ、尙反対側へ加へた數字を更に全損益勘定又は全資産負債勘定へ、受、拂反對に記入するのは日記帳に、振替仕譯を爲すべき處を省略して

直接元帳の勘定内に振替記入が行はれたからである。
 例へば元帳の残高が次の様な場合があつたとして其の場合の決算仕譯を日記帳に記入し、之を元帳へ轉記すると此の間の疑問が解けるであらう。

(註) 元帳ニ新ニ勘定ヲ開設スル
 コトヲ設定トイフ

日 記 帳 (頁數)

×月	××年	元帳科目	元丁	摘要	受入	支拂	現金残高
×	×	販賣手数料		×××		80.00	
	"	全 損 益		×××	80.00		
	"	給 料		×××	50.00		
	"	全 損 益		×××		50.00	
	"	出 資 金		×××		1,000.00	
	"	全資産負債		×××	1,000.00		
	"	預 金		×××	1,030.00		
	"	全資産負債		×××		1,030.00	
					2,160.00	2,160.00	

出資金

(頁數)

預金

(頁數)

年月日	摘要	日付	受入	支拂	受・拂	残高
××	××××		1,000.00			
××	全資産負債			1,000.00		1,000.00
××			1,000.00	1,000.00		

年月日	摘要	日付	受入	支拂	受・拂	残高
××	××××			1,030.00		1,030.00
××	全資産負債		1,030.00			1,030.00
××			1,030.00	1,030.00		

販賣手数料

(頁數)

給料

(頁數)

年月日	摘要	日付	受入	支拂	受・拂	残高
××	××××		80.00			80.00
××	全損益			80.00		80.00
××			80.00	80.00		

年月日	摘要	日付	受入	支拂	受・拂	残高
××	××××			50.00		50.00
××	全損益		50.00			50.00
××			50.00	50.00		

全損益

(頁數)

全資産負債

(頁數)

年月日	摘要	日付	受入	支拂	受・拂	残高
××	販賣手数料		80.00			
××	給料			50.00		30.00
××	剰余金			30.00		30.00
××			80.00	80.00		

年月日	摘要	日付	受入	支拂	受・拂	残高
××	出資金		1,000.00			
××	預金			1,030.00		1,030.00
××	剰余金		30.00			30.00
××			1,030.00	1,030.00		

二 決算表の作製

全損益勘定から損益計算書を、全資産負債勘定から貸借対照表を作製するのである。財産目録は棚卸表に依て作製するのが建前であるが、便宜上、此の貸借対照表、損益計算書、その他の帳簿から調製しても差支へないのである。此の二表の作製に付ては大いに考究すべき問題が残されてをるのであるが此處には其の説明を省略する。

決算表

決算表といふのは一事業年度終了し元帳締切後に調製せられる貸借対照表、損益計算書及び決算の當初に作製せられる財産目録の三つの書類を謂ふのである。

損益計算書

損益計算書は單に損益表とも呼ばれる、一事業年度内に於ける損益發生の原因と其の金額を現はし、純損益金算出の経路を明かにするものである。之に依て其の事業年度の成績を現はすものであるから此の計算は頗る重要である。決算の處で説明した通り過當な利益を計上すると必ず其の反動が將來に残されるのであるから、一意堅實な計算を爲すべきである。貸借対照表に於ては單に純損益の金額が現はされるに過ぎないのであつて、それが如何様な科目と金額とから生じたものであるか判らない。本計算書は即ち之を説明するものであるから、貸借対照表と密接な關係をもつてゐるのであつて、理事者は之に依つて經營の方針を樹てなければならぬ。

損益計算書の様式は、縦書であつて上方を利益、下方を損失とすることになつてをる、貸借対照表及財産目録の様式と共に本省より示してをるから組合では各地方應の指示に従て作製するのであるが元來損益計算書は損益の受拂を對照する表でないから其見出は必ず利益、損失とせなければならぬ。又事業期間の損益の表示であるから、自何年何月何日至何年何月何日とするのが適當である。

貸借対照表

貸借対照表は、決算時に於ける組合の財政状態と、其の期間の純損益高を簡明に表すものである。換言すると、決算時に於ける組合の財政状態の概括表といふことが出来る。組合の理事者は經營上

の參考資料として重要であることはいふ迄もない處であるが、組合事業の關係者即ち組合員、取引先、債權者等にとつても、亦財政の實力を判断する唯一の資料となるのであるから等しく重要である。又監督官廳は之を好箇の資料として監督する便宜があるのである。此の爲に其の記載が凡て眞實であることは絶對的に必要であつて、財政を誇張潤色する様な記載は斷じて許されないのである。尙貸借対照表及び損益計算書は毎決算期に之を比較して、始めて一層其の價值があるのであるから勘定科目の變更等は、努めて之を避けなければならない。尙貸借対照表は組合名、決算日の確定日付及貸借対照表なる標題を附することが必要である。漁業協同組合簿記の貸借対照表は、縦書であつて上方を貸方、下方を借方とすることになつてをる。

財産目録

財産目録は、財産の内容と實質を具體的に現はす總目録であつて、貸借対照表と共に組合令第二十五條の規定に従ひ、之を總會に提出して其の承認を求むることになつてをる。之の作製は決算の當初に棚卸表に依て爲すのが建前であるが、便宜上決算終了の直後にしても差支はない。記載の内容は商法第二十六條に示されてをる。即ち「動産、不動産、債權、債務其の他の財産」に付て其の價格を附記する必要があるから、所謂財産の全部を掲げる譯であるが、組合簿記では全資産と外部負債を記載して其の差額を純財産として現はすことになつてをる。

貸借対照表は、或る一定時に於ける財政現状の一覽表である爲め、漸く其の科目と金額から貸借を對照して財政内容を知り得るに過ぎないから、其の説明を爲すものが本目録であると考へて宜しいのである。貸借対照表と相違する點は右の通り一方は數字本位であり、一方は實相の表示をなす點にある。従つて貸借対照表は一覽し得る様な表であることを要件とするが、財産目録は其の性質上幾枚に亘つても良いから詳細に調製することが要件である。往々「財産目録ハ貸借対照表ノ資産ノ部ニ同ジニ付之ヲ省略ス」等と記述されてをるのを見受けるが之は財産目録を解せざる爲に生ずる大きな間違である。尙貸借対照表の貸方合計と、財産目録の資産合計とは常に一致するのであるが、組合に損失金ある場合は貸借対照表の資産の部に損失金は記載せられるが、財産目録の資産の部に記載せられないから此のときに限つて、双方の合計が一致しないのである。又財産目録の負債には内部負債（純財産）は計上せられないから、其の合計と貸借対照表の借方の合計は通常一致しないのである（非出資の責任組合で純財産がないときは一致する場合もある）。

次に財産目録には、組合名と作製の確定日附を掲げ、尙財産目録たる標題を附すことが必要である。貸借対照表、損益計算書、剩餘金處分書及財産目録の雛形に付ては、農林省より次の様に示してをるから参考に掲げて置かう。

第一 貸借対照表

貸		借	
科目	金額	科目	金額
未拂込出資金		出資金	
受託販賣品掛賣金		準備金	
受託販賣品假渡金		特別積立金	
購買品掛賣金		貸倒債却資金	
購買品		減價債却資金	
貸付金		借入金	
預金		受託販賣品未拂代金	
有價證券		購買品掛賣金	
漁業權		聯合會未拂込出資金	
土地		未拂金	
建物		何	

船	船舶	
備	備品	
聯合會	聯合會出資金	
何	何	
現	現金	
(繰越損失金)		
合計		
		本年度剩餘金
合計		

備考

- 一、責任組合ニ非ザル組合ハ明治四十四年二月農商務省告示第八十八號ノ様式ニ依ル
- 二、經費ノ一部ヲ分賦シタル場合ニ於テハ收支決算ノ殘額ハ利益ニ計上スルコト
- 三、未拂金中ニハ未拂利子アル場合ヲモ含メテ計上スルコト
- 四、漁業權ハ買入レタル場合ニハ其ノ價額ヲ、免許出願ニ依リ取得シタル場合ニハ其ノ出願ニ要シタル費用ノミヲ計上スルコト
- 五、土地ニ對シテ附スル價格ハ取得ニ要シタル金額ヲ限度トスルコト

- 六、備品ハ其ノ取得原價ヲ基礎トシテ其ノ時ニ於ケル破損腐朽等ノ狀況ニ應ジテ適當ニ價格ノ切下ヲ行フコト
- 七、建物、船舶及ビ設備ノ價額ハ取得ニ要シタル金額ヲ限度トスルコト、尙成ルベク此ノ金額ヲ壽命年數ヲ以テ除シタル額ヲ下ラザル範圍ニ於テ償却資金ヲ計上シ、毎年之ヲ積立テ壽命年數ニ達シタル場合ニ於テ之ヲ償却スルコト
- 八、掛賣金、未收入金、貸付金ニシテ其ノ回收不能ナルモノハ切捨ヲ行ヒ回收不確實ナルモノニ對シテ貸倒償却資金ヲ設クルコト
- 九、償却費中ニハ前記(七)ノ建物、船舶及ビ設備ノ償却費及ビ(六)ノ備品償却費ヲ含メテ計上スルコト
- 十、購買品手元有高ハ評價益ヲ見積ラザルコト
- 十一、公債、其ノ他有價證券ハ取得シタル金額ヲ限度トスルコト

附 損益計算書

利	科	目	金額	損	科	目	金額
	販賣手数料		円		貸倒金		円
益	額			失	額		

第三財產目錄

資		產	
科目	目	摘要	金額
未拂込	出資金	何口	
受託販賣品	掛賣金	内譯別紙ノ通リ	
受託販賣品	假渡金	何件	
購買品	掛賣金	内譯別紙ノ通リ	
購買品	買金	同	
貸付	金	同	
預金		何々銀行預金	
有價證券		何々證券何枚	
漁業權		免許第何號何漁業權	
土地		何々用地何坪	
建物		何々用建物何坪	

船		備		備		備	
船	品	品	品	品	品	品	品
船	品	何々用船舶船材何噸何馬力	何々其ノ他何點	何々	何々	何々	何々
聯合會	出資						
何々	々々						
現金							
合計							

負		債	
科目	目	摘要	金額
借入	金	内譯別紙ノ通リ	
受託販賣品	未拂代金	同	
購買品	掛買金	同	
聯合會	未拂込出資金	何口	
未拂	金	何々未拂金	

漁業協同組合簿記講義

何	々
差	引

貸借対照表作製上の注意

- 1 勘定科目の配列は固定性のものから、流動性のものに及ぶこと（施設事業の状態により、之と反対の配列必ずしも不適當でない場合がある、要は資産負債に付て固定性別、流動性別に比較對照して財政狀況を觀察するに便利なる様留意すれば足りるのである）。
- 2 漁業権は「免許取得」又は「買入取得」の區別を、科目欄に括弧を附して細字にて記入するを適當とすること。要すれば最近五ヶ年間の平均漁獲高を欄外に記入するは適當なり。
- 3 魚商人から保證金の代用として有價證券を受入れたときは、借方に「預り保證有價證券」貸方に「保管有價證券」なる科目を設け、其の金額は受入當時の時價により双方同額とすること。組合所有の有價證券、預金證書等にて擔保に爲して置るときは科目欄又は欄外へ其の旨記入するは適當なり。
- 4 理事、監事等に對する貸付金、掛賣金等は、之を一般のものと區別して記載するは適當なり。

損益計算書作製上の注意

- 1 科目の配列は、利益欄は重要な事業の順序に従ひ損失欄も要すれば、之に對應せしむこと。
- 2 純損失に屬するもの、例へば掛賣金の銷却、貸付金の貸倒の如きものと經費に屬するもの、例へば給料、消耗品費の如きものは區別して記入すること、尙利益に付ても事業の利益と、然らざるものを區分すること。又要すれば臨時的の損益を區分するは可なり。

財産目録調製上の注意

財産目録は、決算表の處で説明した通り財産の説明書であるから、事實を想見せしむるに足る様調製する意味に於て左記の注意が必要である。

資 産

- 1 未拂込出資金に付ては總口數を記入すること、要すれば未拂込金額別に口數を示すこと。
- 2 受託販賣品掛賣金及購買品掛賣金に付ては、件數を記入し、要すれば支拂期限の經過のものと然らざるものと區別すること。
- 3 受託販賣品の假渡金は件數を記入すること、若し精算後にして未收の場合は之を區別すること。
- 4 購買品は適當に區分して示すこと。
- 5 貸付金は件數、貸付人員數を記入し要すれば支拂期限經過のものと然らざるものと區分すること。

- 6 預金は預先別、種類別金額を記入すること。
- 7 有價證券は名柄別、額面、枚數、拂込額及其の證券番號を記入すること。
- 8 漁業權は免許番號種別及最近五ヶ年間の平均漁獲高を記入し免許取得と買入取得の別を示すこと
- 9 土地及建物は所在地坪數用途を記入し尙土地に付ては地目を建物に付ては大體の構造を示すこと
- 10 船舶に付ては構造、船舶番號、船材、大きさ、馬力數、及び用途を記入すること。
- 11 備品及機械は主なるもの、名稱、數量を記入し要すれば所屬別を示すこと。
- 12 雜勘定、假拂金其他特種なる勘定に付てはなるべく明細に示すこと。

負債

- 1 受託販賣品の未拂金及び購買品掛買金は、件數、内譯を記入し要すれば支拂期限經過のものとならざるものとを區分すること。
- 2 借入金は支拂期限及利率を記入し有擔保なるに於ては其の概略を記入すること。
- 3 未拂金、假受金、其他特種の勘定に付てはなるべく詳細に示すこと。
資産、負債の科目中摘要欄に明細を記入し得ないときは別に内譯書を作製して摘要欄に「別紙内譯ノ通り」と記載するのが適當である。

第十二章 繰越記帳

繰越記帳といふのは、貸借對照表の諸勘定を次年度に繰越す爲の手續である。即ち決算が終了すると、直ちに翌事業年度第一日の日附を以て其の貸借對照表を日記帳に仕譯記入し、然る後に元帳へ轉記するのである。尙此の際未經過勘定（未經過利益、未經過費用）は直ちに本勘定に復歸せしむる必要がある。決算の豫備手續中繰延負債の更正記入の處に於て例示した場合の例を示すと次の通りである

受入	支拂
使用料 100圓	未經過使用料 100圓

此の繰越記帳が遅れると、其の間に生ずる取引事務の整理を困難ならしむる虞れがあるから、なるべく早く決算事務を終へる様に前以て建物、設備等の減價銷却、貸付金、掛賣金の調査、未經過勘定其他の事項に付ての調査及補助簿と元帳との突合等をなして置く必要がある。

單式簿記では其の年度に屬する金錢の出納事務が完結せないときは、決算の締切はそれだけ遅延するのであるが複式簿記は之れと異つて年度末現在に依つて決算を行ふのであるから、出納未済事務を整理する必要はあるが出来ないものは其の儘にして置いて何等差支へることがないのである。新年度の元帳へ口座を開設するのは負債、資産、利益、損失の各勘定の順序に依るのも一案であるが今後

の試算表作製の便宜上受入、支拂に二別して之を定めるのが最も良い、又記帳のみの便宜からすれば受入と支拂に大別し、取引の多い勘定を前へ、取引の少い勘定を元帳の末尾へ開設するのも強ち悪いことはない、例へば共同購買、共同販賣、資金貸付等を頻繁に行ふ組合では其の勘定を前部へ土地、建物、漁業権、出資金、準備金勘定等を後部へ配置する様なものである。其の何れにするも、各勘定の一事業年度内に要する紙数を豫定して、口座の配置を爲すことが必要である。例へば共同販賣を爲す組合が毎日魚商人に對する販賣と、組合員に支拂を爲すものとすれば、受託販賣品勘定への轉記は一日に二行あれば足りる譯であるから一年七百三十行を要する計算となる、從て中判の帳簿なれば約三十一頁、大判ならば約二十五頁を振當てると良いことになる（普通中判の帳簿は一頁二十六行大判なれば一頁三十二行であるから、頁繰越を二行宛當てると中判なれば二十四行大判なれば三十行記入し得るからである）又土地、建物、漁業権勘定の様なものは大抵一頁位あれば足りる様なものである。若し其の紙数の振當を考へないで置くと年度開始早々紙数が盡きて勘定口座を移動せなければならぬ様になるから注意する必要がある。

繰越記帳は日記帳、元帳のみならず各種補助簿全部に付て之を行ふのである。各種帳簿とも餘白があれば前年度に引續いて使用しても差支ないがなるべく帳簿を新にする方が良いのである。

第十三章 剰餘金の處分

決算の結果剰餘金が生ずると、組合令第二十五條第二項に依つて剰餘金の處分書を通常總會に提出して其の承認を求めなければならぬのである。之に先立つて監事は貸借對照表（組合員に經費を分賦する場合は經費の收支決算書に付ても）財産目録、事業報告書及剰餘金の處分書に付き之を調査し其の意見を通常總會に報告することになつてをる。

剰餘金の處分書は、組合の規約に依つて定められた範圍内で之を作製するのであるが農林省から示してをる漁業協同組合の模範規約第五十三條には、次の様に書かれてをる。

剰餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額を控除シ尙殘餘アルトキハ特別積立金、事業分量ニ對スル配當金、拂込ミタル出資額ニ對スル配當金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

組合の規約が右の様な場合には、準備金を控除した其の殘額を處分する順序割合は隨意であつて、要は事業の成績の内容等を充分考究して公平に處分する様定むべきである。協同組合の四原則の一つである事業分量の配當（所謂特別配當）等を爲さないで、手盛りの役員賞與金が、其の大部分を占める様な、處分方法は感心したものでない、又右の如き規約の組合に於ては事務員の賞與の支出や、建物等の減價銷却は剰餘金から出來ないから之等は損益計算へ入るべきものである。今剰餘金一千五百

圓を準備金に四百圓、特別積立金に三百圓、出資に對する配當に二百六十圓、事業分量に對する配當に三百八十六圓、役員賞與金に百五十圓、繰越金に四圓を處分したとすると總會の承認のあつた日附で次の仕譯記入を爲すのである。尙同時に準備金及特別積立金を別途管理の手續を必要とする。

支拂	受入
剰餘金 1,500圓	準備金 400圓
	特別積立金 300圓
	出資に對する配當 260圓
	事業分量に對する配當 386圓
	役員賞與金 150圓
	繰越金 4圓

剰餘金處分後出資に對する配當、事業分量に對する配當及役員賞與金の支出を爲した場合には、現金取引であるから、其のときは日記帳へ次の通り記載すれば良い。

支拂	受入
配當金 260圓	現金……………圓
事業分量配當金 386圓	現金……………圓

役員賞與金 150圓 現金……………圓

出資の拂込が完了して居らない場合には、出資に對する配當は、組合令第四十四條ノ三に依て其の拂込に充てなければならぬことになつて居るから此の場合には次の様な仕譯記入を爲すのである。

受入 未拂込出資金 260圓 支拂 配當金 260圓

決算の結果損失金が生じた場合に、之を如何に處理するかといふことは、其の組合の規約の規定による譯であるが、例へば漁業協同組合の模範規約例の如き組合に於て、現に五百圓の特別積立金（又は準備金）を有したりと假定して其の特別積立金中より百二十圓の損失金を填補したとするならば、總會又は總代会の承認のあつた日に次の通り仕譯記入を爲すのである。

受入 支拂
損失金 120圓 特別積立金 120圓

右の結果損失金勘定は消滅し特別積立金勘定の残高は三百八十圓となる。

第十四章 組織設定の場合に於ける會計經理の手續

漁業組合（聯合會）が組織を設定すると其の會計方式は、貸借對照表制度に據らなければならぬのである。從來の漁業組合の記帳の方式は單記式であり、責任組織を採る組合の記帳の方式は複記式

である關係から、此の手續を必要とするのである。従つて之は單式簿記から複式簿記へ移り變る際の一時的手續である。

本手續は組織設定の規約變更認可申請に對して、地方長官から其の認可の指令が到達すると直ちに其の日現在に於て次の手續を行ふのである。

一、假決算を行ふこと。

二、財政一覽表を調製すること。

三、財政一覽表の資産を支拂負債を受入として日記帳へ仕譯記入し、日記帳より元帳へ轉記すること。假決算とは、當該組合の其の事業年度の始めから指令到着の日迄の經費の收支に付て行ふ決算を謂ふのである。此の決算は當該年度の歳入簿、歳出簿及び現金受拂簿に依つて容易に行ふことが出来る。(當日現在に於ける歳入出の現計表は假決算の内容と同一である)此の際収入が支出を超過してをるときは、其の額は剩餘金(利益)であるが、之を處分することは出来ないのである。何故ならば、之は組合令及規約に規定されてをる剩餘金と異ふからである。依て此の場合には「假決算利益金」といふ科目で財政一覽表に繰入れ、年度末に於て一般の損益勘定へ組入るのである。之れ此の場合の假決算と本決算の剩餘金處分に付て相違する點である。

財政一覽表は複式簿記の貸借對照表に相當するものであるから、組合の全財産を網羅計上する必要

がある、財政一覽表は資産と負債の部に分れ双方とも各科目別に金額を列記するのであるが、當該年度の歳入簿や歳出簿に掲げてないものもあるから財産目録、補助簿其の他の書類、係員の記憶等に依りて調査の上計上せなければならぬ、資産を計上するに付ては嚴重に之を評價して、苟くも實質の伴はない資産は必ず之の切捨を爲す必要がある。

例へば回収不能の状態にある貸倒金や魚商人に對する漁獲物の販賣掛倒金の様なものは、法律上の債權に相違ないのであるが白紙一枚程の價値もないのみならず、簿記上は之を資産(債權)として取扱はないのであるから、資産に計上することは出来ないのである。若し右の様な債權があれば必ず切捨をなし所謂地獄帳へ繰入れるのである。従て資産として計上せられる貸付金、鮮魚掛賣金、購買品代未收金、假渡金、預金、受取手形等の如きものは其の臺帳(貸付金にあつては貸付金臺帳、鮮魚掛賣金にあつては仲買人販賣元簿の如き)中回収の見込確實なるもの、金額の合計となる譯である。

又土地、建物、漁船、漁具、機械、備品等に付ては過大の評價に陥らざる様堅實適正な評價を爲すことが絶對に必要である。其の要領は大體取得金額と時價を對照して常に低い方の金額(第十一章第二節棚卸表の調製参照)を計上し又漁業權に付ては之が取得に要した金額を限度として計上(第十六章参照)し購買品、販賣品の殘品其他組合の總ての資産に付ても如上の趣意によつて實地に付て吟味計算するのである。折角組織を設定して信用限度の擴大を圖らうとするのに貸倒金を銷却せず、又固

定資産の過大評價を爲してをると社會の信用を博し得ないのみならず、社會は斯様な組合を却て不真面目なものとして排斥するであらうから、若し不良な債權を如何にも資産らしく帳簿に載せてをる様な組合がありとするならば、此の機會に更始一新するのが肝要な事柄である。

負債の計上に付いても現在額と帳簿上の金額と一致するか否かを充分調査し、又年賦借入金の如きものは未償還元金を計上し其の他の諸未拂金も洩れなく調査計上することが必要である。

斯くして財政一覽表の資産、負債が計上せられると、假決算の利益金を負債の方へ「假決算利益金」として其の金額を計上して一應双方の合計を試み、若し資産の部が負債の部より超過してをるときは、其の差額を資産負債差額として負債の部に計上し、若し又負債の合計が資産の合計を超過してをるときは、それはそれだけ損失金であるから資産の方へ資産負債差額として計上し、双方の合計を爲すと資産と負債の總金額が一致する筈である。

財政一覽表は、右の通り必ず双方の合計が等額になる様作製することが絶対に必要である。然しながら資産が負債を超過するときに、其の超過額を引下げて双方の合計金額を一致せしむる方法もないではないが、資産を不當に低く見積る様な場合もないではないから、それでは記録眞實の鐵則に沿はない嫌がある。

今簡単な財政一覽表の作製の場合を参考の爲に掲げる。

財政一覽表

科	目	摘	要	金額
建	物	共同販賣所木造平家建	一棟十五坪	三〇〇
計				三〇〇

例へば假決算の結果、經費の收支差引が零であつて財産は資産として共同販賣所一棟（時價三〇〇圓）を所有するのみで、負債のない場合には財政一覽表は次の通りになる。

科	目	摘	要	金額
資産	負債	差額		
計				三〇〇
				三〇〇
				三〇〇

又例へば假決算に於て經費の收支決算が差引零であつて、資産として計上する何物もなく借入金が五〇〇圓を有する場合には、財政一覽表は次の通りになる。

財政一覽表

科	目	摘要	金額
資産	負債差額		五〇〇
計			五〇〇

負債

科	目	摘要	金額
借入	金	何銀行ヨリ借入	五〇〇
計			五〇〇

基金、遭難救恤資金、その他各種の積立金は之を財政一覽表の負債へ計上するのであるが、それ等の各種準備資金が別途に管理せられてゐるか、又は運用せられてゐるか若くは管理、運用中に其の實質を備へないに至つてゐるかによつて財政一覽表には次の様に掲載せられる。

例へば基金千圓、遭難救恤資金二百圓を有する組合に於て。

1 別途に其の金額を預金として保管せられてゐる場合。

資産

科	目	摘要	金額
預金	金	何銀行何預金	一、二〇〇
計			一、二〇〇

負債

科	目	摘要	金額
基金	金		一、〇〇〇
遭難救恤資金	金		二〇〇
計			一、二〇〇

2 基金は別途に銀行預金とし遭難救恤資金全部が貸付金に運用せられてゐる場合。